

令和7年度版

# 清掃事業概要



八戸市

※表紙:令和6年度八戸市環境美化協議会 530 運動児童作品コンクールポスターの部応募作品

## 目 次

### 第1章 組織

1	共同処理	1
2	組織	1
3	人員配置	2
4	保有車両	2
5	施設概要	3

### 第2章 予算・決算及び原価計算

1	令和7年度関係各課予算	5
2	令和6年度決算額	7
3	清掃費（ごみ処理経費）の推移	8
4	廃棄物処理手数料等調定状況	10
5	令和6年度ごみ処理原価	11

### 第3章 ごみ処理

1	処理の現況	
1-1	ごみ処理フロー	13
1-2	ごみ排出量	13
1-3	リサイクル率	15
1-4	最終処分量	16
1-5	家庭ごみの排出状況	18
2	処理計画等	
2-1	一般廃棄物処理計画と関連計画	20
2-2	分別収集と処分	21
3	排出抑制と再資源化促進のための取組	
3-1	家庭ごみの有料収集	23
3-2	リサイクルパートナー制度	24
3-3	廃食用油利活用事業	24
3-4	共同処理における再資源化	25
3-5	小型家電リサイクル事業	26
3-6	事業系ごみ減量促進事業	26
3-7	八戸市環境審議会	27
3-8	八戸市ごみ減量推進員設置事業	27
3-9	八戸市3010運動推進店認定制度	27
3-10	広報活動	28

4 不適正処理の防止と環境美化のための取組	3 0
4-1 不法投棄防止対策	3 0
4-2 はちのへクリーンパートナー制度	3 1
4-3 八戸市環境美化協議会への補助	3 1
4-4 カラス対策事業ごみ箱設置購入費用補助金	3 2
4-5 家庭ごみ集積所の適正排出に関するラミネート看板の作成	3 2
5 処理施設の維持管理	3 4

#### 第4章 資料編

1 ごみ処理事業の沿革	3 7
2 排出区分別ごみ処理状況	4 4
3 年度別ごみ排出状況推移	4 6
4 最終処分場不燃物埋立状況推移	4 8
5 一般廃棄物処理業許可業者一覧表	5 0
6 計画・関係例規等	5 3
(計画)	
八戸市一般廃棄物処理基本計画（概要版）	5 4
令和7年度八戸市一般廃棄物処理実施計画	5 8
八戸市第11期分別収集計画	6 4
(条例・規則)	
八戸市環境基本条例	6 8
八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7 0
八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	7 4
(要綱・要領)	
八戸市一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱	7 9
八戸市外一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱	8 1
八戸市ごみ処理手数料徴収業務の委託に関する要綱	8 3
生活保護世帯及び中国残留邦人等に対する一般廃棄物処理手数料減免実施要綱	8 4
八戸市ボランティア用ごみ袋に関する要綱	8 5
はちのへクリーンパートナー実施要綱	8 6
八戸市ごみ減量推進員設置要綱	8 7
八戸市放置自動車処理要綱	8 8
八戸市3010運動推進店認定制度要綱	8 9
八戸市有害ごみ取扱実施要領	9 0
ごみ集積所の設置基準等に関する要領	9 1
令和7年度八戸市リサイクルパートナー補助金交付要領	9 1
令和7年度八戸市資源物集団回収事業補助金交付要領	9 2
令和7年度カラス被害対策事業ごみ箱設置購入費用補助金交付要領	9 3

# 第 1 章 組織

## 1 共同処理

当市における清掃事業のうち、し尿処理の全般及びごみ処理における主な中間処理業務については、一部事務組合である八戸地域広域市町村圏事務組合において実施されている。

八戸地域広域市町村圏事務組合規約(昭和46年4月1日県指令第1803号)に基づき、同組合が行っている清掃事業に関する共同処理は、八戸市、階上町及び南部町(合併前の福地村の区域)の1市2町に係る次の事務である。

### ア・し尿処理に関する共同処理事務(平成3年2月~)

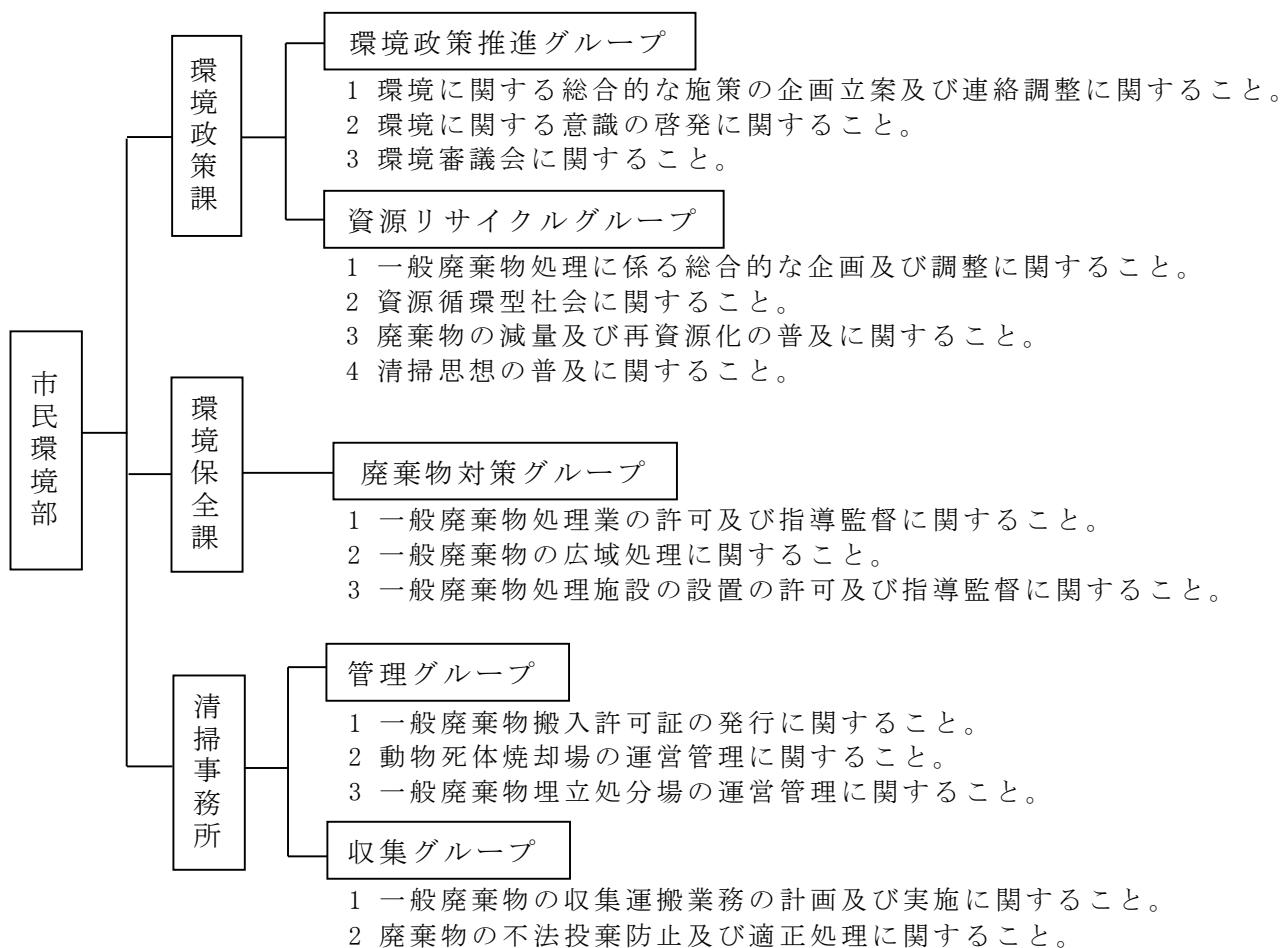
- ・し尿処理施設に関する事務
- ・し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務
- ・し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく事務
- ・浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法の規定に基づく事務

### イ・ごみ処理に関する共同処理事務

- ・ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務(平成4年9月~)
- ・リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務(平成10年4月~)

## 2 組織

(令和7年4月1日現在)



## 3 人員配置

(令和7年4月1日現在)

部署 職種・職名	市民環境部							計	
	環境政策課		環境保全課		清掃事務所				
	環境政策推進 グループ	資源サイクル グループ	廃棄物対策 グループ	管 理 グループ	収 集 グループ				
行政	市民環境部次長 兼 環境政策課長	1						1	
	清掃事務所長（次長級）					1		1	
	環境保全課長		1					1	
	清掃事務所副所長 (グループリーダー事務取扱)						1	1	
	グループリーダー（副参事）	1	1	1		1		4	
	主 幹	2	2				1	5	
	主 査	1	1	1		1		4	
	技 査			4		1		5	
	主 事	2	2	1		1	1	7	
労務能	技能主事兼技能技師					1		1	
	計	1	6	6	1	7	1	39	
	会計年度任用職員	一般事務	3		一般事務 技能労務員	2 1		9	
	嘱託職員			環境管理 専門員等	3				

## 4 保有車両

(令和7年4月1日現在)

種別	用途	環境政策課	環境保全課	清掃事務所
軽貨物車	事務連絡等	2 台		3 台
軽乗用車	事務連絡等			1 台
軽乗用車	不法投棄監視等		1 台	
中型塵芥收集車(8m <sup>3</sup> )	可燃ごみ收集等			3 台
小型塵芥收集車(4m <sup>3</sup> )	可燃ごみ收集等			2 台
普通貨物車	不法投棄物処理			1 台
普通貨物車(2.65t積ユニック)	不法投棄物処理			1 台
小型貨物車(1t積)	不法投棄物処理			1 台
軽貨物車(0.35t積)	不法投棄物処理			2 台
軽トラック(0.35t積)	不法投棄物処理			
小計		2 台	1 台	14 台
総計				17 台

## 5 施設概要

### (1) 八戸市一般廃棄物最終処分場（新処分場）

所 在 地	八戸市大字櫛引字湯ノ沢2-6
敷 地 面 積	135, 666 m <sup>2</sup>
建 物 面 積	546.39 m <sup>2</sup>
埋 立 面 積	15,400 m <sup>2</sup>
埋 立 容 量	214,000 m <sup>3</sup>
竣 工	平成25年7月
総 事 業 費	48億円
構造・方式・施工者	埋立施設
	クローズドシステム（被覆型）
	鉄筋コンクリート槽 4区画
	埋立中の区画に膜屋根（移動式）
	施工者：安藤ハザマ・石上・小幡特定建設工事共同企業体
	浸出水処理施設
	処理方式 凝集沈殿
	処理能力 30 m <sup>3</sup> /日
	処理水 公共下水道放流
	施工者：共和化工・大館特定建設工事共同企業体

### (2) 八戸市動物死体焼却場

所 在 地	八戸市大字鮫町字大草離3-14
敷 地 面 積	25,329 m <sup>2</sup>

### (3) 八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場

所 在 地	八戸市大字是川字上田中沢及び田中山地内
敷 地 面 積	94,713 m <sup>2</sup> （うち市有地21,750 m <sup>2</sup> ）
建 物 面 積	752.06 m <sup>2</sup>
埋 立 面 積	69,500 m <sup>2</sup>
埋 立 容 量	690,000 m <sup>3</sup>
竣 工	昭和56年1月10日
総 事 業 費	6億4700万円
型 式	埋立方式 準好気性サンドイッチ
	浸出液処理方式 凝集沈殿+回転円板
	処理能力：最大 200 m <sup>3</sup> /日 × 2系列
施 工 者	株鴻池組 森永エンジニアリング(株)共同企業体

## 【参考】八戸地域広域市町村圏事務組合の廃棄物処理施設

### ○ごみ処理施設



八戸清掃工場第一工場  
H8. 7竣工  
全連続流動床式焼却炉  
150t/日 × 2炉

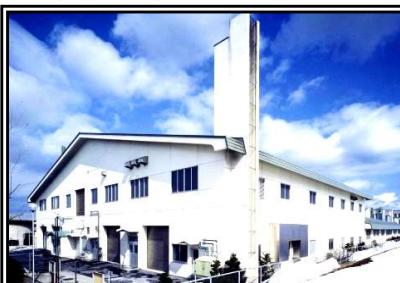


八戸清掃工場第二工場  
S55. 3竣工  
全連続ストーカ式焼却炉  
150t/日 × 1炉



八戸リサイクルプラザ  
H12. 3竣工  
破碎・圧縮・選別・梱包  
171. 09t/5h

### ○し尿処理施設



八戸環境クリーンセンター  
第1処理場  
H元. 9竣工 (H24. 9改修)  
浄化槽汚泥 180kl/日



八戸環境クリーンセンター  
第2処理場  
H5. 3竣工 (H24. 9改修)  
し尿 130kl/日



## 第2章 予算・決算及び原価計算

## 1 令和7年度関係各課予算

(単位：千円)

予算額	財源内訳					
	特定財源				一般財源	
	国・県支出金	地方債	手数料	諸収入		
清掃関係予算額	3,149,567	13,899	237,500	392,517	1,508	2,504,143
環境政策課	1,837,608	13,899		288,000	1,277	1,534,432
清掃事務所	1,311,959		237,500	104,517	231	969,711

### 【環境政策課関係予算】

(単位：千円)

予算科目	当初予算額			備考
	令和7年度	令和6年度	比較	
4 衛生費	1,837,608	1,767,450	70,158	
2 清掃費	1,837,608	1,767,450	70,158	
1 清掃総務費	1,837,608	1,767,450	70,158	人件費（給与、職員手当等、共済費、報酬等） 57,103 旅費 1,257 需用費 84,339 役務費 934 委託料 74,279 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理手数料徴収委託料 37,081</li> <li>・使用済小型家電収集運搬委託料 5,000</li> <li>・海岸漂着物地域対策推進事業委託料 13,899</li> <li>・ごみ袋等管理配達委託料 10,543</li> <li>・廃食用油収集運搬委託料 2,493</li> <li>・指定ごみ袋無料配布世帯配達等委託料 1,696</li> <li>・家庭ごみ組成調査業務委託料 378</li> <li>・チラシ等配達委託料 2,803</li> <li>・ごみ収集アプリ運営委託料 386</li> </ul> 使用料及び賃借料 227 備品購入費 0 負担金補助及び交付金 1,612,042 <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸地域広域市町村圏事務組合負担金 1,609,431</li> <li>・全国都市清掃会議負担金 150</li> <li>・諸会議等出席負担金 11</li> <li>・リサイクルパートナー補助金 950</li> <li>・八戸市資源集団回収事業補助金 1,500</li> </ul> 償還金利子及び割引料 7,420 <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸地域広域市町村圏事務組合返還金 7,419</li> <li>・返還金 1</li> </ul> 公課費 7

### 【環境保全課（廃棄物対策グループ分）予算】

※産業廃棄物適正処理推進事業費として計上しているため、関係予算として算定せず、また原価計算にも含めない

## 【清掃事務所関係予算】

(単位：千円)

予算科目	当初予算額			備考
	令和7年度	令和6年度	比較	
4 衛生費	1,311,959	1,072,238	239,721	
2 清掃費	1,311,959	1,072,238	239,721	
1 清掃総務費	867,774	845,257	22,517	人件費（給与、職員手当等、共済費、賃金等） 129,046 旅費 348 需用費 7,236 役務費 833 委託料 725,000 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物収集運搬委託料 725,000</li> </ul> 使用料及び賃借料 860 原材料費 58 負担金補助及び交付金 4,120 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三八地区清掃事業労働災害防止協議会負担金 3</li> <li>・八戸地方労働基準協会負担金 7</li> <li>・無線電波利用負担金 3</li> <li>・諸会議等出席負担金 107</li> <li>・カラス被害対策事業ごみ箱設置補助金 4,000</li> </ul> 償還金利子及び割引料 19 ・廃棄物処分券返還金 19 公課費 254
2 麻芥処理費	444,185	226,981	217,204	人件費（給与、職員手当等、共済費） 12,853 旅費 13 需用費 27,895 役務費 10,098 委託料 70,533 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場土壤提設業務委託料</li> <li>・自家用電気工作物保安業務委託料 349</li> <li>・樹木伐採等委託料 7,832</li> <li>・機械警備委託料 396</li> <li>・消防用警報・消火設備点検委託料 193</li> <li>・最終処分場管理業務委託料 30,000</li> <li>・トラックスケール点検整備委託料 608</li> <li>・計装設備保守点検業務委託料 2,959</li> <li>・最終処分場地盤沈下等調査業務委託料 1,221</li> <li>・動物死体焼却場管理業務等委託料 18,975</li> <li>・最終処分場被覆施設移設工事意図伝達業務委託料 2,560</li> <li>・最終処分場被覆施設移設工事監理業務委託料 5,440</li> </ul> 使用料及び賃借料 7,173 工事請負費 308,800 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場被覆施設移設工事 308,800</li> </ul> 原材料費 6,800 負担金補助及び交付金 20

## 2 令和6年度決算額

【清掃関係】

(単位:円)

予算科目	環境政策課	清掃事務所	合計
4 衛生費	1,781,807,501	965,582,441	2,747,389,942
2 清掃費	1,781,807,501	965,582,441	2,747,389,942
1 清掃総務費 <ごみ処理関係費>	1,781,807,501	837,462,782	2,619,270,283
1. 人件費	53,594,489	143,936,260	197,530,749
2. 旅費	528,520	336,320	864,840
3. 需用費	92,154,416	9,315,634	101,470,050
4. 役務費	874,162	645,862	1,520,024
5. 委託料	68,416,595	677,986,430	746,403,025
6. 使用料及び賃借料	181,974	1,050,759	1,232,733
7. 原材料費	0	57,378	57,378
8. 工事請負費	0	0	0
9. 備品購入費	118,448	0	118,448
10. 負担金補助及び交付金	2,106,094	3,870,539	5,976,633
11. 償還金利子及び割引料	13,672	0	13,672
12. 広域負担金及び返還金	1,563,814,131		1,563,814,131
・八戸清掃工場管理費 (塵芥処理費負担金・通常) (清掃公債費負担金・施設整備) (普通交付税返還金・施設整備)	○ 1,219,464,000 1,060,281,000 152,882,000 *		○ 1,219,464,000 1,060,281,000 152,882,000 *
・リサイクルプラザ管理費 (リサイクルプラザ運営負担金・通常) (清掃公債費負担金・施設整備) (普通交付税返還金・施設整備)	○ 335,373,000 297,323,000 36,932,000 *		○ 335,373,000 297,323,000 36,932,000 *
・特別負担金	8,977,131		8,977,131
13. 公課費	5,000	263,600	268,600
2 塵芥処理費 <最終処分・動物死体処理>		128,119,659	128,119,659
1. 人件費		12,188,474	12,188,474
2. 旅費		0	0
3. 需用費		23,680,698	23,680,698
4. 役務費		8,792,514	8,792,514
5. 委託料		67,590,790	67,590,790
6. 使用料及び賃借料		6,838,713	6,838,713
7. 原材料費		8,928,590	8,928,590
8. 工事請負費		0	0
9. 備品購入費		99,880	99,880
10. 負担金補助及び交付金		0	0

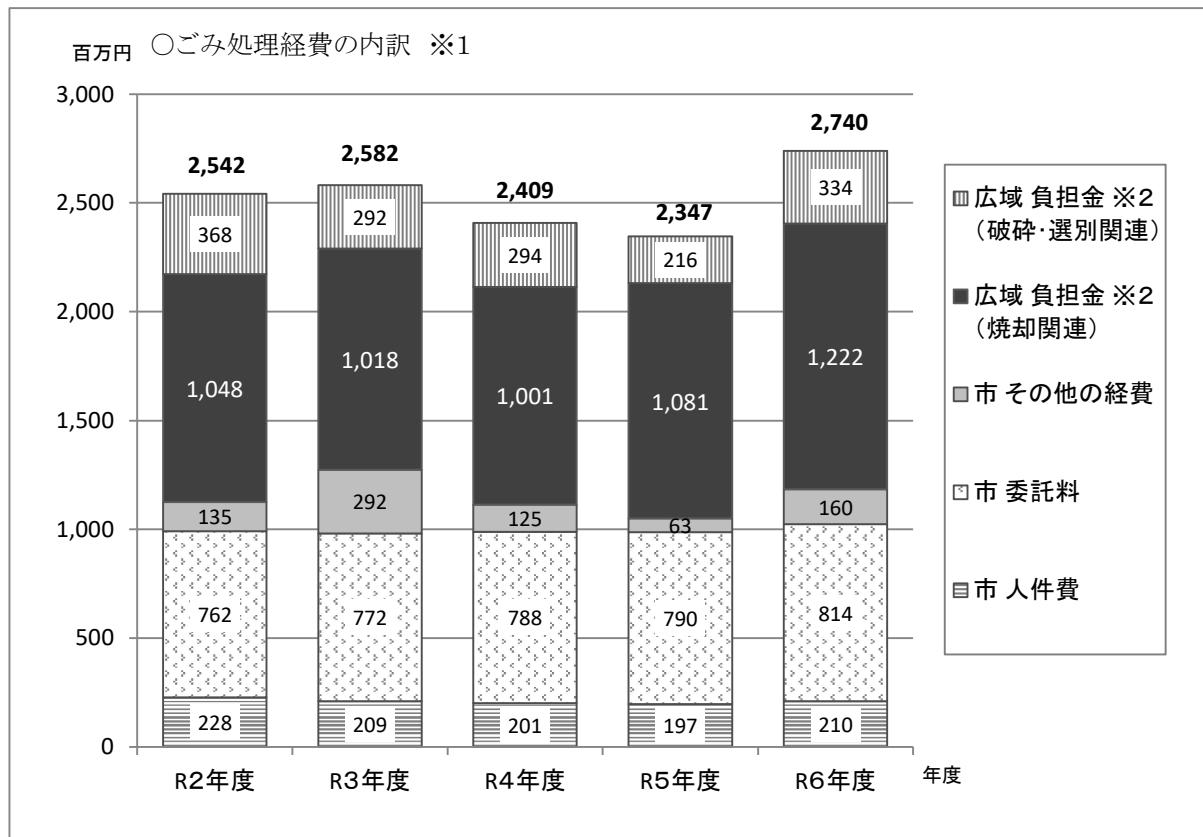
- 注) 1. ○印は広域事務組合関連経費（特別負担金を除く）で、うち\*印は次ページにおける「ごみ処理経費」算定時の控除項目  
(控除項目 計7,419,000円)  
2. 人件費は環境省一般廃棄物処理事業実態調査票に準じ「報酬」「給料」「職員手当等」「共済費」「賃金」の合計額とした

### 3 清掃費（ごみ処理経費）の推移

年度	基礎値			一般会計 決算額 A 千円	ごみ処理経費 B ※1 千円	割合 B/A %	単位あたりのごみ処理経費			
	日数 日	人口 10/1現在 人	ごみ総量 ※2 t				1日 あたり 円/日	1人1年 あたり 円/人・年	1人1日 あたり 円/人・日	1t あたり 円/t
	日	人	t	千円	千円	%	円/日	円/人・年	円/人・日	円/t
R2	365	226,127	80,427	132,901,594	2,542,093	1.91	6,964,638	11,242	30.80	31,607
R3	365	223,862	80,081	112,362,090	2,582,346	2.30	7,074,921	11,535	31.60	32,247
R4	365	221,712	77,110	104,745,941	2,408,612	2.30	6,598,937	10,864	29.76	31,236
R5	366	218,732	74,960	106,620,655	2,347,295	2.20	6,413,374	10,731	29.32	31,314
R6	365	215,747	73,629	105,245,944	2,739,971	2.60	7,506,770	12,700	34.79	37,213

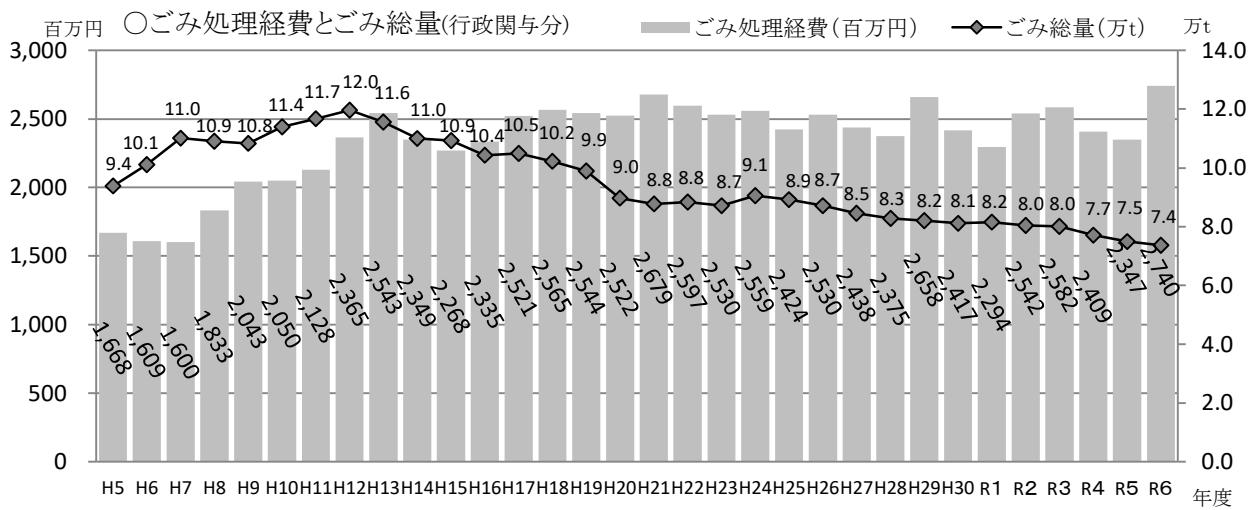
※1 施設建設費及び広域事務組合への普通交付税返還金等を除く

※2 ごみ量は民間主導での資源化量を除く行政関与分の値

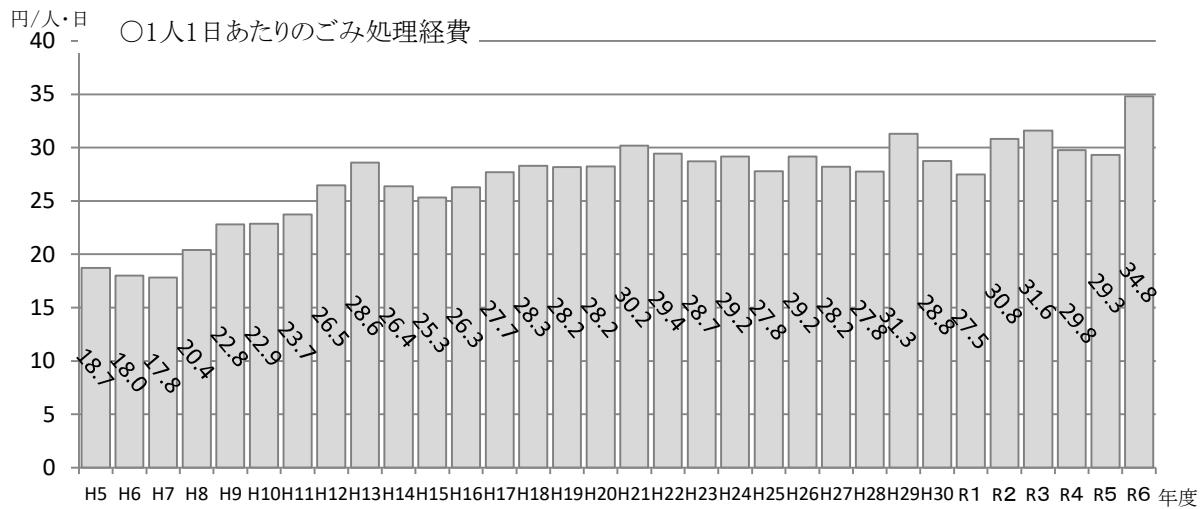


※1 百万円未満の端数処理により、個別の合計と総計額は異なる

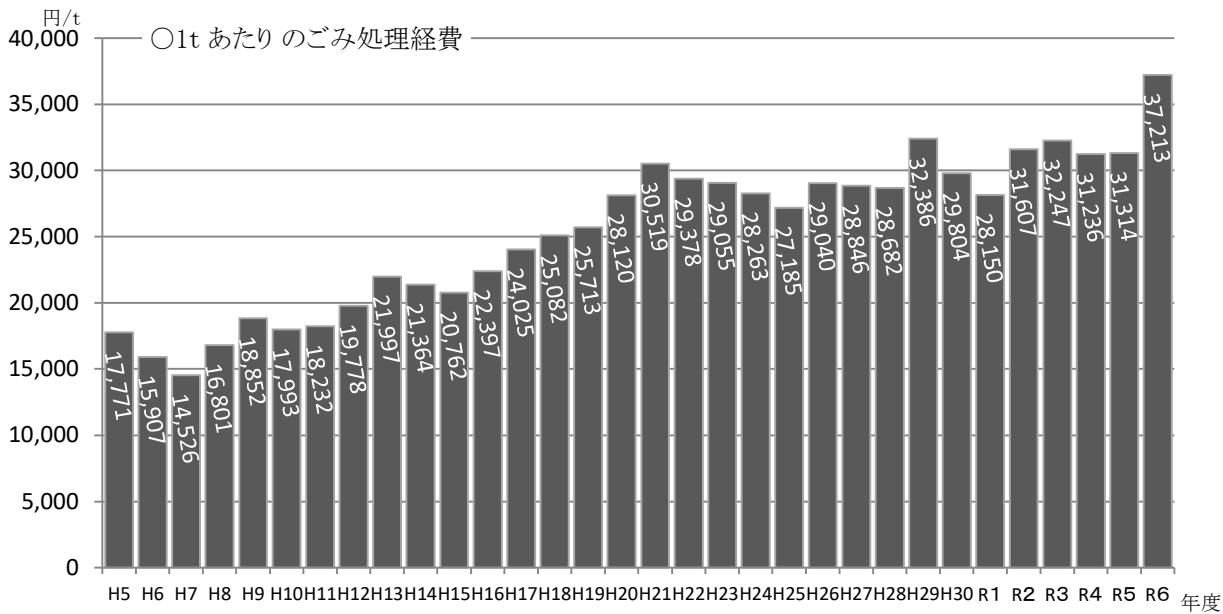
※2 広域事務組合への負担金は施設建設の普通交付税返還金に係るものと除く



※平成23年度から平成25年度については震災廃棄物及びその処理経費を除く



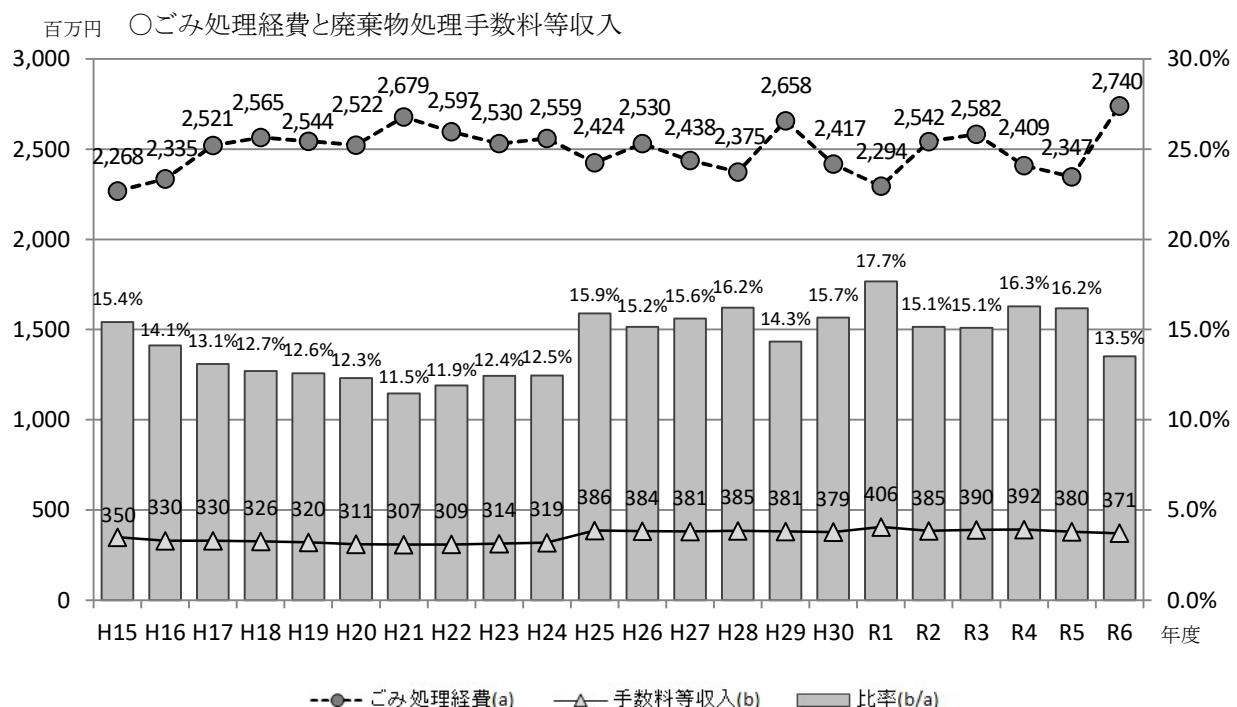
※平成23年度から平成25年度については震災廃棄物及びその処理経費を除く



※平成23年度から平成25年度については震災廃棄物及びその処理経費を除く

#### 4 廃棄物処理手数料等調定状況

年度	廃棄物収集 処理手数料	廃棄物埋立 処分手数料 (不燃物)	動物死体 処理手数料	ごみ処理受 託事業収入 (不燃物)	計
H15	305, 214, 450	40, 816, 639	2, 354, 560	1, 123, 945	349, 509, 594
H16	293, 068, 500	33, 588, 153	2, 680, 560	234, 971	329, 572, 184
H17	293, 174, 600	34, 069, 151	2, 614, 960	15, 596	329, 874, 307
H18	296, 291, 800	27, 152, 071	2, 214, 290	28, 196	325, 686, 357
H19	283, 662, 800	33, 164, 487	3, 173, 500	42, 710	320, 043, 497
H20	272, 073, 050	35, 516, 474	3, 109, 500	0	310, 699, 024
H21	271, 366, 350	32, 763, 521	3, 128, 000	201, 097	307, 458, 968
H22	271, 366, 350	34, 191, 980	3, 143, 500	277, 656	308, 979, 486
H23	268, 239, 850	42, 255, 300	3, 085, 500	661, 274	314, 241, 924
H24	280, 434, 850	34, 478, 932	3, 081, 000	891, 163	318, 885, 945
H25	291, 533, 220	90, 783, 300	3, 272, 500	86, 951	385, 675, 971
H26	275, 890, 134	104, 490, 150	3, 156, 500	0	383, 536, 784
H27	277, 994, 460	99, 400, 700	3, 111, 350	0	380, 506, 510
H28	279, 137, 840	103, 073, 529	3, 041, 350	0	385, 252, 719
H29	279, 883, 890	98, 223, 250	2, 994, 100	0	381, 101, 240
H30	281, 016, 290	94, 716, 050	2, 898, 950	0	378, 631, 290
R1	304, 911, 630	97, 908, 850	2, 777, 800	0	405, 598, 280
R2	287, 898, 000	94, 009, 400	2, 822, 960	0	384, 730, 360
R3	293, 216, 780	94, 206, 050	2, 432, 720	0	389, 855, 550
R4	288, 962, 700	100, 875, 700	2, 422, 840	0	392, 261, 240
R5	278, 265, 440	99, 307, 350	2, 303, 540	0	379, 876, 330
R6	297, 388, 800	70, 885, 200	2, 316, 600	0	370, 590, 600



## 5 令和6年度ごみ処理原価

区分	総合管理費 〔搬入許可事務 排出指導事務〕	収集運搬		中間処理	
		直営	委託	焼却 〔広域事務組合 八戸清掃工場〕	
1. 人件費	67,553	76,343	0	0	0
報酬	3,338	0	0	0	0
給料	33,118	44,213	0	0	0
職員手当	19,253	19,874	0	0	0
共済費	11,844	12,256	0	0	0
2. 物件費	14,573	8,833	677,986	1,060,281	
旅費	0	336	0	0	0
需用費	4,162	4,943	0	0	0
役務費	558	88	0	0	0
委託料	0	0	677,986	0	0
使用料・賃借料	815	0	0	0	0
工事請負費	0	0	0	0	0
原材料費	57	0	0	0	0
備品購入費	※1	0	0	0	0
負担金・交付金	3,871			0	0
広域負担金及び返還金 <sup>2</sup>	※3	4,987	※3 3,325	0	1,060,281
公課費	123	141	0	0	0
3. 減価償却費	321	0	0	0	0
建物	0	0	0	0	0
建築物・機械等	0	0	0	0	0
自動車等	321	0	0	0	0
4. 公債・利子等	0	0	0	152,882	
経費計 a	82,447	85,176	677,986	1,213,163	
処理量 (t) B	-----	2,683	42,763	43,891	
ごみ1トン当たりの 直接原価 (a/B) 円	-----	31,747	15,855	27,640	
管理費配賦 b	-----	-----	-----	-----	
小計 (a + b) A	82,447	85,176	677,986	1,213,163	
管理費配賦した 直接原価 (A/B) 円	-----	31,747	15,855	※5 27,640	

※1 備品購入費の内、車両購入費は減価償却費として計上

※2 広域負担金及び返還金のうち、普通交付税返還金・施設整備は除く

※3 広域負担金のうち特別負担金（8,977千円：清掃事務所管理費）を総合管理費15人、収集直営10人、

※4 動物死体焼却場及び最終処分場の管理費配賦は、共通施設管理費を動物死体焼却場・最終処分場

※5 広域市町村圏事務組合による原価：焼却 22,365円/t、破碎・圧縮 41,175円/t

※6 災害対応などの対象外経費があるため、P.O「2 令和6年度決算額」と一致しない

(単位：千円)

中間処理			最終処分	総計
破碎・圧縮 〔 広域事務組合 八戸リサイクルブーム〕	共通施設管理 (清掃事務所)	動物死体焼却場 (ワニヤン斎苑)	埋立処分 (天狗沢最終処分場) (八戸市一般廃棄物 最終処分場)	
0	12,188	0	0	156,084
0	0	0	0	※6 3,338
0	6,698	0	0	84,029
0	3,553	0	0	※6 42,680
0	1,937	0	0	26,037
297,323	884	20,975	94,945	2,175,800
0	0	0	0	336
0	208	1,458	22,222	※6 32,993
0	0	1,416	7,376	9,438
0	0	18,090	49,501	745,577
0	11	11	6,817	※6 7,654
0	0	0	0	0
0	0	0	8,929	8,986
0	0	0	100	100
0	0	0	0	3,871
297,323	※3 665	0	0	1,366,581
0	0	0	0	264
0	0	0	239,110	239,431
0	0	0	5,250	5,250
0	0	0	233,860	233,860
0	0	0	0	321
36,932	0	0	0	189,814
334,255	※4 13,072	20,975	334,055	2,761,129
11,716	-----	(体) 2,668	7,255	-----
28,530	-----	1体当たり 7,862	46,045	-----
-----	-----	※4 772	※4 12,300	-----
334,255	-----	21,747	346,355	2,761,129
※5 28,530	-----	1体当たり 8,151	47,740	-----

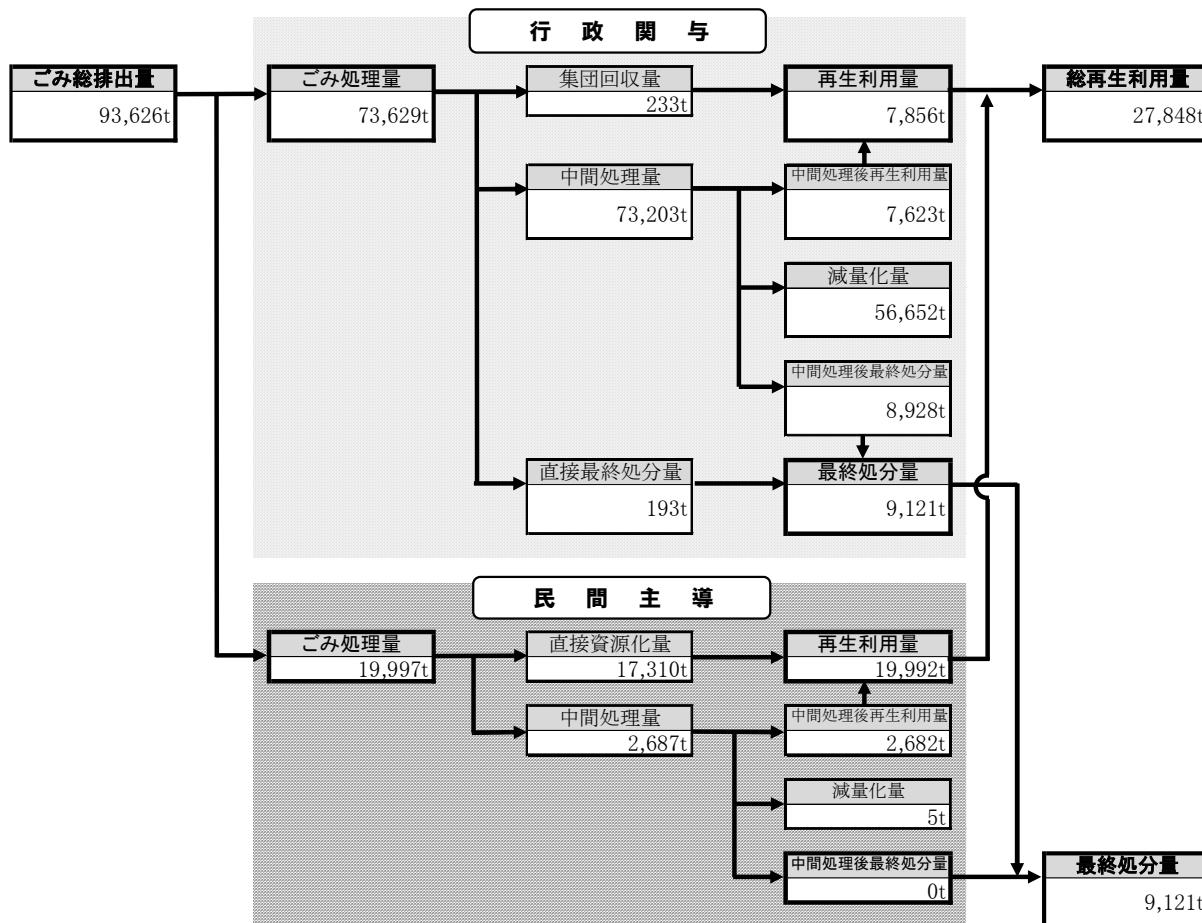
共通施設管理 2人として按分し計上  
の経費で按分して配賦



## 第3章 ごみ処理

## 1 処理の現況

### 1-1 ごみ処理フロー（令和6年度）

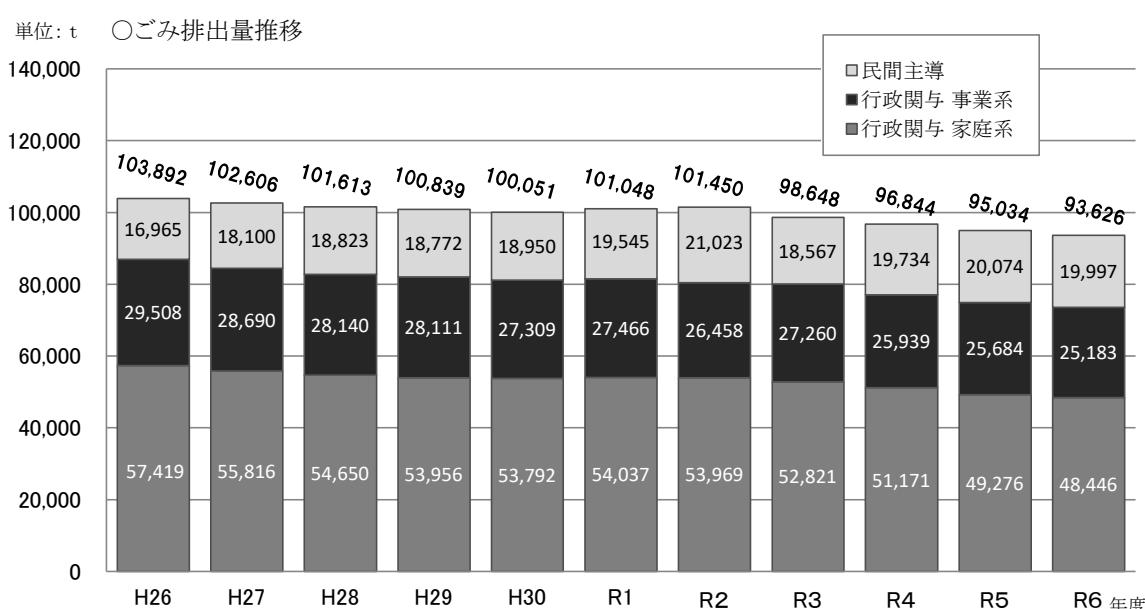


※「行政関与」とは、市及び広域事務組合が直営又は委託により処理した量及び市の補助による資源集団回収事業において扱った量で、1市2町分の共同処理部分については八戸市相当分の値

※「民間主導」とは、排出者が収集運搬業許可業者を介し、処分業許可業者や古紙取扱業者において処理した量

※各数値は県の方針により一般廃棄物処理量としてみなさない減免量等を差し引いたもの

### 1-2 ごみ排出量



令和6年度のごみ排出量は、行政関与分で73,629トンとなっている。また、収集運搬業許可業者、処分業許可業者及び民間古紙取扱業者等による、民間主導で処理された資源物19,997トンを併せたごみ排出総量は93,626トンとなっている。

※行政関与の排出量は、県の指示により、処分量から臨時的事案分（台風で発生した流木など）を差し引いた数値としている。

年度	人口 10/1現在	排出量(t)			原単位(g/人・日)	
		行政関与	民間主導	市全体	行政関与	市全体
R2	226,127	80,427	21,023	101,450	974	1,229
R3	223,862	80,081	18,567	98,648	980	1,207
R4	221,712	77,110	19,734	96,844	953	1,197
R5	218,732	74,960	20,074	95,034	936	1,187
R6	215,747	73,629	19,997	93,626	935	1,189
処理基本計画		目標年度 R13			881 以下	

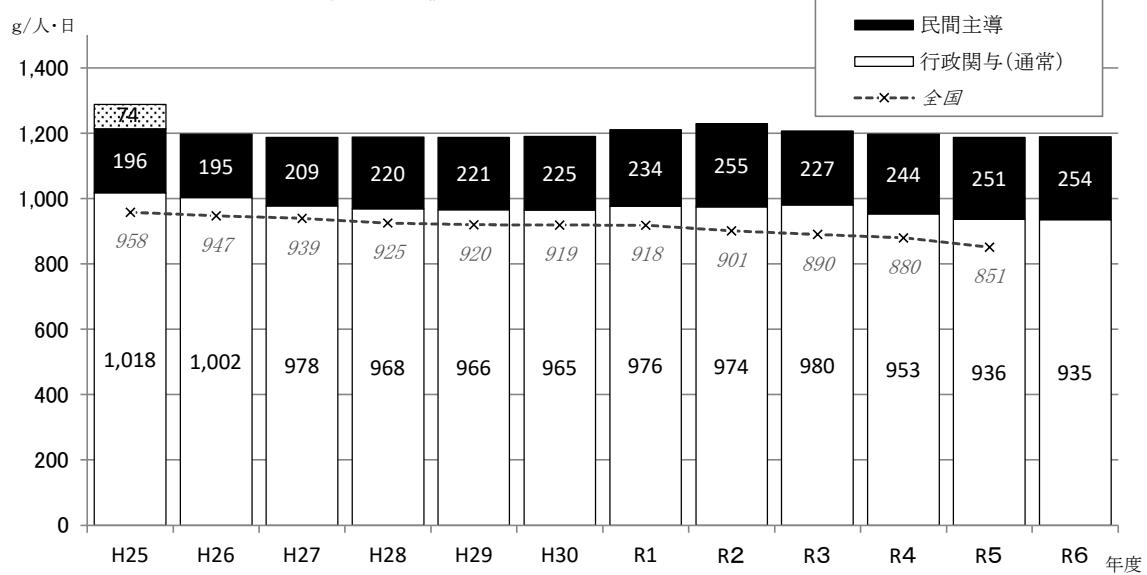
#### ○排出量の内訳

単位: t

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
排出量	101,450	98,648	96,844	95,034	93,626
行政関与分	80,427	80,081	77,110	74,960	73,629
可燃ごみ	66,708	66,740	64,019	62,529	61,646
不燃・粗大ごみ(破碎)	5,754	5,466	5,456	5,223	5,319
不燃ごみ(直接埋立)	363	484	402	422	193
資源物(収集)	7,248	7,059	6,937	6,509	6,238
資源物(集団回収)	354	332	294	277	233
上記以外の処分委託	0	0	0	0	0
民間主導分 資源物	21,023	18,567	19,734	20,074	19,997

※「上記以外の処分委託」とは、行政処理施設での処分が困難なことから委託処分した震災廃棄物等

#### ○1人1日あたりのごみ排出量推移



令和元年度から3年度は、コロナ禍における外出自粛のため微増となったが、全体傾向としては、緩やかな減少基調となっている。

### 1-3 リサイクル率

リサイクル率は、行政関与分が10.7%と横ばい、民間主導分を含む市全体は29.7%と微増となつた。

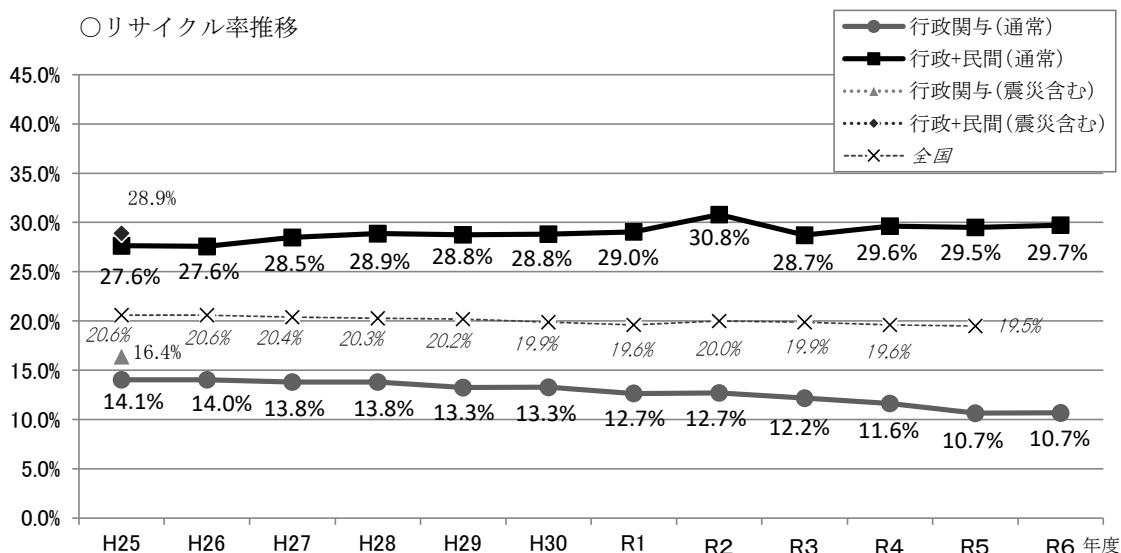
注)再生利用量・リサイクル率の値は、現在の算定方法により算出しているため、過去の公表値とあわない部分がある

年度	人口 10/1現在	再生利用量(t)			リサイクル率	
		行政関与	民間主導	全体	行政関与	市全体
R 2	226,127	10,222	21,023	31,245	12.7%	30.8%
R 3	223,862	9,757	18,567	28,324	12.2%	28.7%
R 4	221,712	8,976	19,723	28,699	11.6%	29.6%
R 5	218,732	7,988	20,064	28,052	10.7%	29.5%
R 6	215,747	7,856	19,992	27,848	10.7%	29.7%
処理基本計画	中間年度 R8			13.6 % 達成		
	目標年度 R13			14.5 % 達成		

単位: t

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総再生利用量	28,175	25,955	26,120	25,506	25,166
行政関与	10,222	9,757	8,976	7,988	7,856
集団回収	354	332	294	277	233
中間処理後再生利用	9,868	9,425	8,682	7,711	7,623
直営(市・広域処理施設)	9,868	9,425	8,682	7,711	7,623
行政収集資源物等	6,340	6,114	6,157	5,670	5,516
不燃・粗大ごみからの回収	1,637	1,523	1,440	1,333	1,312
焼却残渣の再生利用	1,891	1,788	1,085	708	795
委託(民間処理施設)	0	0	0	0	0
民間主導	17,953	16,198	17,144	17,518	17,310
直接資源化	17,953	16,198	17,144	17,518	17,310
参考 行政収集資源物 収集量	7,248	7,059	6,937	6,509	6,238

\*中間処理後再生利用の委託は、直営処理施設の中間処理残渣の処理委託を含まない



行政関与のリサイクル率は低下傾向にある。これは、平成24年度以降、資源物の出し方が多様化し、集積所収集される資源物が減ったことが一つの要因として推察される。特に紙資源においては民間の店頭回収が普及している。

#### 1-4 最終処分量

最終処分量は9,121トン(うち民間主導分0トン)となった。主な要因としては、事業系最終処分量の減少である。

年度	人口 10/1現在	最終処分量(t)			原単位(g/人・日)	
		行政関与	民間主導	市全体	行政関与	市全体
R2	226,127	8,820	0	8,820	107	107
R3	223,862	8,874	0	8,874	109	109
R4	221,712	9,487	0	9,487	117	117
R5	218,732	9,352	0	9,352	117	117
R6	215,747	9,121	0	9,121	116	116
処理基本計画		中間年度 R8			104以下	
		目標年度 R13			101以下	

※行政関与分の最終処分量は、風水害・漂着ごみなどの臨時的事案分を差し引いた量となる

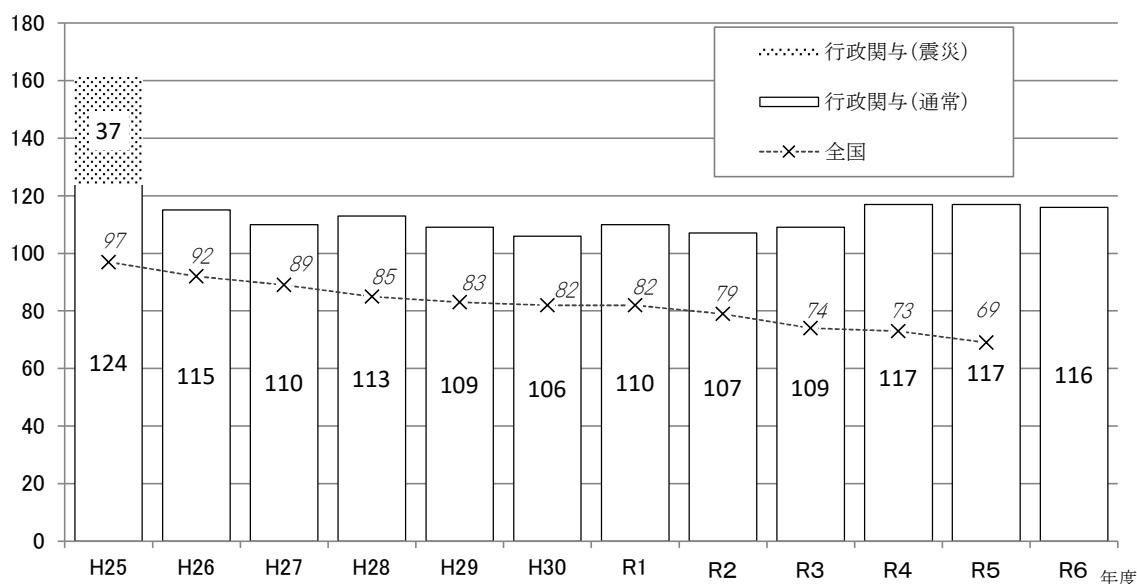
#### ○最終処分量の内訳

単位: t

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
最終処分量	8,820	8,874	9,487	9,352	9,121
直営(市処分場)	8,820	8,874	9,487	9,352	9,121
直接最終処分	363	484	402	422	193
家庭系最終処分	110	142	136	126	145
事業系最終処分(除:あわせ産廃)	253	342	266	296	48
中間処理残渣最終処分	8,457	8,390	9,085	8,930	8,928
焼却施設残渣	5,492	5,469	6,196	6,147	6,115
破碎・選別施設残渣	2,965	2,921	2,889	2,783	2,813
委託(民間処分場)	0	0	0	0	0
直接最終処分	0	0	0	0	0
中間処理残渣最終処分	0	0	0	0	0

#### ○1人1日あたりの最終処分量推移

g/人・日



行政関与のごみ排出量が減少傾向にある中、令和4年度から令和6年度は最終処分量が増加している。焼却施設残渣が増えていることから、コロナ禍明けに不用品を処分するなど、ごみ質の変化により残差の発生率が高まったものと推察される。

## 【参考1】広域事務組合における共同処理と再生利用及び残渣最終処分

八戸地域広域市町村圏事務組合では、八戸市、階上町及び南部町(旧福地村区域)の一般廃棄物について、可燃ごみは八戸清掃工場で、不燃・粗大ごみ及び資源物(廃食用油を除く)は八戸リサイクルプラザで処理し、残渣は八戸市の一般廃棄物最終処分場で処分している。

各市町の中間処理後の再生利用量及び最終処分量は、搬入された廃棄物の区分毎の搬入量に応じ按分し算定している。

### ○中間処理量

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
処理量	85,115	84,494	81,537	79,144	77,935
うち八戸市分	79,739	79,313	76,414	74,306	73,206
八戸清掃工場	71,092	70,961	68,148	66,511	65,505
うち八戸市分	66,774	66,824	64,047	62,590	61,677
八戸リサイクルプラザ	14,023	13,533	13,389	12,633	12,430
うち八戸市分	12,965	12,489	12,367	11,716	11,529
不燃・粗大ごみ	6,267	5,979	5,959	5,664	5,749
うち八戸市分	5,754	5,466	5,461	5,238	5,323
資源物	7,756	7,554	7,430	6,969	6,681
うち八戸市分	7,211	7,023	6,906	6,478	6,206

### ○中間処理後再生利用量

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
再生利用量	10,560	10,091	9,312	8,252	8,159
うち八戸市相当分	9,831	9,389	8,651	7,680	7,591
八戸清掃工場	2,014	1,899	1,155	752	845
うち八戸市相当分	1,891	1,788	1,085	708	795
八戸リサイクルプラザ	8,546	8,192	8,157	7,500	7,314
うち八戸市相当分	7,940	7,600	7,566	6,972	6,796
不燃・粗大ごみから回収	1,783	1,665	1,572	1,442	1,417
うち八戸市相当分	1,637	1,523	1,440	1,333	1,312
資源物	6,763	6,527	6,585	6,058	5,897
うち八戸市相当分	6,303	6,077	6,126	5,639	5,484

### ○中間処理残渣最終処分量

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
最終処分量	9,069	8,989	9,737	9,544	9,535
うち八戸市相当分	8,457	8,390	9,085	8,930	8,928
八戸清掃工場	5,847	5,807	6,593	6,532	6,494
うち八戸市相当分	5,492	5,469	6,196	6,147	6,115
八戸リサイクルプラザ	3,222	3,182	3,144	3,012	3,041
うち八戸市相当分	2,965	2,921	2,889	2,783	2,813

## 【参考2】八戸市の一般廃棄物最終処分場への埋立量

八戸市の一般廃棄物最終処分場には、八戸市の一般廃棄物などの中間処理残渣などが埋立されている。

### ○八戸市の一般廃棄物最終処分場への埋立量

単位: t

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
埋立総量	9,556	9,563	10,249	10,117	10,040
八戸市の一般廃棄物	92.3%	92.8%	92.6%	92.4%	90.8%
	8,820	8,874	9,487	9,352	9,121
直接最終処分	363	484	402	422	193
ごみ中間処理残渣(市分)	8,457	8,390	9,085	8,930	8,928
ごみ中間処理残渣(2町分)	612	599	652	614	608
東日本高速道路受託分	-	-	-	-	-
し尿共同処理残渣	5	5	6	6	6
条例に基づく産業廃棄物処分	119	85	104	145	305

## 1-5 家庭ごみの排出状況

ごみ減量とリサイクルの資料とするため、家庭ごみの組成や排出状況の調査を平成30年から令和4年までは6～7月、令和5年以降は10月～11月に行なっている。

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

サンプル採取：市内の集積所3箇所（一戸建て地区2箇所、アパート地区1箇所）

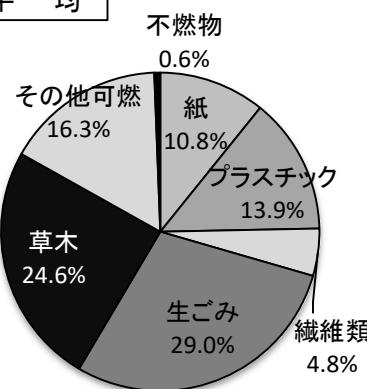
(1) 組成（重量比） ※端数処理により合計が100%にならないものがある。

### ①燃やせるごみの組成

単位：%

年度	H30	R元	R4	R5	R6	平均
紙類	11.7	9.4	13.8	9.3	9.8	10.8
プラスチック類	15.7	13.0	12.3	13.3	15.0	13.9
繊維類	4.9	3.5	2.8	6.1	6.8	4.8
生ごみ	37.3	30.3	21.5	28.4	27.5	29.0
草木	17.2	30.3	34.3	24.0	17.3	24.6
その他可燃	12.3	12.8	14.7	18.4	23.2	16.3
不燃物	0.6	0.8	0.5	0.6	0.4	0.6

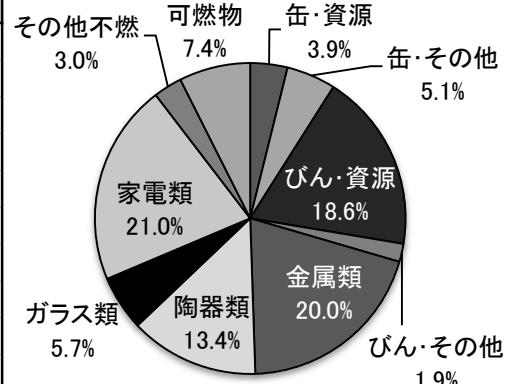
平 均



### ②燃やせないごみの組成

単位：%

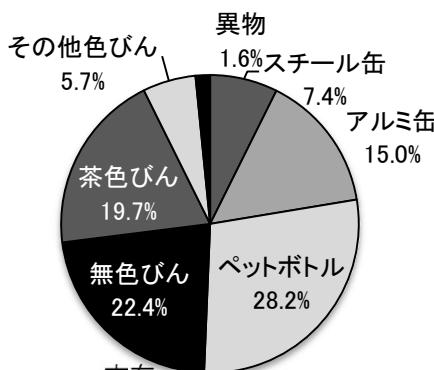
年度	H30	R元	R4	R5	R6	平均
缶・資源収集対象	4.0	3.3	3.3	5.4	3.4	3.9
缶・その他	4.3	7.8	3.8	7.2	2.5	5.1
びん・資源収集対象	13.5	27.3	18.9	20.1	13.3	18.6
びん・その他	2.4	1.4	0.5	2.6	2.7	1.9
金属類	21.2	20.8	24.4	16.6	16.9	20.0
陶器類	7.9	15.1	16.0	11.6	16.6	13.4
ガラス類	4.1	6.3	5.4	3.9	8.9	5.7
家電類	32.2	14.7	13.8	22.2	22.0	21.0
その他不燃	0.8	0.6	7.6	0.9	5.0	3.0
可燃物	9.6	2.9	6.3	9.5	8.7	7.4



### ③資源物「缶・びん・ペットボトル」の組成

単位：%

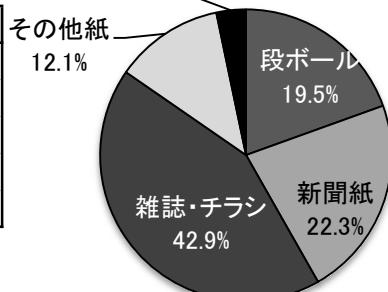
年度	H30	R元	R4	R5	R6	平均
缶・スチール	5.8	9.2	9.4	5.2	7.3	7.4
缶・アルミ	13.1	16.8	17.4	13.7	14.0	15.0
ペットボトル	23.4	26.0	32.0	32.6	27.2	28.2
びん・無色	25.5	22.3	20.2	24.1	19.8	22.4
びん・茶色	25.5	18.0	17.6	13.3	24.0	19.7
びん・その他色	5.4	6.0	1.9	8.6	6.8	5.7
異物	1.2	1.8	1.5	2.5	0.9	1.6



### ④資源物「古紙・布類」の組成

単位：%

年度	H30	R元	R4	R5	R6	平均
紙・段ボール	21.2	9.2	17.0	18.2	31.9	19.5
紙・新聞紙	35.9	1.0	14.5	33.3	26.6	22.3
紙・雑誌・チラシ	38.5	70.9	52.7	29.2	23.3	42.9
紙・その他紙	4.5	18.9	15.8	9.6	11.7	12.1
古布	0.0	0.0	0.0	9.8	6.5	3.3



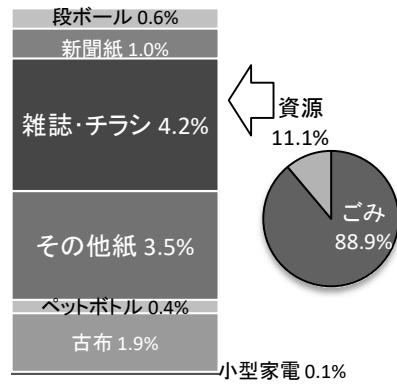
(2) 排出の適正度（重量比） ※端数処理により内訳の合計と合計値が一致しないものがある。

市が定めた分別排出ルールがどの程度遵守されているかを示すもの。①及び②は0に、  
③及び④は100に近いほど適正な分別が行われていることを示している。

①燃やせるごみへの資源物混入状況

単位：%

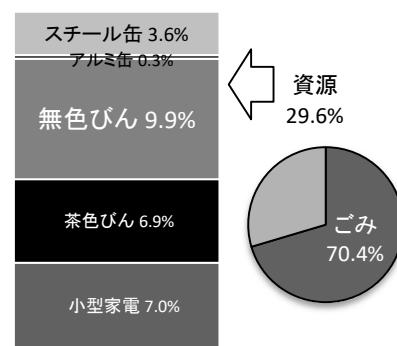
年度	H30	R元	R4	R5	R6	平均
段ボール	0.6	0.9	0.6	0.7	0.4	0.6
紙類	1.1	0.6	1.1	1	1.0	1.0
雑誌・チラシ	3.7	3.4	7.4	2.8	3.9	4.2
その他紙	4.8	3.1	2.9	3.5	3.1	3.5
ペットボトル	1.1	0.2	0.3	0.2	0.3	0.4
古布	0.3	0.3	2.1	2.6	4.1	1.9
小型家電	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	7.9	11.7	8.5	14.5	12.9	11.1



②燃やせないごみへの資源物混入状況

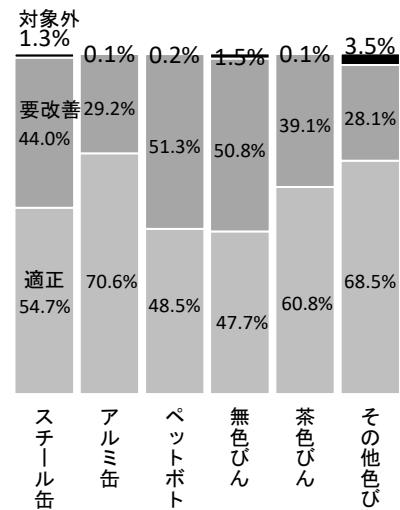
単位：%

年度	H30	R元	R4	R5	R6	平均
缶	スチール	3.8	2.7	3.1	5.1	3.6
	アルミ	0.2	0.6	0.2	0.3	0.3
びん	無色	8.0	10.3	11.8	12.1	9.9
	茶色	2.8	15.2	5.5	6.8	6.9
	その他色	2.7	1.8	1.6	1.2	1.8
小型家電	3.3	7.1	5.9	12.0	6.8	7.0
合計	20.7	37.6	28.1	37.5	24.0	29.6



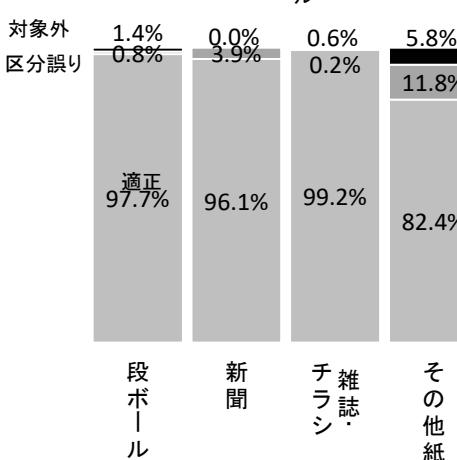
③資源物「缶・びん・ペットボトル」の適正度 単位：%

		適正	キヤップ ラベル付	汚れ・ 潰れあり	資源物 対象外
令和6年度	スチール缶	68.1	2.2	29.8	0.0
	アルミ缶	63.2	10.5	26.3	0.0
	ペットボトル	43.3	32.0	24.4	0.3
	無色びん	45.7	34.2	14.8	5.3
	茶色びん	68.3	29.8	1.5	0.5
	その他色びん	72.6	10.7	9.3	7.5
5か年平均	スチール缶	54.7	6.7	37.3	1.3
	アルミ缶	70.6	6.3	22.9	0.1
	ペットボトル	48.5	35.2	16.1	0.2
	無色びん	47.7	29.9	20.9	1.5
	茶色びん	60.8	36.3	2.8	0.1
	その他色びん	68.5	23.3	4.8	3.5



④資源物「紙・布類」の適正度 単位：%

		適正	他の分別 区分の紙	禁忌品・ 対象外
令和6年度	段ボール	100.0	0.0	0.0
	新聞	100.0	0.0	0.0
	雑誌・チラシ	100.0	0.0	0.0
	その他紙	100.0	0.0	0.0
	古布	100.0	-	0.0
	段ボール	97.7	0.8	1.4
5か年平均	新聞	96.1	3.9	0.0
	雑誌・チラシ	99.2	0.2	0.6
	その他紙	82.4	11.8	5.8
	古布	99.0	-	82.4%



## 2 処理計画等

### 2-1 一般廃棄物処理計画と関連計画

#### (1) 八戸市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、当市における一般廃棄物処理に係る長期的・総合的視点に立った基本方針として策定。循環型社会の実現及び環境負荷の低減に努めるために、排出量削減や再資源化推進等に関する数値目標や、市・事業者・市民それぞれが担う役割等を明確にすることを目的としている。

計画期間は令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間で、中間年度の令和8年度に計画の評価・見直しを図る。

《数値目標》

項目	令和2年度 (現状)	令和8年度 (中間年度)	令和13年度 (目標年度)
(1) 排出抑制			
①1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源物を除く)	562g/人・日	544g/人・日以下	537g/人・日以下
②年間事業系ごみ排出量	26,458t	22,126t (16.4%減)	18,311t (30.8%減)
(2) 再資源化			
③リサイクル率 (行政回収分+民間回収分)	30.8%	33.9%達成	37.7%達成
(3) 最終処分			
④1人1日あたりの最終処分量	107g/人・日	104g/人・日以下	101g/人・日以下

#### (2) 八戸市一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画に沿って、当市における一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定めた計画。

年度ごとに定め、市はこれに基づき一般廃棄物の処理を行う。

#### (3) 分別収集計画

容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、当市における一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物のリサイクル事業に関する基本指針として策定した計画であり、5年間を一期とし3年ごとに見直しを実施。

現在の第10期計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間である。

＜上記各計画の内容は「第4章 6計画・関係例規等」参照＞

## 2-2 分別収集と処分

### (1) 家庭系ごみ

#### ①分別収集(17品目12分別)

品目数・品目区分		分別数・分別区分		収集回数	収集方式		
1	燃やせるごみ	1	燃やせるごみ	週2回	ステーション方式		
2	燃やせないごみ	2	燃やせないごみ	月1回			
3	粗大ごみ	3	粗大ごみ	随時			
4	有害ごみ	4	有害ごみ	月1回又は随時			
5	新聞	5	新聞	月2回	ステーション方式		
6	段ボール	6	段ボール	(毎月第1・第3水曜日)			
7	雑誌・チラシ	7	雑誌・チラシ	月2回			
8	その他紙	8	その他紙	(毎月第2・第4水曜日)			
9	古布	9	古布	週1回 (毎週水曜日)	ステーション方式		
10	スチール缶	10	缶・びん・ペットボトル				
11	アルミ缶						
12	無色びん	11	廃食用油	週3回程度	拠点回収		
13	茶色びん						
14	その他の色びん	12	使用済小型家電	週1回程度	拠点回収		
15	ペットボトル						
16	廃食用油						
17	使用済小型家電						

※ 家電4品目は収集対象外。

※ パソコンは使用済小型家電の回収ボックスに投入できないサイズのものは収集対象外。

※ 土曜日、日曜日、祝日、振替休日と12月31日から1月3日までは収集を行わない。ただし、月曜日・火曜日が祝日又は振替休日にあたる場合は、「燃やせるごみ」に限り収集する。

※ 「燃やせないごみ」の収集日が祝日又は振替休日にあたる場合、翌週の同じ曜日に収集する。

#### ②処分

区分	処分
燃やせるごみ	八戸清掃工場において焼却後、磁性物を回収。焼却灰は市最終処分場で最終処分。焼却灰の一部は民間事業者に委託してセメント原料化により再資源化。
燃やせないごみ	八戸リサイクルプラザにおいて破碎後、鉄、アルミを回収し、可燃残渣は八戸清掃工場で焼却、不燃残渣は市最終処分場で最終処分。
粗大ごみ	八戸リサイクルプラザにおいて種類ごとに選別。鉄、アルミは再生資源引取業者に売却。びん(3色)及びペットボトルは原則として容器包装リサイクル協会に再商品化委託。残渣は市最終処分場で最終処分。
資源物	缶・びん・ペットボトル
	八戸リサイクルプラザにおいて種類ごとに選別。鉄、アルミは再生資源引取業者に売却。びん(3色)及びペットボトルは原則として容器包装リサイクル協会に再商品化委託。残渣は市最終処分場で最終処分。
	新聞紙
	段ボール
	雑誌・チラシ
	その他紙
古布	八戸リサイクルプラザにおいて圧縮・梱包後、再生資源引取業者に売却。
	市内スーパー等(9店舗)に設置した回収ボックスで拠点回収を行い、回収された廃食用油をBDF(軽油代替燃料)製造業者に売却している。業者によって精製されたBDFは、民間事業者の工場で化石燃料の代替燃料として利用されている。
	八戸リサイクルプラザで一時保管した後、市内の中間処理事業者へ引き渡し、選別・解体・破碎等の工程を経る。当該事業者で再利用されるほか、金属精錬事業者等へ引き渡され資源として有効利用。
有害ごみ	八戸リサイクルプラザにおいて破碎・保管後、民間事業者で再資源化。

## (2) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、排出事業者が処理施設に直接搬入するか、許可業者（一般廃棄物処理業者）に依頼して処理するよう周知している。

平成20年4月からは、事業所から排出される資源化できる紙の焼却施設への搬入を規制し、古紙取扱業者による再資源化を促している。

区分	処分
燃やせるごみ (資源となる紙を除く)	八戸清掃工場で焼却後、磁性物を回収。焼却灰は市最終処分場で最終処分。焼却灰の一部は民間事業者に委託してセメント原料化により再資源化。 木くず及び生ごみの一部は、一般廃棄物処分業許可業者において再資源化。
燃やせないごみ・ 粗大ごみ	原則として八戸リサイクルプラザにおいて破碎後、鉄、アルミを回収。可燃残渣は八戸清掃工場で焼却、不燃残渣は市最終処分場で最終処分。

## (3) 動物死体

種 別	収集方法等
犬・猫等の動物死体	直接搬入または電話等による受付、戸別収集の後、動物死体焼却場で焼却。

## 【参考】循環型都市宣言

当市は、平成18年7月1日、限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会の構築を目指す『循環型都市宣言』を行った。

### 宣 言 文

八戸市は、限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会を構築するため、市・事業者・市民が一体となって、ごみの減量とリサイクルを推進する「循環型都市」の実現を目指すことを宣言します。

- 一．マイバックや詰め替え商品等を利用して、ごみを出さない工夫をしよう！
- 一．料理は作り過ぎない、食べ残しをしない、段ボールコンポストの利用などにより、生ごみを出さない工夫をしよう！
- 一．ペットボトル、紙パック、新聞紙など資源になるものは分別してリサイクルしよう。
- 一．ものを大事にして、使えるものはリサイクルショップなどでリユースしよう！もったいないもったいない。
- 一．事業活動によって出るごみの減量・再資源化に努めよう！
- 一．市民一人当たりのごみ量1,000g以内を目標にみんなでがんばろう！

### 3 排出抑制と再資源化促進のための取組

#### 3-1 家庭ごみの有料収集

市民がごみ処理に関するコスト意識を持つことにより、資源物の分別排出の促進、家庭におけるごみの発生・排出抑制、排出量に応じた公平な費用負担を確保することなどを目的として平成13年6月から、家庭ごみを有料化している。

##### 【ごみ処理手数料の金額】

	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
450袋		30円/枚	原則1個につき520円/枚
300袋		20円/枚	
200袋		15円/枚	

##### 【指定ごみ袋、粗大ごみ処理券の取扱店】

スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター等 139 事業所

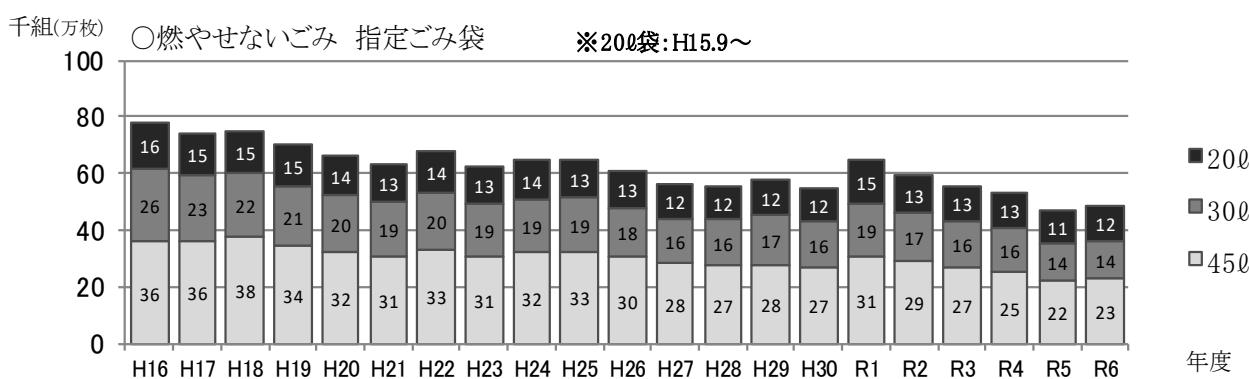
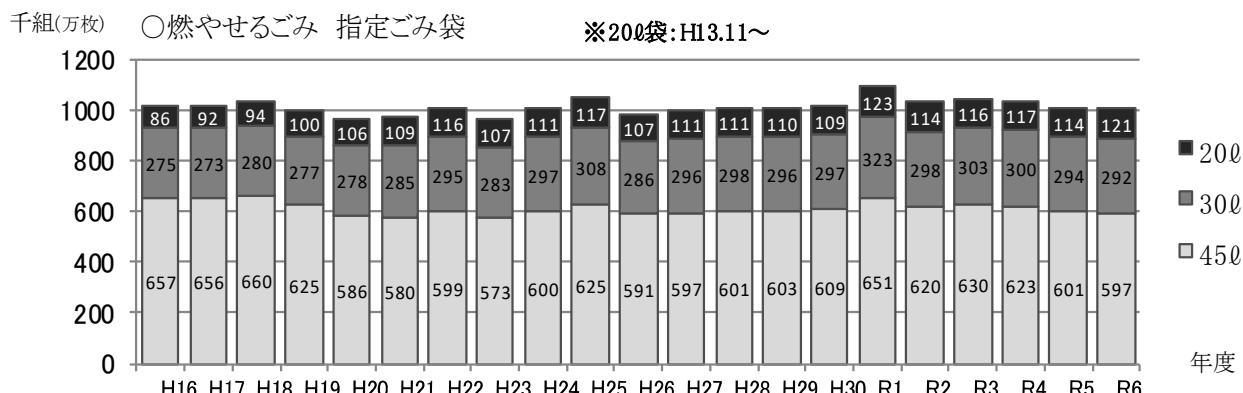
(令和7年3月31日現在)

##### ○指定ごみ袋・処理券販売数等推移

年度	指定ごみ袋(組) <sup>※1</sup>						粗大ごみ 処理券 (枚)	手数料 収入 <sup>※2</sup> (千円)		
	燃やせるごみ			燃やせないごみ						
	450	300	200	450	300	200				
R2	620,400	298,400	113,550	29,290	16,790	12,990	21,100	250,953		
R3	630,616	303,170	115,700	27,060	16,258	12,555	23,639	255,698		
R4	623,022	300,000	116,700	25,000	15,830	12,730	23,030	251,871		
R5	601,500	293,900	113,950	22,510	13,710	11,150	20,722	242,477		
R6	596,500	292,250	120,750	22,890	13,570	12,180	21,180	242,084		

※1 1組=10枚

※2 手数料収入より販売店への徴収業務委託料を控除した額



### 3-2 リサイクルパートナー制度

昭和 60 年度から市に登録された町内会、子ども会、学校 P T A など、資源物回収を実施した団体に対し、回収物 1 kg 当たり 3 円の奨励補助金を交付している。

なお、奨励補助金については、市に登録された業者に売却した場合のみ交付している。

※平成 27 年度より布類、平成 29 年度よりその他紙、平成 30 年度に雑誌・チラシを回収品目に追加した。

#### ○資源物回収登録団体（令和 7 年 3 月 31 日現在）

町内会	子ども会	P T A	婦人会	老人会	その他	合計
31	67	27	3	4	20	152

#### ○資源物回収実績

年度	実施状況		回 収 量 (kg)					補助対象重量(kg)	補助金額(円)
	団体数	延べ回数	紙類 (雑誌含む)	金属類	びん類	布類 プラスチック類	合 計		
R 2	73	283	325, 465	30, 029	6, 031	611	362, 136	356, 879	1, 070, 637
R 3	60	277	304, 522	25, 885	4, 494	617	335, 518	329, 156	987, 468
R 4	63	286	288, 795	24, 715	4, 607	1, 775	319, 892	309, 889	929, 667
R 5	58	266	269, 601	24, 358	4, 032	2, 384	300, 375	289, 509	868, 527
R 6	57	244	221, 259	19, 155	3, 488	2, 376	246, 278	241, 568	724, 704

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 5 月から布類の回収を停止、令和 4 年 1 月から回収を再開した。

### 3-3 廃食用油利活用事業

平成 18 年度から家庭から出る使用済み天ぷら油や、古くなった植物性油を回収して、環境負荷の低減を目指す事業を実施している。

平成 28 年度までは回収した廃食用油を市の設備で軽油代替燃料であるバイオディーゼル燃料（B D F）に加工し、市のごみ収集車やトラック、トラクターで使用していた。平成 29 年度からは燃料として使用可能な車両の減少に伴い、回収事業のみとした。

回収した廃食用油は、市内の B D F 製造業者に売却後、B D F 燃料として精製され、民間事業者の工場等で化石燃料の代替燃料として再利用されている。

#### ○事業実績

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
廃食用油 回収量(L)	39, 673	38, 924	34, 425	33, 777	34, 684

### 3-4 共同処理における再資源化

八戸地域広域市町村圏事務組合の八戸リサイクルプラザでは、1市2町が分別収集した資源物を選別、圧縮・梱包し再生利用のために出荷しているほか、燃やせないごみ及び粗大ごみから、鉄及びアルミを回収している。

平成25年度からは、使用済小型電子機器等（使用済小型家電）の再資源化に係る実証事業を行い、構成市町が拠点回収（ボックス回収）により収集した使用済小型家電及び、施設搬入物の一部から回収（ピックアップ回収）した使用済小型家電を民間事業者に引き渡している。

また、八戸清掃工場においては、焼却残渣中の磁性物（鉄）を回収しているほか、平成16年度より焼却灰の一部について委託による再資源化を行い、最終処分量の削減と再生利用量の増加を図っている。

○八戸リサイクルプラザ再生利用量

単位:t

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
資源物	紙・布	3,602 (3,837)	3,480 (3,712)	3,502 (3,741)	3,186 (3,399)	3,067 (3,277)
	缶	784 (849)	733 (794)	727 (787)	660 (715)	667 (722)
	びん	1,118 (1,210)	1,046 (1,132)	1,049 (1,137)	956 (1,035)	902 (977)
	ペットボトル	697 (754)	712 (771)	746 (808)	731 (792)	755 (817)
	小型家電	45 (48)	44 (47)	39 (42)	43 (46)	37 (39)
有害ごみ	電池等	57 (63)	63 (71)	63 (71)	63 (71)	57 (65)
燃やせないごみ等から の金属回収		1,637 (1,783)	1,522 (1,665)	1,440 (1,572)	1,333 (1,442)	1,312 (1,417)
再生利用量 計		7,940 (8,544)	7,600 (8,192)	7,566 (8,189)	6,972 (7,500)	6,796 (7,314)
参考	処理残渣最終処分量	2,870 (3,120)	2,965 (3,222)	2,922 (3,182)	2,889 (3,175)	2,813 (3,041)

○八戸清掃工場再生利用量

単位:t

		R2 年度	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度
磁性物回収		105 (111)	84 (89)	96 (102)	88 (93)	81 (87)
溶融スラグ化		1,315 (1,401)	1,254 (1,332)	659 (702)	0 (0)	0 (0)
セメント原料化		471 (502)	450 (478)	330 (351)	612 (650)	660 (701)
落塵灰壳払		471 (502)	450 (478)	330 (351)	8 (9)	54 (57)
再生利用量 計		1,891 (2,014)	1,788 (1,899)	1,085 (1,155)	708 (752)	794 (845)
参考	焼却残渣最終処分量	5,492 (5,847)	5,469 (5,807)	6,196 (6,593)	6,147 (6,532)	6,115 (6,494)

※各上段の値は八戸市相当分で、下段()内は共同処理全体の値

### 3-5 小型家電リサイクル事業

平成 25 年度の国の実証事業採択を契機として、南部町、階上町及び八戸地域広域市町村圏事務組合（八戸リサイクルプラザ）と共同で、リサイクル率の向上及び最終処分量の削減を目的として、使用済小型家電を回収している。

八戸市では「環境に配慮した大会であることを世界に発信すること」、「リサイクルの重要性の周知」、「日本のリサイクル技術の世界への発信」を目的として、岩手県一関市及び秋田県大館市との 3 市共同で、2020 年東京オリンピック・パラリンピックのメダルに小型家電からの回収金属を活用することについて、競技大会組織委員会や関係省庁等に提案活動を行ってきた。

これが実を結ぶ形となり、都市鉱山の活用が「東京 2020 アクションレガシープラン 2016」に記載されることとなり、これを受けて採択された「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について当市も参画・実施していた。

平成 30 年度に東京五輪のメダルに必要とする量の金属の回収を完了し、当初の予定どおり、平成 31 年 3 月 31 日をもって、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」は終了した。メダルプロジェクト終了後も、リサイクル率の向上及び最終処分量の削減を目的として、事業を継続している。

※回収された使用済小型家電は、市内の認定事業者による破碎・選別を受け、鉄類は当該事業者が精錬し、金銀等の非鉄金属類については、製錬事業者による抽出工程の後、再生利用されている。

#### ○回収実績

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
八戸市分	44.95t	43.86t	38.67t	42.84t	37.08t
3 市町 合計分	48.44t	47.39t	41.60t	46.32t	39.48t



#### ○回収ボックス設置台数

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
設置台数	33 台	33 台	33 台	35 台	35 台

### 3-6 事業系ごみ減量促進事業

事業所から排出され行政処理している一般廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、啓発を行うとともに民間再資源化事業者の活用等による処理体制の高度化を図る。

#### (1) 事業系紙ごみの行政処理施設への搬入規制実施

平成 20 年度より、事業所から排出される「資源となる紙」の八戸清掃工場への搬入規制及び古紙取扱事業者への誘導を実施し、焼却量の削減及び再資源化の促進を図っている。

#### (2) 事業系ごみ開放検査の実施

事業系紙ごみ搬入規制の実効性確保及び産業廃棄物等の不適正搬入防止のため、八戸清掃工場と共に事業系ごみ開放検査を行い、紙ごみ搬入が顕著な事業者への指導を実施した。

○実施状況 令和 6 年度 開放検査 3 回（事業者への適正排出指導 6 社 6 台）

### (3) 排出事業所等へのごみ排出状況のヒアリング

市内の異なる業態の事業者に対し事業所を訪問し、ごみの排出状況及び減量事例についてのヒアリングを行った。

### 3-7 八戸市環境審議会

八戸市環境基本条例第24条により設置された、市の環境保全等に関する調査審議する市長の附属機関である。その前身である、八戸市廃棄物減量等審議会（平成5年発足）と八戸市環境審議会（昭和44年 八戸市公害対策審議会として発足）の統合により、平成26年度より活動している。

主に、八戸市環境基本計画、廃棄物の減量及び適正な処理、その他環境の保全及び創造に関する事項について審議を行っている。

### 3-8 八戸市ごみ減量推進員設置事業

平成5年度より、ごみの減量化や再利用を図り、清潔で住みよいまちづくりをするため、町内会単位で設置している。推進員は自らの3R活動の実践に加え、地域のごみ問題を把握し、適正排出を促す看板の設置等、ごみ減量に関する施策の普及・啓発等を行っている。

また、ごみ減量推進懇談会に出席し、情報の共有や問題解決に向けての意見交換を行っている。

○令和7年3月31日現在 ごみ減量推進員数 427名

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

### 3-9 八戸市3010運動推進店認定制度

まだ食べられるのに捨てられている食品ロスの削減に向けて、平成29年4月より市内ホテル業事業者などとともに3010運動を推進することとし、同年8月より推進認定店制度を開始した。なお、推進認定店に登録した事業者にはポスターおよびチラシ、ポケットティッシュ等を配布している。

#### 【令和6年度登録事業者数】

・18事業者（令和7年3月31日現在）

3010運動とは、宴会などから出る食べ残しを削減するため、乾杯後の30分から20分、終了前の10分から15分、席を立たずに食事を楽しむ運動。



ポスター



ポケットティッシュ

### 3-10 広報活動

「広報はちのへ」への記事掲載や、各種イベント・展示会・説明会等、情報発信の展開により、ごみの適正処理や減量化、清掃思想の普及啓発に努めている。

#### (1) 広報紙の活用（特集記事など）

お知らせ記事や特集記事で、資源リサイクルの推進等について意識啓発を行っている。

##### ○令和6年度広報はちのへ主な掲載記事

- ・8エコキャラバン、大作戦
- ・食品ロス削減月間
- ・小型充電式電池は正しい方法で捨てましょう

#### (2) ごみ減量キャンペーン（家庭ごみの減量周知啓発事業）

平成24年度以降、1人1日あたりのごみ排出量が増加していることを受けて、平成26年度から、10月の3R推進月間をごみ減量キャンペーン期間とし、家庭ごみの減量講座や啓発チラシの配布など、ごみの減量・分別の普及啓発を行ってきたが、令和3年度からは8エコ大作戦と銘打ち、年間を通じた啓発事業を行っている。

##### ① 8エコフェスの開催

小学生親子を対象に、はっちでエコ料理教室、  
美術館でエコアート教室を開催。

エコ料理教室の様子

参加者数：[エコ料理教室] 12組（延べ33名）、  
[エコアート教室] 15組（延べ35名）



##### ② エコ川柳・エコレシピのアイデア募集

ごみ減量や食品ロス削減につながるエコネタ  
とエコレシピのアイデアを募集し、優秀作品を  
表彰。

応募数：[エコ川柳] 190点、[エコレシピ] 91  
点

##### ③ SNSによる普及啓発

ごみの減量・分別の啓発を目的として、X（旧Twitter）とInstagramの2つによ  
り情報を発信。

##### ④ 啓発ポスターの掲示

ごみ減量ポスターを作成し、市営バス車内、公民館、一部の指定ごみ袋販売店へ  
掲示。

掲示場所：市営バス車内（111台）、小学校（41校）、中学校（26校）、高校（16校）、  
公民館（25館）、その他公共施設（18施設）、指定ごみ袋販売店（90店舗）

### (3) その他

#### ① 地域住民への説明会等（令和6年度実績）

環境学習会の様子

	開催数
環境学習会（市内小学校等）	26回 (17校)
町内会等が主催の出前講座	10回
環境講話（市内高等学校等）	3回 (3校)



#### ② ホームページの作成

#### ③ チラシの作成配布

- 家庭ごみの分け方・出し方  
(令和6年度配布枚数：96,749部)
- その他各種チラシ  
(主に、ごみの適正処理指導用)

令和7年度  
家庭ごみの分け方・出し方チラシ



#### ④ 看板の設置

- 集積所設置用
- 資源物持ち去り防止
- 他地区からのごみの持ち込み禁止 等

#### ⑤ 清掃事業概要の作成

廃棄物行政の現況と施策についてまとめた冊子90部を作成し、関係機関等へ配布。

#### ⑥ ごみ収集アプリの運営

- ㈱アイティコワークへごみ収集アプリの運営管理を委託
- チャットボット機能の追加
  - アプリダウンロード数 8,231件（令和7年3月31日現在）
  - 以下の二次元コードからダウンロード



App Store  
からダウンロード

Google Play  
で手に入れよう



## 4 不適正処理の防止と環境美化のための取組

### 4-1 不法投棄防止対策

市ホームページへの掲載、立て看板の設置・配布により市民への啓発活動を行っている。また、平成18年7月からは、不法投棄の未然防止及び早期発見を目的として、「不法投棄監視カメラ」を導入するなど、監視体制を強化している。

不法投棄者が判明した場合は撤去を指導しているが、投棄者不明の場合には土地の所有者または管理者に対して撤去をお願いしている。

今後とも、関係機関と連携し市民の監視や通報等により、一丸となって不法投棄防止に取り組んでいく。



#### ○不法投棄事案の処理状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
通報件数(件)	106	215	232	178	127
市回収量(t)	6.2	8.8	7.5	5.9	5.5

#### ○処理経費（不法投棄・不適正排出された廃家電、処理困難物等を回収したものにかかる処理経費）

##### ①家電 4品目

区分 年度	エアコン		テレビ		冷蔵(凍)庫		洗濯機		合計	
	台	リサイクル料金	台	リサイクル料金	台	リサイクル料金	台	リサイクル料金	台	金額(円)
R 2	1	0	14	38,950	1	5,200	1	2,530	16	46,680
R 3	0	0	23	64,970	4	17,880	1	2,530	28	85,380
R 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 5	1	990	22	63,560	1	5,200	1	2,530	25	72,280
R 6	0	0	17	49,350	1	4,730	0	0	18	54,080

##### ②処理困難廃棄物

区分 年度	タイヤ		消火器		ガスボンベ容器		バッテリー		処理料金 合計(円)
	t	処理料金	本	処理料金	本	処理料金	kg	処理料金	
R 2	0	0	50	27,500	11	1,815	0	0	29,315
R 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 5	0.6	31,405	53	29,150	0	0	0	0	60,555
R 6	0.3	14,080	18	9,900	8	1,320	58.3	11,543	36,843

#### 4-2 はちのへクリーンパートナー制度

市民の地域への愛着心と美化意識の高揚を図るとともに、市民との協働により継続的な環境美化活動を推進することを目的として、平成15年4月に制定した。

市民及び八戸市内に事業所等を有する団体・企業が登録できる。登録者（団体）がボランティアで公共施設のごみ拾いにより清掃活動を行う際、市がボランティア用ごみ袋の提供、回収したごみの収集等のサポートを行っている。令和7年3月31日現在で356団体・32,914名が登録している。



#### 4-3 八戸市環境美化協議会への補助

「八戸地区衛生組織連合会」と「クリーンはちのへ530運動連絡会」の合併一元化により平成4年4月に発足した。

会員は旧八戸市の町内会（令和4年3月末現在加入率98%）、旧南郷村の自治会（同17%）、活動趣旨に賛同する企業・団体等で構成されている。地域における環境の美化はもとより、ごみの減量化、健康管理の啓発などにより、「きれいなまちづくり運動」及び「健康で住みよい、明るいまちづくり運動」を基本理念として全市的に活動を展開している。



##### （主な事業内容）

- 集積所用網購入の補助
- 機関紙の発行（年1回）
- 530運動（年3回）
- 犬の飼育啓発用看板の配布
- 530運動児童作品コンクール
- 8エコ大作戦の共催（八戸市）

530運動の様子

#### 4-4 カラス対策事業ごみ箱設置購入費用補助金

(新型コロナウイルス感染拡大防止に係る集積所整備促進補助金を含む)

平成25年度よりカラス被害等を軽減し環境美化の推進を図るため、ごみ集積所の設置及び管理をする町内会等に対し、ごみ箱の購入及び設置に要した経費に対して2分の1の補助を行なっている。(1基あたりの上限は50,000円)

##### ○交付実績(件・基)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
件数	件	147	121	96	87	67
	基	376	330	221	192	92

#### 4-5 家庭ごみ集積所の適正排出に関するラミネート看板の設置

家庭ごみ集積所に設置する、注意喚起を目的としたラミネート看板を作成し、希望者に配布している。

##### 【ラミネート看板一覧】

<p><b>お願い</b> 生ごみは水分を切ってから出してください。 八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>	<p><b>正しく分別されていないごみは 収集しません</b> (「家庭ごみの分け方・出し方」参照) 八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>	<p><b>正しく分別されていないごみは 収集しません！</b> 必ず朝8時までに出しましょう (「家庭ごみの分け方・出し方」参照) 八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>
<p><b>正しく分別されていないごみは 収集しません！</b> 朝6時30分までに出しましょう (「家庭ごみの分け方・出し方」参照) 八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>	<p><b>ルールを守りましょう</b> <b>持込禁止</b> 八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>	<p><b>お願い</b> 紙類は雨や雪で濡れると、資源化が困難となりますので、次の収集日に出して下さい。 八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>
<p><b>お願い</b> 収集日以外の日に ごみを出さないでください 集積所はごみ捨て場ではありません 一時保管所です 八戸市清掃事務所</p>	<p><b>集積所はゴミ捨て場ではなく 一時保管場所</b>です “自分の家の前が集積所だったら” という気持ちを忘れずに、 皆で集積所をきれいにするよう心掛けましょう。 八戸市清掃事務所 (27) 4511</p>	<p><b>ごみ収集時間についてのお知らせ</b> ここは早朝収集の集積所です。 ごみは「朝6時30分まで」 にして下さいようお願い致します。 八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>

<h2>お知らせ</h2> <p>ごみは必ず「朝8時まで」に 出して下さるようお願いします。</p> <p>八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>	<h3>お願い</h3> <p>夜にごみを出さないでください</p> <p>ごみは、 決められた日の朝8時までに 出してください。 みんなでルールを守りましょう！</p> <p>八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>	<h3>お願い</h3> <p>夜にごみを出さないでください</p> <p>ごみは、 決められた日の <b>朝6時30分までに</b> 出してください。 みんなでルールを守りましょう！</p> <p>八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>
<h2>お願い</h2> <p>カラス対策のため、集積所にごみを 出すときは、網をかけてごみの散乱を 防止してください。</p> <p>八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>	<h3>お願い</h3> <p>集積所にごみを出すときは、 カラス対策のため<b>網をかけて</b> ごみの散乱を防止しましょう！</p> <p>八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>	<h3>お願い</h3> <p>カラス被害対策として、生ごみが 外から見えないようにして 出してください。</p> <p>八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>
<h2>お知らせ</h2> <p>会社・商店等、家庭以外から出るごみは 集積所に出すことはできません。</p> <p>八戸市清掃事務所(電話 27-4511)</p>	<p>この資源物は、市民が分別し資源化することを目的に集積所 に出されたものです。八戸市及び八戸市が委託した業者以外の者が無断で持ち去る ことを禁じます。</p>	
<h3>お願い</h3> <p>ごみは、 1 決められた日に 2 決められたものを 3 決められた場所に 4 決められた袋に入れて 出してください。 (「家庭ごみの分け方・出し方」参照) みんなでルールを守りましょう！</p> <p>八戸市清掃事務所(27)4511</p>	<p>これは町内会等で 管理している集積所です</p> <p>他の地区のごみは、 ルールを守りましょう</p> <p><b>持込禁止！</b></p> <p>八戸市清掃事務所(27-4511)</p>	<p>この資源物は、市民が分別し資源化することを目的に集積所 に出されたものです。八戸市及び八戸市が委託した業者以外の者が無断で持ち去る ことを禁じます。</p> <p>八戸市清掃事務所(27)4511</p> <p><b>持ち去り禁止</b></p> <p><b>資源物</b></p>

## 5 処理施設の維持管理

### (1) 八戸市一般廃棄物最終処分場

#### ① 廃棄物の埋立て

平成25年7月から供用を開始。

平成26年2月の大雪により被覆施設が倒壊し、復旧工事のため、平成26年2月から平成28年3月まで使用を休止していた。

令和6年10月に生じた火災により、令和6年10月から令和7年1月まで使用を休止していた。

#### ○埋立量の推移

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
埋立量(t)	9,680	10,040	9,552	9,654	10,286	10,156	7,255

※値は条例に基づく産業廃棄物受入量を含む

#### ② 水質検査

放流水等について水質検査を実施した。

水質は、法定基準項目について全て排水基準を満たしている。

### (2) 天狗沢最終処分場

#### ① 埋立量の推移と現状

天狗沢最終処分場への埋立量については、平成15年度まで、ほぼ年間20,000t～25,000tで推移していた。平成16年度以後は残余容量の逼迫化に伴い、八戸清掃工場の焼却灰の一部について、民間施設で溶融処理やセメント原料化による再資源化を促進するなど、最終処分量の削減に努めた。

なお、平成28年3月末で埋立てを停止し、閉鎖整備を進めている。

#### ○埋立量の推移

年度	H25	H26	H27
埋立量(t)	11,300	10,756	10,275

※値は条例に基づく産業廃棄物受入量を含む

#### ② 天狗沢最終処分場残余容量調査

最終処分場の残余容量を把握するため測量調査を実施した。その結果、残余容量は約7,811m<sup>3</sup>（平成28年10月4日測定実施）であった。

#### ③ 水質検査

放流水等について水質検査を実施した。

水質は、法定基準項目について全て排水基準を満たしている。

### (3) 頃巻沢埋立地

平成19年3月に「一般廃棄物最終処分場の埋立終了届出書」を県に提出、平成21年11月5日付で廃止した。

埋立期間：昭和50年7月～平成17年1月

埋立容量：15,900m<sup>3</sup>（うち廃棄物量：11,130m<sup>3</sup>）

○八戸市一般廃棄物最終処分場の水質検査結果表（令和6年度）

	測定項目	単位	令和6年9月17日		排水基準等 注1)
			原 水	放 流 水	
1	水温	℃	38.0	33.5	—
2	透視度	度	6	>30	—
3	電気伝導度	ms/m	9,200	8,900	—
4	塩化物イオン	mg/ℓ	48,000	44,000	—
5	水素イオン濃度		7.5	7.3	5.0~9.0
6	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	610.0	550	600
7	化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	250	190	—
8	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	130	3	600
9	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油)	mg/ℓ	1 未満	1 未満	5
10	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/ℓ	2	1 未満	30
11	フェノール類	mg/ℓ	0.02	0.02	—
12	銅	mg/ℓ	1.1	0.03	—
13	亜鉛	mg/ℓ	6.4	1.10	—
14	溶解性鉄	mg/ℓ	0.08	0.05	—
15	溶解性マンガン	mg/ℓ	8.20	0.08	—
16	クロム	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	—
17	弗素	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	—
18	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	0	—
19	窒素	mg/ℓ	240	220	—
20	燐	mg/ℓ	0.04	0.06	—
21	カドミウム	mg/ℓ	0.12	0.003	—
22	シアン	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	—
23	有機燐	mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	—
24	鉛	mg/ℓ	1.6	0.02	—
25	六価クロム	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	—
26	砒素	mg/ℓ	0.02	0.01	—
27	総水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	—
28	アルキル水銀	mg/ℓ	不検出	不検出	—
29	P C B	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	—
30	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	—
31	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	—
32	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	—
33	四塩化炭素	mg/ℓ	0.0001 未満	0.0001 未満	—
34	1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0001 未満	0.0001 未満	—
35	1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	—
36	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	—
37	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	—
38	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0001 未満	0.0001 未満	—
39	1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0001 未満	0.0001 未満	—
40	チウラム	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	—
41	シマジン	mg/ℓ	0.0001 未満	0.0001 未満	—
42	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	—
43	ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	—
44	セレン	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	—
45	アンモニア性窒素	mg/ℓ	180×0.4	170×0.4	—
46	硝酸性窒素	mg/ℓ	0.05	72	0.45
47	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.11		0.12
48	ほう素	mg/ℓ	5.0		4.0
49	1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05	未満	0.05 未満
50	ダイオキシン類 (排水基準値評価)	pg-TEQ/ℓ	0.0039		0.0029
51	参考：ダイオキシン類 (環境基準値評価)	pg-TEQ/ℓ	(0.64)		(0.65)

注1) 八戸市下水道条例

○天狗沢最終処分場の水質検査結果表（令和6年度）

	測定項目	単位	令和6年9月17日		排水基準等 注1)
			原 水	放 流 水	
1	水温	℃	25.0	24.0	—
2	透視度	度	14	>30	—
3	電気伝導度	ms/m	940	980	—
4	塩化物イオン	mg/ℓ	3,100	3,100	—
5	水素イオン濃度		7.6	7.7	5.8~8.6
6	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	33	49	60
7	化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	10	10	90
8	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	13	10	60
9	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油)	mg/ℓ	1 未満	1 未満	5
10	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/ℓ	1 未満	1 未満	30
11	フェノール類	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	5
12	銅	mg/ℓ	0.02	0.01 未満	3
13	亜鉛	mg/ℓ	0.07	0.05	2
14	溶解性鉄	mg/ℓ	0.08	0.01 未満	10
15	溶解性マンガン	mg/ℓ	2.9	2.8	10
16	クロム	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	2
17	弗素	mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	8
18	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	1	4	3000
19	窒素	mg/ℓ	38	38	120(60)
20	燐	mg/ℓ	0.22	0.11	16( 8)
21	カドミウム	mg/ℓ	0.001 未満	0.01 未満	0.1
22	シアン	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	1
23	有機燐	mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	1
24	鉛	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.1
25	六価クロム	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.5
26	砒素	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.1
27	総水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
28	アルキル水銀	mg/ℓ	不検出	不検出	検出されないこと
29	P C B	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003
30	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.1
31	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1
32	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.2
33	四塩化炭素	mg/ℓ	0.0001 未満	0.0001 未満	0.02
34	1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0001 未満	0.0001 未満	0.04
35	1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.2
36	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.4
37	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	3
38	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0001 未満	0.0001 未満	0.06
39	1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0001 未満	0.0001 未満	0.02
40	チウラム	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.06
41	シマジン	mg/ℓ	0.0001 未満	0.0001 未満	0.03
42	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.2
43	ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.1
44	セレン	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.1
45	アンモニア性窒素	mg/ℓ	30×0.4	27×0.4	計 100
46	硝酸性窒素	mg/ℓ	7.2	20	
47	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.83	1.8	
48	ほう素	mg/ℓ	2.0	2.0	10
49	1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05 未満	0.05 未満	0.5
50	ダイオキシン類 (排水基準値評価)	pg-TEQ/ℓ	0.0005	0.000066	10
51	参考：ダイオキシン類 (環境基準値評価)	pg-TEQ/ℓ	(0.63)	(0.62)	(1)

注1) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」より



## 第 4 章 資料編

## 1 ごみ処理事業の沿革

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
M33	4	「汚物掃除法」制定・施行	(ごみの清掃は市町村の義務となる)
S4			湊焼却炉(固定炉)
S11			吹上焼却場(固定炉8t/日)
S28	9		鮫塵芥処理処分場(字小舟渡平借上)
S29		「清掃法」制定「汚物掃除法」廃止	
S30	4	「八戸市特別清掃地域の清掃に関する条例」公布・施行 「八戸市清掃に関する規則」公布・施行	
S31	11		河原木塵芥処分場(字浜名谷地)
S34	12	経済民生部 厚生課	
S35	4	民生部 衛生課	
S37			河原木清掃工場完成(50t/10時間)
S38	1		根城塵芥処理処分場(字ヌタゴ借上)
	11	民生部 清掃課	
S39	2		初めてバックー車の導入を図る
S40	1	民生部 環境衛生課	
S41			八戸市天狗沢廃棄物埋立処理場開始(28,670m <sup>2</sup> )
S42	9		鮫清掃工場完成(76t/日)
S43	4		鮫清掃工場内に動物死体焼却場併設
S45	6		可燃物一部、不燃物、粗大全面委託(不燃・粗大同時収集)
	12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」制定・公布	
S46	9	「廃棄物処理法」施行	処理を要しない区域の指定 (根城、白銀、市川、是川、大館、館地区の一部)
	3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例」制定 「八戸市手数料条例」の一部改正、公布・施行 「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」公布・施行	
S47	7	民生部 清掃課	鮫清掃工場改造(93t/10時間)
	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行	一般廃棄物の処理計画告示(実施:S48.9.3)
S48	5	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」公布・施行	
	7		一般廃棄物処理手数料徴収開始 階上町、南郷村のごみ焼却事務受託(~H4.8) 名川町のごみ焼却事務受託(~S52.3)
	9		市全域を収集区域(可燃週2回、不燃週1回、粗大年4回)
	11		粗大ごみ単独収集開始
S50	4	環境衛生部 清掃課	八戸市指定ごみ袋(推奨袋)開始(3種類)
S52	12		福地村のごみ焼却事務受託
S54	4	環境衛生部 清掃課 清掃工場建設事務局	
	8		鮫清掃工場改造(50t/10時間)
	3		櫛引清掃工場(150t/24H×2基)完成 粗大ごみ処理施設(50t/5H)完成
S55	4	環境衛生部 清掃業務課 清掃施設課	
	7		河原木清掃工場廃止
	1		天狗沢最終処分場拡張(総面積:94,700m <sup>2</sup> )
S56	4	環境衛生部 清掃事務所 清掃業務課 清掃施設課	
	11		全都清東北地区協議会青森県支部発足(八戸市入会)
	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正	
S57	10		資源ごみ回収促進運動開始(モデル2町内)

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
S59	4	「八戸市有害ごみ取扱実施要領」制定	有害ごみ(電池、蛍光管、水銀体温計)回収実施(2箇月に1回)
	3		鮫清掃工場廃止
S60	4		資源ごみ回収奨励補助金制度開始 プラスチック類を可燃ごみに受入 八戸市指定ごみ袋(推奨袋)プラスチック用を廃止し2種類に
	9		パッカー車上部に排気ガス管取付け
S61	4		事業系一般可燃物の搬入焼却指導(S60.5~6行政監察事務所の 産廃最終処分場立入検査)
	9		三八地区清掃事業労働災害防止協議会設立
	12		「八戸自動車道における廃棄物の処理に関する協定」に基づき八 戸自動車道で発生する不燃性廃棄物の処理を受託
S62	4		不燃物、粗大ごみに含まれる有価物の選別回収民間委託一元化
S63	8		基幹的施設整備事業実施(塩化水素除去装置)
H元	6	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正	
	10		有害ごみの処理処分を(社)全国都市清掃会議を介し野村興産㈱に委託開始
H3	4	「再生資源の利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」制定(H3.10施行) 環境衛生部 清掃事務所 業務課・施設課 清掃工場建設事務局	
	10	「廃棄物処理法」改正(H4.7施行)	
	7		生ごみ自家用処理容器購入費補助金制度開始 空き缶圧縮機貸与事業開始(小学校) 八戸市資源集団回収協同組合への補助金制度開始
H4	8	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正	
	9	環境衛生部 清掃業務課(清掃事務所は廃止) 施設課のうち焼却部門及び清掃工場建設事務局 が八戸地域広域市町村圏事務組合に移管となり「八 戸地域広域市町村圏事務組合環境衛生部八戸清 掃工場」及び「八戸地域広域市町村圏事務組合環 境衛生部清掃工場建設事務局」となる。	広域化に伴い階上町、南郷村、福地村からのごみ焼却事務受託 を廃止「(仮称)八戸地域広域市町村圏事務組合新清掃工場」建 設工事着工 八戸地域広域市町村圏事務組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計 画(~15年度)策定
	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正・ 公布(H5.4施行) 「ごみ減量化推進週間」を厚生省制定(5/30~6/5)	八戸市廃棄物減量等推進審議会設置
H5	4	生活環境部 清掃事務所 ごみ減量対策課 清掃業務課	
	5		週4時間制度実施(振替制度)
	7		八戸市廃棄物減量等推進審議会組織会開催
	10		八戸市清掃指導委員設置モデル事業(3地区92名委嘱)
	11	「環境基本法」施行 環境の日:6月5日法定	
	12	市議会「フロン回収と再利用システムの早期確立を求める意 見書」を提出	
H6	3	適正処理困難物4品を厚生大臣指定(大型冷蔵庫、大型テ レビ、ダイヤ、マットレス)適用:H7.3.1より	
	4		八戸市清掃指導員設置地区拡大(計11地区259名) (社)全国都市清掃会議東北地区協議会総会開催
	11		廃冷蔵庫からフロンガス回収開始
	12	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正・ 公布(H7.6施行)	三陸はるか沖地震発生(减免措置~7年9月末)
H7	1		八戸市清掃指導員を市内全地区設置(18地区432町内) 青森県適正処理困難指定廃棄物対策協議会設立
	4		百石道路開通に伴い、「八戸自動車道における廃棄物の処理に 関する協定」の一部変更を行い百石道路で発生する不燃性廃棄 物の処理を受託
	6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法 律(容器包装リサイクル法)」制定	一般廃棄物処理手数料改正・施行 清掃指導員ごみ集積所合同バトロール実施
	8		動物死体焼却場別称命名「八戸市ペット斎場」
	9		八戸清掃工場第一工場稼動開始

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
H7	10		「ごみの減量化・有料化等に関するアンケート調査」実施(市清掃指導員への依頼説明会開催) 配布:9,431世帯、回収:8,572枚
	12	「容器包装リサイクル法」施行	
	3		八戸市ごみ処理基本計画(8~17年度)策定
H8	7		清掃指導員研修講演会:市民大学講座 八戸清掃工場第一工場竣工(第二工場2号炉休止)
	9	ISO 14001 発効	
	10		「容器包装リサイクル法」に基づき八戸市分別収集計画(8~12年度)策定
	11		(社)全都清県支部連合会研修会開催
	12		分別収集のモデル事業を開始(城下・沼館・類家・鮫地区町内)
	1	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン	
	2		分別収集実施地区説明会(24ヶ所)
H9	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(H8.4施行)	八戸市第1期分別収集計画(9~13年度)策定
	4	「容器包装リサイクル法」施行 PETボトル、ガラスびんの再商品化業務規定発効	青森県分別収集促進計画(9~13年度)策定 分別収集本格実施(4~9月試行期間) 毎週水曜日を「資源の日」とする(ごみ収集、処理施設の完全週休二日制実施) (財)日本容器包装リサイクル協会へガラスびん(白、茶)再商品化委託開始 一般廃棄物処理手数料改正
	6	「廃棄物処理法」改正〔産廃規制強化〕	八戸市清掃指導員改選に伴う委嘱状交付 八戸リサイクルプラザ建設事業開始、用地購入
	10		八戸市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱状交付
	11		八戸リサイクルプラザ都市計画決定
H10	3		八戸市ごみ処理基本計画(9~18年度)一部改訂 八戸地域広域市町村圏事務組合ごみ処理基本計画(9~18年度)策定 空き缶圧縮機貸与事業終了
	4		青森県ごみ処理広域化計画策定
	6	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布(H13.4施行)	家庭系粗大・不燃ごみの混合収集開始
H11	8		八戸リサイクルプラザ建設着工
	6		八戸市第2期分別収集計画(12~16年度)策定 電動式家庭用生ごみ処理機購入補助制度開始
	7		青森県分別収集促進計画見直し
	10		大雨、洪水、暴風等被害特別減免措置(~H11.11)
	1	地方分権の推進を図るための関係法律等の整備等に関する法律	
H12	2		PETボトル モデル収集
	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正 「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」一部改正・公布(H11.4施行) [ペットボトルの追加]	櫛引粗大ごみ処理場の廃止、閉鎖 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ竣工
	4		八戸リサイクルプラザ稼動 PETボトルの分別収集品目追加
H12	5	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」公布(H14.5施行) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」公布	
	6	「循環型社会形成推進基本法」公布 「廃棄物処理法」一部改正・公布	
	12	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」公布 「資源有効利用促進法」一部改正・公布	
H12	1	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正・公布(H13.6施行) [家庭ごみ有料化]	
	3	環境省発足	
	3		家電4品目の収集量が駆込み排出により急増

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
H13	4	「家電リサイクル法」施行	不燃、粗大ごみの収集量が駆込み排出により急増
	6		一般廃棄物最終処分場基本構想策定 家庭ごみ有料化開始(指定袋、粗大ごみ処理券) ボランティア用ごみ袋作成
	7		「八戸市不法投棄監視通報連絡会」設立
	9	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正・公布(H13.11施行)	
	11		燃やせるごみ用指定ごみ袋の品目(20L)追加
H14	4		八戸市清掃指導員増員(1町内1名→各町内世帯数に応じて増)
	6		八戸市第3期分別収集計画策定(15~19年度)
	7	「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布(H17.1施行)	
	9		祝休日となる月曜日の収集開始(可燃ごみのみ)
	10		八戸清掃工場において事業系発泡スチロール受入停止
	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正・公布(H15.9施行)	八戸清掃工場において段ボール搬入事業者への再資源化指導開始
H15	4	機構改革 環境部 環境政策課 環境計画班・資源リサイクル班	八戸市清掃指導員を八戸市ごみ減量推進委員へ名称変更 はちのへクリーンパートナー制度創設 ボランティア用ごみ袋の利用範囲拡大
	9	環境部 清掃事務所 清掃管理課 施設管理班・清掃業務班	一般廃棄物最終処分場基本構想白紙撤回 燃やせないごみ用指定ごみ袋の品目(20L)追加
H16	4	機構改革 環境部 環境政策課 環境計画G(グループ)・資源リサイクルG	
	6		段ボールコンポストモニター事業実施(~24年度)
	8		あおもりエコタウン事業活用による焼却灰の再資源化委託(溶融)開始 905t[市相当量842t]
	10		ボランティア用のごみ袋に「燃やせないごみ用」追加
	11		ポイ捨て防止指導員「八戸クリーンキャンペーン」実施(~H17.1) 廃食用油回収事業実施(~H17.1) 新処分施設用地選定会議開催(第1回)
	12	「八戸市環境基本条例」制定・公布・施行	
	2	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正・公布(H17.3.31施行) 「八戸市環境基本計画」策定	新処分施設用地選定会議開催(第2回)
	3	南郷村と合併(3月31日)	新処分施設用地選定会議開催(第3回) 八戸市ごみ処理基本計画(17~26年度)策定 生ごみ自家用処理容器購入費補助金制度終了 八戸市ごみ減量推進員への謝礼廃止
	4	機構改革 南郷区役所 健康福祉課 保健衛生G・福祉医療G 環境部 環境政策課 環境立市推進G・資源リサイクルG 環境部 清掃事務所 清掃管理課 管理G・収集G 「八戸市一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱」施行	八戸市資源集団回収協同組合への補助金制度を資源集団回収事業者(登録制)へ制度変更 あおもりエコタウン事業活用による焼却灰の再資源化委託(溶融)実施 1,797t[市相当量:1,669t] ごみ減量推進員との懇談会開始
	5		新処分施設用地選定会議開催(第4回)
H17	6		八戸市第4期分別収集計画(18~22年度)策定 新処分施設用地選定会議開催(第5回)
	7		第1回八戸市環境展開催(30年度まで毎年1回開催) ボランティア用ごみ袋の規格を45Lから30Lに変更 新処分施設用地選定会議開催(第6回)
	8		南郷区において粗大ごみの有料化開始
	9		新処分施設用地選定会議開催(第7回)
	10		「ワンニヤン慰靈之碑」建立
	12		新処分施設用地選定会議開催(第8回)
	1		新処分施設用地決定
	2		八戸地域循環型社会形成推進地域計画(18~23年度)策定

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
H18	4	機構改革 環境部 環境政策課 環境政策推進G・資源リサイクルG・最終処分施設建設G	新処分施設建設事業開始(18~23年度) 動物死体焼却場別称変更 「八戸市ペット斎場」→「八戸市ワンニャン斎苑」
	7		循環型都市宣言 「その他紙」モデル地区収集開始(小中野、ニュータウン) 不法投棄監視カメラの導入 天狗沢最終処分場残余容量測量調査実施(残余116千m <sup>3</sup> )
	8		天狗沢最終処分場残余容量確保のため、八戸清掃工場 焼却灰の民間最終処分場での一部委託処分実施2,000t [市相当量:1,906t]
	9	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部 改正・公布(H19.4.1施行) 〔処理手数料等及び許可等手数料改正〕	廃食用油利活用事業開始
	10		不法投棄防止合同パトロールの実施
	12	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部 改正・公布(H19.4.1施行) 〔南郷区の家庭ごみ有料化〕	
	1		「その他紙」分別収集のための住民説明会(22公民館)
	3		頃巻沢埋立地:埋立終了届出書を県に提出
H19	4	「食品リサイクル法」一部改正	「その他紙」分別収集開始 南郷区において家庭ごみ有料化開始(指定袋)
	6		八戸市第5期分別収集計画(20~24年度)策定
	8		天狗沢最終処分場残余容量確保のため、八戸リサイクルプラザ 不燃残渣の民間最終処分場での一部委託処分実施1,589t [市相当量:1,478t]
	11		事業系紙ごみリサイクル試験事業実施
H20	4	機構改革 環境部 清掃事務所(清掃管理課を廃止)	事業系紙ごみの八戸清掃工場への搬入規制実施
H21	7	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」公布・施行	
	11		頃巻沢埋立地(一般廃棄物最終処分場)廃止
	1		八戸地域循環型社会形成推進地域計画(18~24年度)変更
H22	6		八戸市第6期分別収集計画(23~27年度)策定 八戸圏域定住自立圏形成協定事業 不法投棄防止策追加
	12		八戸地域循環型社会形成推進地域計画(18~24年度)変更報告 八戸清掃工場の設備改良のため八戸地域広域市町村圏事務組合参画
	3		東日本大震災発生 ◇減免措置実施 ◇家庭ごみ収集停止(3/16~3/23) ◇灾害廃棄物仮置場(東部終末処理場、水産加工団地、旧食肉処理場、ポートアイランド県有地)運用開始 ◇津波被害地区一般家庭の災害廃棄物巡回収集開始(~7月)
H23	4		◇津波被害地区事業所等の災害廃棄物巡回収集開始(~7月) ◇災害廃棄物処分委託開始 ◇被災建物解体支援受付開始(~8月)
	8	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)」公布・一部施行	八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会と「災害時における災害ごみの収集運搬に関する協定」締結
	9		◇災害廃棄物仮置場への一般持込受付終了
	1	「放射性物質汚染対処特措法」全面施行	
	2		インカートリッジ里帰りプロジェクト参画企業との協定締結 県外災害廃棄物受入れに関する住民説明会開催
	3		八戸市一般廃棄物処理基本計画(24~33年度)策定 八戸セメント株式会社で県外災害廃棄物の広域処理開始
H24	8	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」公布	
	9		「指定ごみ袋に関するアンケート」実施(八戸市市政モニター99名)
	12	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正・公布(H25.4・H25.7施行)	
	1		八戸地域循環型社会形成推進地域計画(18~24年度)変更
	3	「第2次八戸市環境基本計画」策定	◇災害廃棄物の処分終了

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
H25	4	機構改革 環境部 環境政策課 環境政策推進G・資源リサイクルG 「小型家電リサイクル法」施行	生ごみカラットモニター事業実施(26年度まで) 電動式生ごみ処理機購入費補助金の上限20,000円に変更
	6		八戸市第7期分別収集計画(26~30年度)策定 平成25年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の採択(階上町、南部町、八戸地域広域市町村圏事務組合と連名)
	7		八戸市一般廃棄物最終処分場(新処分場)供用開始 一般廃棄物処理手数料改定(事業系、家庭系)
	8		ボランティア用のごみ袋規格追加(燃やせるごみ用45L)
	9		八戸地域循環型社会形成推進地域計画(18~24年度)変更報告 「八戸自動車道及び百石道路における不燃性廃棄物処理に関する協定」廃止、以後市域分のみを受入れ 八戸市環境美化協議会による古着のイベント回収開始
	10		不燃ごみからの小型電子機器等のピックアップ回収の開始(一部)
	11		小型電子機器等のボックス回収の開始
	12	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正 (H26.4施行) 「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」一部改正	
	2		大雪災害により八戸市一般廃棄物最終処分場の屋根倒壊
	3		八戸セメント株式会社で県外災害廃棄物の広域処理終了
	4		一般廃棄物処理手数料改定(事業系、家庭系粗大ごみ、動物死体)
	6	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正 (H26.7施行)	
H26	7		コンポスト容器購入費補助事業開始 家庭ごみ減量講座実施(10ヶ所) 商工団体を通じた啓発実施(事業系ごみ減量に向けて) 八戸市廃棄物減量等推進審議会を八戸市環境審議会へ統合
	10		ごみ減量キャンペーン事業実施(26年度~令和2年度)
	6		2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての3市提案を実施 ※3市:八戸市・大館市・一関市 ◇提案内容:小型家電回収に伴う回収金属をメダルに活用する ◇提案先:組織委員会並びに関係省庁
H28	6		第8期分別収集計画(29~33年度)策定
	11		小型家電回収ボックス増設(13ヶ所⇒18ヶ所)
	1	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正(H29.1施行) 「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」一部改正(H29.1施行)	
	3		八戸市一般廃棄物処理基本計画(29~38年度)改定
H29	7		「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の取組開始
	8		八戸市3010運動推進店認定制度開始
	12		小型家電回収ボックス増設(18ヶ所⇒32ヶ所)
	3	「第2次八戸市環境基本計画」改定	
H30	3	「八戸市災害廃棄物処理計画」策定	「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の取組終了
R元	5	「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布 「プラスチック資源循環戦略」の策定	第9期分別収集計画(2~6年度)策定
	10	「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行	
	3	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」決定	
R2	7	小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令改正(R1.12)、施行(レジ袋有料化)	
	3		電動式家庭用生ごみ処理機購入費補助金制度終了 コンポスト容器購入費補助事業終了
R3	6	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布	
	7		8エコ大作戦事業開始
	9		指定ごみ袋デザイン変更
	10		ボランティア用のごみ袋規格追加(燃やせるごみ、燃やせないごみ用20L)
	3	「八戸市一般廃棄物処理基本計画(4~13年度)」改定 「八戸市食品ロス削減推進計画(4~13年度)」策定	

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
R4	4	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行	
	6		第10期分別収集計画(5~9年度)策定
	1		小型家電回収ボックス設置場所見直し変更(32ヶ所⇒31ヶ所)
R5	4	機構改革 市民環境部 環境政策課 環境政策推進G・資源リサイクルG 東部終末処理場から八戸市庁別館6階へ移転	八戸市ごみ収集アプリ運営等事業開始
	9	「第3次八戸市環境基本計画」策定	
	10		使用済み電池回収BOX設置(27ヶ所)
	11		八戸市ごみ収集アプリ機能追加改修事業開始 (チャットボット機能追加)
	2		三八広域ブロックごみ処理広域化会議の設置
R6	3	「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」決定	



## 2 排出区分別ごみ処理状況（令和6年度）

人口： 215,747 人

年度日数： 365日

### ○排出量

	数量(t)	原単位(g)
<b>広域:八戸清掃工場【焼却】</b>	<b>61,646.44</b>	<b>61,646</b>
行政・家庭	38,467.32	38,467
直営	2,446.22	2,446
委託	34,823.16	34,823
直接搬入	1,197.94	1,198
行政・事業	23,179.12	23,179
許可	20,274.78	20,275
直接搬入	2,818.29	2,818
減免	86.05	86
<b>広域:八戸リサイクルプラザ【破碎・選別】</b>	<b>11,524.44</b>	<b>11,525</b>
不燃:破碎 行政・家庭	3,010.90	3,011
直営(臨時)	0.00	0
委託	1,565.75	1,566
委託(臨時)	0.00	0
直接搬入	1,445.15	1,445
粗大 行政・家庭 委託	351.62	352
不燃:破碎 行政・事業	1,956.20	1,956
許可	1,582.50	1,582
直接搬入	364.99	365
減免	8.71	9
有害 行政・家庭	54.44	54
資源 行政・家庭	6,151.28	6,152
委託:新聞紙・段ボール	1,674.99	1,675
委託:雑誌・チラシ・古布	1,044.27	1,044
委託:その他紙	329.77	330
直営:缶・びん・PETボトル	236.69	237
委託:缶・びん・PETボトル	2,844.73	2,845
委託:小型家電	20.83	21
<b>市:廃食用油 行政・家庭 委託</b>	<b>31.91</b>	<b>32</b>
<b>市:最終処分場</b>	<b>192.99</b>	<b>193</b>
不燃:埋立 行政・家庭	144.61	145
直営	1.68	2
委託	0.00	0
直接搬入	142.93	143
不燃:埋立 行政・事業(除:併せ産廃)	48.38	48
許可	14.90	15
直接搬入	268.59	268
減免	69.97	70
うち併せ産廃	305.08	305
<b>集団回収</b>	<b>233.17</b>	<b>233</b>
金属 スチール缶	3.56	4
金属 アルミ缶	14.45	14
金属 その他鉄	0.17	0
紙 新聞紙	82.47	83
紙 段ボール	84.25	84
紙 雑誌	42.19	42
紙 紙パック	1.17	1
紙 その他紙	0.28	0
びん類	3.41	3
古布	0.46	1
PETボトルキャップ	0.77	1
<b>民間主導 直接資源化</b>	<b>17,310.43</b>	<b>17,310</b>
民間・事業	17,310.43	17,310
許可:古紙	15,502.28	15,502
許可:金属等	1,808.15	1,808
<b>民間主導 中間処理</b>	<b>2,686.98</b>	<b>2,687</b>
民間・家庭	42.22	42
直接搬入	42.22	42
民間・事業	2,644.76	2,645
許可	730.79	731
直接搬入	1,913.97	1,914

### ○最終処分量

	数量(t)	原単位(g)
<b>市:最終処分場</b>	<b>9,121.22</b>	<b>9,121</b>
直接最終処分	192.99	193
直接最終処分	192.99	193
八戸清掃工場 燃却残渣	6,114.99	6,115
中間処理残渣	6,114.99	6,115
清掃残渣	0.00	0
八戸リサイクルプラザ 破碎残渣	2,813.24	2,813
中間処理残渣	2,813.24	2,813
清掃残渣	0.00	0
<b>民間主導:最終処分場</b>	<b>0.00</b>	<b>0</b>
中間処理残渣	0.00	0

### ○再生利用量

	数量(t)
<b>広域:八戸清掃工場</b>	<b>795.28</b>
磁性物	81.45
スラグ・メタル化	659.82
セメント原料化	54.01
<b>広域:八戸リサイクルプラザ</b>	<b>6,796.01</b>
金属 破碎鉄P	1,004.22
金属 破碎アルミP	198.42
金属 破碎不適物	109.42
新聞	625.67
雑誌・チラシ	1,029.93
段ボール	995.38
古布	85.86
その他紙	329.75
金属 スチール缶P	191.78
金属 アルミ缶P	474.82
ガラス 無色	92.33
ガラス 茶色	204.19
ガラス その他の色	605.35
PETボトル	754.61
乾電池・蛍光灯	57.20
小型家電	37.08
<b>市:BDF 行政・家庭 委託</b>	<b>31.91</b>
<b>集団回収</b>	<b>233.17</b>
金属 鉄缶	3.56
金属 アルミ缶	14.45
金属 その他鉄	0.17
紙 新聞紙	82.47
紙 段ボール	84.25
紙 雑誌	42.19
紙 紙パック	1.17
紙 その他紙	0.28
びん類	3.41
古布	0.46
PETボトルキャップ	0.77
<b>民間主導 直接資源化</b>	<b>17,310.43</b>
古紙	15,502.28
金属等	1,808.15
<b>民間主導 中間処理</b>	<b>2,681.77</b>
チップ	2,681.77
堆肥	0.00
プラスチック	0.00

排出総量(t)	総量(t)	原単位(g)
93,626.36	93,626	1,189
行政関与	73,628.95	73,629
民間主導	19,997.41	254

再生利用量	総量(t)	R率
27,848.57	27,848	29.74%
行政関与	7,856.37	7,856
民間主導	19,992.20	19,992

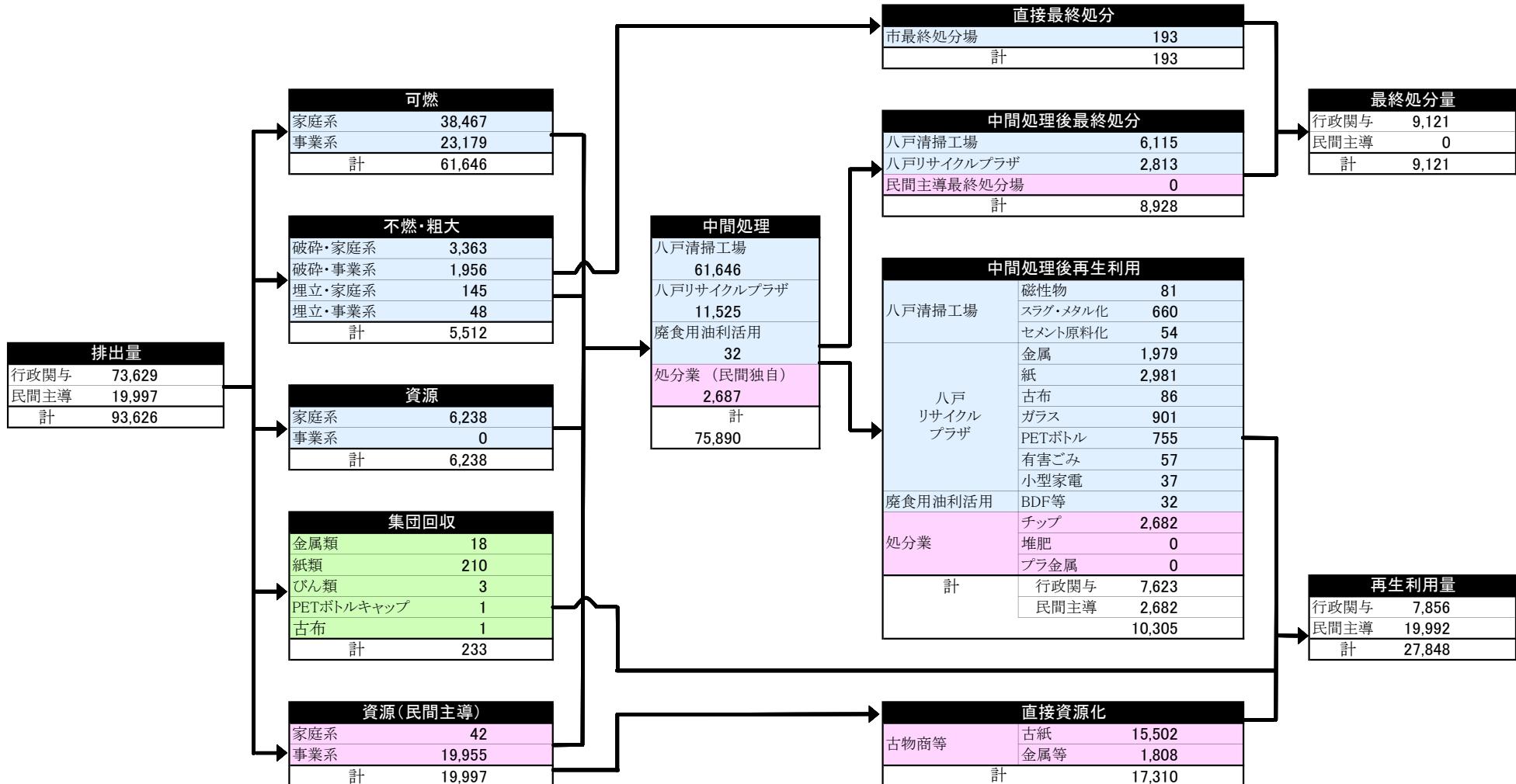
最終処分総量(t)	総量(t)	原単位(g)
9,121.22	9,121	116
行政関与	9,121.22	9,121
民間主導	0.00	0

単位:t/年

人口: 215,747 人(住民基本台帳 令和6年10月1日現在)

年度日数: 365 日

## ○八戸市ごみ処理系統図（令和6年度）



※八戸清掃工場及び八戸リサイクルプラザに関しては、3市町の共同処理であるが、数値は八戸市相当分。廃食用油利活用は八戸市単独。

### 3 年度別ごみ排出状況推移

年 度	人口 10/1現在 住民基本 台帳人口 (人)	行政 関与 分																					
		可燃ごみ										不燃ごみ										有害 ごみ 直営	
		家庭系					事業系					家庭系					事業系						
		直営 収集	委託 収集	直接 搬入	小計	許可 収集	直接 搬入	小計	計	直営 収集	委託 収集	直接 搬入	小計	許可 収集	直接 搬入	小計	家庭系 委託 収集	不燃ごみ 粗大ごみ 計	粗大ごみ	不燃ごみ 粗大ごみ 計			
S59	242,178	30,050	18,404		48,454	2,344	1,966	4,310	52,764		6,920		6,920	237	3,301	3,538	197	10,655					
S60	242,919	31,146	17,185		48,331	2,921	1,931	4,852	53,183		6,814		6,814	338	3,774	4,112	165	11,091					
S61	243,373	32,890	17,899		50,789	8,667	1,906	10,573	61,362		7,127		7,127	671	4,038	4,709	231	12,067					
S62	243,947	34,290	18,448		52,738	9,542	2,686	12,228	64,966		7,265		7,265	668	3,760	4,428	242	11,935					
S63	244,286	35,204	18,598		53,802	10,239	2,718	12,957	66,759		6,967		6,967	590	2,917	3,507	297	10,771					
H元	244,178	32,979	21,186		54,165	11,147	2,112	13,259	67,424		7,748		7,748	297	2,193	2,490	330	10,568					
H2	244,181	31,146	24,312		55,458	11,959	1,802	13,761	69,219		7,901		7,901	202	2,149	2,351	381	10,633					
H3	244,133	31,279	24,290		55,569	12,695	1,839	14,534	70,103		8,208		8,208	1,036	1,961	2,997	406	11,611					
H4	244,210	32,405	24,663		57,068	13,626	1,839	15,465	72,533		8,331		8,331	1,056	4,406	5,462	598	14,391					
H5	244,353	29,482	26,920		56,402	14,860	1,990	16,850	73,252		8,484		8,484	570	8,858	9,428	684	18,596					
H6	244,712	30,705	28,091		58,796	20,735	2,261	22,996	81,792	*2 203	9,948		10,151	1,473	4,509	5,982	841	16,974					
H7	245,366	30,480	28,289	50	58,819	25,052	3,094	28,146	86,965		9,218	52	9,270	3,484	5,970	9,454	1,077	19,801					
H8	246,076	モデル地区収集【資源2】		31,249	28,489	78	59,816	24,562	2,955	27,517	87,333		9,016	77 【資源40】 9,093	3,829	5,110	8,939	1,142	19,174				
H9	245,691	30,031	22,154	103	52,288	27,172	3,131	30,303	82,591		2,664	64	2,728	3,832	5,292	9,124	1,328	13,180	25				
H10	245,792	28,267	24,747	121	53,135	29,571	3,822	33,393	86,528		4,630	54	4,684	3,856	6,293	10,149	混合 収集 施設 粗大ごみ	14,833	24				
H11	245,073	27,161	27,475	138	54,774	30,780	4,457	35,237	90,011	*3 26	5,242	79	5,347	4,411	4,672	9,083		14,430	21				
H12	244,770	23,058	31,256	127	54,441	32,195	4,439	36,634	91,075	1	6,936	114	7,051	4,269	4,203	8,472		15,523	56				
H13	245,096	22,073	28,722	142	50,937	32,834	4,929	37,763	88,700		4,388	180	4,568	4,213	3,687	7,900	1,529	13,997	86				
H14	245,002	19,781	28,797	222	48,800	34,258	6,211	40,469	89,269	8	2,262	315	2,585	3,730	2,428	6,158	273	9,016	78				
H15	244,715	20,150	28,901	326	49,377	33,785	5,891	39,676	89,053		2,446	380	2,826	3,307	1,301	4,608	316	7,750	87				
H16	243,649	19,980	28,354	342	48,676	31,810	5,385	37,195	85,871	27	2,357	397	2,781	2,393	835	3,228	300	6,309	80				
H17	249,530	20,064	29,117	406	49,587	31,296	5,285	36,581	86,168	1	2,539	500	3,040	2,226	901	3,127	321	6,488	78				
H18	248,349	19,809	28,818	480	49,107	28,548	5,664	34,212	83,319	0	2,642	628	3,270	2,180	966	3,146	318	6,734	70				
H19	246,629	18,907	27,633	478	47,018	27,416	5,404	32,820	79,838	1	2,294	613	2,908	2,117	1,614	3,731	293	6,932	70				
H20	244,738	18,171	26,826	443	45,440	22,665	3,545	26,210	71,650	4	2,384	642	3,030	1,950	1,709	3,659	305	6,994	69				
H21	243,278	17,742	26,324	529	44,595	22,144	3,481	25,625	70,220	2	2,216	756	2,974	1,837	1,309	3,146	286	6,406	68				
H22	241,712	15,613	28,381	582	44,576	22,171	3,470	25,641	70,217	2	2,196	805	3,003	1,872	1,432	3,304	279	6,586	68				
		15,613	28,381	582	44,576	22,171	3,952	26,123	70,699	2	2,234	805	3,041	1,872	1,597	3,469	279	6,789	68				
H23	240,712	<2>	<17>	<19>	<42>	<42>	<61>	<11>	<11>	<11>	<11>	<11>	<26>	<26>	<26>	<26>	<37>	6,427	74				
		14,710	29,254	578	44,542	22,082	3,428	25,510	70,052	1	2,213	849	3,063	1,864	1,209	3,073							
H24	240,478	14,815	29,521	683	45,019	23,542	3,511	27,053	72,072	4	2,235	930	3,169	1,988	1,593	3,581	308	7,058	66				
		14,815	32,240	683	47,738	23,542	3,512	27,054	74,792	4	2,534	930	3,468	1,988	1,593	3,581	308	7,357	66				
H25	239,040	11,132	33,147	858	45,137	23,557	3,916	27,473	72,610	5	2,252	1,062	3,319	1,878	1,432	3,310	321	6,950	62				
		11,132	33,147	858	45,137	23,557	3,916	27,473	72,610	5	2,252	1,062	3,319	1,878	3,804	5,682	321	9,322	62				
H26	237,776	10,961	32,562	887	44,410	23,130	3,528	26,658	71,068	19	2,138	1,129	3,286	1,717	1,333	3,050	325	6,661	61				
H27	236,159	10,769	31,582	950	43,301	22,826	3,143	25,969	69,270	11	2,022	1,192	3,225	1,686	1,035	2,721	317	6,263	59				
H28	234,429	7,141	34,611	927	42,679	22,022	3,574	25,596	68,275	8	1,925	1,146	3,079	1,624	920	2,544	302	5,925	61				
H29	232,680	7,144	34,022	942	42,108	22,222	3,408	25,630	67,738	5	1,873	1,251	3,129	1,583	898	2,481	318	5,928	59				
H30	230,365	3,879	37,156	1,041	42,076	21,671	3,375	25,046	67,122	4	1,896	1,362	3,262	1,521	742	2,263	327	5,852	58				
R元	228,240	2,544	38,905	1,128	42,577	21,732	3,518	25,250	67,827	2	1,818	1,627	3,447	1,437	779	2,216	333	5,996	56				
R2	226,127	2,600	38,393	1,267	42,260	19,934	4,514	24,448	66,708	1	1,974	1,770	3,745	1,282	728	2,010	362	6,117	60				
R3	223,862	2,645	37,686	1,219	41,550	21,153	4,037	25,190	66,740	4	1,840	1,648	3,492	1,271	799	2,070	388	5,950	60				
R4	221,712	2,537	36,408	1,227	40,172	20,406	3,441	23,847	64,019	8	1,718	1,665	3,391	1,516	575	2,091	376	5,858	62				
R5	218,732	2,477	35,330	1,153	38,960	20,498	3,071	23,569	62,529	7	1,576	1,597	3,180	1,488	628	2,116	349	5,645	57				
R6	215,747	2,446	34,823	1,198	38,467	20,275	2,904	23,179	61,646	2	1,566	1,588	3,156	1,597	407	2,004	352	5,512	54				

\*1 民間主導分(資源物)とは、排出者が収集運搬業者を介し処分業者や古紙業者において再生した数量で、平成17年度より集計

\*2 三陸はるか地震による直営臨時収集

\*3 水害ごみの直営臨時収集

\*4 平成22年度～25年度の2段書きの上段は東日本大震災による災害廃棄物(仮置場原状回復に係るもの)を除く値で、下段は含む値(直接

\*5 平成23年度～25年度の上段<>内の値は、臨時の事案の内数

資源物(家庭系)												民間主導分※1				行政関与分 + 民間主導分		年 度		
可燃系資源物				不燃系資源物				計	その他 処分委託	集団 回収	合計	資源物		合計	1人1日 あたり	合計	1人1日 あたり	年 度		
委託収集		小計		缶・びん・PET		小型家電						家庭系	事業系							
1・3週 新聞/ 段ボール	2・4週 雑誌/ チラシ他	廃食 用油	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(g/人日)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(g/人日)		
								0			63,419	717							S59	
								0		322	64,596	729							S60	
								0		730	74,159	835							S61	
								0		834	77,735	873							S62	
								0		825	78,355	879							S63	
								0		949	78,941	886							H元	
								0		1,302	81,154	911							H2	
								0		1,515	83,229	931							H3	
								0		1,726	88,650	995							H4	
								0		2,039	93,887	1,052							H5	
								0		2,367	101,133	1,132							H6	
								0		2,338	109,104	1,215							H7	
								0		2,568	109,075	1,214							H8	
		5,635	2,958	2,167	5,125	10,785		1,787		108,343	1,208								H9	
		6,496	2,748	2,389	5,137	11,657		902		113,920	1,270								H10	
		6,625	2,403	2,473	4,876	11,522		770		116,733	1,301								H11	
直営 2,350	4,745	7,095	2,254	2,824	5,078	12,229		755		119,582	1,339								H12	
直営 2,547	4,665	7,212	2,191	2,664	4,855	12,153		763		115,613	1,292								H13	
2,524	4,546	7,070	1,911	2,617	4,528	11,676		718		110,679	1,238								H14	
2,539	4,599	7,138	1,896	2,546	4,442	11,667		764		109,234	1,220								H15	
2,500	4,517	7,017	1,817	2,437	4,254	11,351		745		104,276	1,173								H16	
2,605	4,639	7,244	1,756	2,428	4,184	11,506		802		104,964	1,152		6,260	288	6,548	6,548	111,512	1,224	H17	
2,534	4,722	7,265	1,773	2,300	4,073	11,408		796		102,257	1,128	13	7,052	400	7,452	7,465	109,722	1,210	H18	
2,688	4,655	21	7,364	1,670	2,313	3,983	11,417	737		98,924	1,096	27	10,172	582	10,754	10,781	109,705	1,215	H19	
2,319	4,125	23	6,467	1,565	2,202	3,767	10,303	753		89,700	1,004	26	16,327	207	16,534	16,560	106,260	1,190	H20	
2,444	4,173	28	6,645	1,545	2,224	3,769	10,482	685		87,793	989	27	15,763	103	15,866	15,893	103,686	1,168	H21	
2,362	3,990	29	6,381	1,364	2,371	3,735	10,184	0	715	87,702	994	13	14,509	69	14,578	14,591	102,293	1,159	H22	
2,362	3,990	29	6,381	1,364	2,371	3,735	10,184	0	715	88,387	1,002	13	14,509	69	14,578	14,591	102,978	1,167		
2,493	3,650	28	6,171	1,259	2,399	3,658	9,903	0	702	87,084	988	8	14,752	110	14,862	14,870	101,954	1,157	H23	
2,493	3,650	28	6,171	1,259	2,399	3,658	9,903	58,599	702	154,954	1,759	8	14,752	110	14,862	14,870	169,824	1,928		
2,167	3,196	30	5,393	1,278	2,401	3,679	9,138	1,559	710	90,537	1,031	11	15,624	122	15,746	15,757	106,294	1,211	H24	
2,167	3,196	30	5,393	1,278	2,401	3,679	9,138	93,567	710	185,564	2,114	11	15,624	122	15,746	15,757	201,321	2,294		
2,269	2,910	30	5,209	1,015	2,689	1	3,705	8,976	0	647	89,183	1,022	10	16,907	221	17,128	17,138	106,321	1,218	H25
2,269	2,910	30	5,209	1,015	2,689	1	3,705	8,976	4,031	647	95,586	1,096	10	16,907	221	17,128	17,138	112,724	1,292	
2,281	2,696	31	5,008	1,026	2,695	5	3,726	8,795	0	603	87,127	1,004	9	16,756	200	16,956	16,965	104,092	1,199	H26
2,123	2,446	32	4,601	1,018	2,676	6	3,700	8,360	0	613	84,506	978	21	17,332	747	18,079	18,100	102,606	1,187	H27
2,058	2,309	33	4,400	679	2,868	6	3,553	8,014	0	576	82,790	968	26	18,278	519	18,797	18,823	101,613	1,188	H28
1,962	2,236	34	4,232	677	2,844	12	3,533	7,824	0	577	82,067	966	22	18,604	146	18,750	18,772	100,839	1,187	H29
2,045	1,989	35	4,069	404	3,069	15	3,488	7,615	0	512	81,101	965	35	18,756	159	18,915	18,950	100,051	1,190	H30
1,870	1,869	36	3,775	244	3,125	17	3,386	7,217	0	463	81,503	976	42	18,810	693	19,503	19,545	101,048	1,210	R元
1,937	1,717	37	3,691	251	3,226	20	3,497	7,248	0	354	80,427	974	98	19,390	1,535	20,925	21,023	101,450	1,229	R2
1,945	1,628	36	3,609	258	3,113	19	3,390	7,059	0	332	80,081	980	79	16,991	1,497	18,488	18,567	98,648	1,207	R3
1,919	1,600	31	3,550	247	3,059	19	3,325	6,937	0	294	77,110	953	67	18,040	1,627	19,667	19,734	96,844	1,197	R4
1,720	1,478	31	3,229	241	2,962	20	3,223	6,509	0	277	74,960	939	31	18,474	1,569	20,043	20,074	95,034	1,190	R5
1,675	1,374	32	3,081	237	2,845	21	3,103	6,238	0	233	73,629	935	42	18,041	1,914	19,955	19,997	93,626	1,189	R6

搬入分は事業系に計上)

#### 4 最終処分場不燃物埋立状況推移

年度	廃棄物											計 (t)	
	有料				減免					収集直営・委託	域外受託		
	許可業者	事業系	生活系	その他	国	県		市	火災				
					八戸国道路出張所	県土整備事務所	八戸港管理所	道路管理事務所	家庭系事業系	530運動ボランティア災害等	臨時収集	東日本高速道路	
天狗沢最終処分場													
S41～S55													
S56	4,462				459		195	391	156	0	5,663		
S57	3,860				648		1,024	191	1,471	0	7,194		
S58	3,553				1,060		992	376	899	0	6,880		
S59	2,511				743		1,142	321	65	0	4,782		
S60	2,548				505	770		929	410	110	0	5,272	
S61	326	2,796			135	662		726	669	350	0	5,664	
S62	346	2,039			134	722		714	223	1,032	0	5,210	
S63	310	2,318			↑	958		579	98	133	0	4,396	
H元	170	1,620				440		502	350	35	9	3,126	
H2	64	1,423				369		245	302	55	274	2,732	
H3	663	1,368				423		229	194	30	255	3,162	
H4	610	3,536				168		216	78	193	368	5,169	
H5	207	1,414				513		424	289	6,489	370	9,706	
H6	649	1,969				404		161	596	1,204	1,191	207	
H7	1,748	2,368	15			641		65	404	2,266	0	122	
H8	1,699	2,265	42			922		4	858	1,237	0	185	
H9	1,917	2,609	33			869		29	280	1,767	0	296	
H10	1,933	2,575	26			966		25	759	2,401	0	304	
H11	2,157	2,349	45			1,215	628	100	407	1,546	156	335	
H12	1,563	2,280	20			1,081	1,000	39	274	664	32	1	
H13	1,621	2,201	69			440	1,091	33	278	578	61	0	
H14	1,133	1,081	62			47	621	17	224	530	31	8	
H15	711	475	27			51	617		874	132	13	0	
H16	55	67	35			0	681	0	1,388	214	13	27	
H17	22	38	29			0	19	0	1,355	286	60	1	
H18	30	19	26			0	125	0	1,503	287	86	1	
H19	7	16	23			0	0	0	1,186	298	21	1	
H20	4	15	30			0	0	0	1,441	185	110	4	
H21	3	22	43			0	0	0	886	128	50	2	
H22	5	16	57			0	0		822	275	173	2	
H23	12	3	50			0	0	0	721	147	82	3,082	
H24	12	1	62			0	0	0	709	255	137	288	
H25	7	2	33			0	0	0	390	27	58	2,375	
H26	11	92	83			0	0	0	627	158	91	17	
H27	12	87	87			0	0	0	380	164	115	11	
<b>八戸市一般廃棄物最終処分場</b> ※平成25年7月より供用開始したが、平成26年2月の大雪により屋根が全面倒壊した													
H25	9	50	34			0	0	0	271	39	108	1	
H26	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
H27	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
H28	13	74	64			0	0	0	369	99	127	4	
H29	20	101	95			0	0	0	369	23	115	5	
H30	13	18	101			0	0	0	283	51	102	4	
R元	27	61	132			0	0	0	205	32	149	2	
R2	14	1	109			0	0	0	272	10	85	1	
R3	9	1	138			0	0	0	347	90	71	4	
R4	12	1	129			0	0	0	267	36	90	8	
R5	23	1	119			0	0	0	298	75	120	7	
R6	15	1	143			0	0	0	268	24	70	2	

注1) 昭和54年から平成13年度までの埋立容量換算値(㎥)=重量(t)×1.25

2) 埋立容量換算値(㎥)=重量(t)×1.0

3) 埋立容量換算値(㎥)=重量(t)×0.75

4) 埋立容量換算値(㎥)=重量(t)×0.65

5) 埋立容量換算値(㎥)=重量(t)×0.75

6) 埋立容量換算値(㎥)=重量(t)×0.86(実測計算値)

7) 建設時の車底面保護土等

(令和7年3月31日現在)

中間処理後最終処分			合計	廃棄物 容積 換算値	ずり等 (m³)		総 計	埋立累積量 (m³)		埋立 残余容 量	年度
中間処理施設残渣	粗大不燃残渣	し尿処理残渣			土	覆		有効累積	総累積		
ごみ焼却残渣	リサイクルプラザ	環境クリーンセンター	(t)	(m³)	(m³)	(m³)		(m³)	(m³)		
										280,600	970,600 S41～ 690,000 S55
6,015	3,119	1,245	10,379	16,042	20,053	1,400	0	21,453	21,453	302,053	668,547 S56
6,956	3,420	933	11,309	18,503	23,129	2,800	320	26,249	47,702	328,302	642,298 S57
7,461	3,320	3,249	14,030	20,910	26,138	3,739	2,528	32,405	80,107	360,707	609,893 S58
6,720	3,938	3,836	14,494	19,276	24,095	4,781	951	29,827	109,934	390,534	580,066 S59
8,140	3,919	3,752	15,811	21,083	26,354	2,800	482	29,636	139,570	420,170	550,430 S60
9,428	4,076	4,430	17,934	23,598	29,498	3,045	1,080	33,623	173,193	453,793	516,807 S61
8,942	2,702	3,528	15,172	20,382	25,478	3,290	1,256	30,024	203,217	483,817	486,783 S62
10,118	2,227	3,783	16,128	20,524	25,655	3,880	1,157	30,692	233,909	514,509	456,091 S63
10,255	2,525	4,816	17,596	20,722	25,903	2,503	792	29,198	263,107	543,707	426,893 H元
9,606	2,491	5,229	17,326	20,058	25,073	3,780	1,696	30,549	293,656	574,256	396,344 H2
9,573	2,376	5,377	17,326	20,488	25,610	2,573	1,462	29,645	323,301	603,901	366,699 H3
9,789	2,459	4,354	16,602	21,771	27,214	2,012	1,440	30,666	353,967	634,567	336,033 H4
11,431	3,662	2,469	17,562	27,268	34,085	2,642	1,000	37,727	391,694	672,294	298,306 H5
12,628	5,329	1,192	19,149	25,530	31,913	2,525	1,046	35,484	427,178	707,778	262,822 H6
11,733	6,504	1,119	19,356	26,985	33,731	2,700	1,062	37,493	464,671	745,271	225,329 H7
10,831	6,467	944	18,242	25,454	31,818	733	1,024	33,575	498,246	778,846	191,754 H8
9,165	3,574	844	13,583	21,383	26,729	2,500	1,004	30,233	528,479	809,079	161,521 H9
9,854	3,478	924	14,256	23,245	29,056	3,390	1,204	33,650	562,129	842,729	127,871 H10
9,141	3,674	435	13,250	22,365	27,956	4,000	1,100	33,056	595,185	875,785	94,815 H11
10,891	6,983	270	18,144	25,294	31,618	3,390	1,038	36,046	631,231	911,831	58,769 H12
10,609	6,512	261	17,382	24,000	注1) 30,000	4,900	1,072	35,972	667,203	947,803	22,797 H13
10,614	5,283	74	15,971	19,833		19,833	3,500	482	23,815	461,000	741,600
11,512	5,314	101	16,927	20,170	20,170	0	720	20,890	481,890	762,490	124,110 H15
10,005	4,817	7	14,829	17,369	17,369	4,880	778	23,027	504,917	785,517	101,083 H16
8,783	4,948	6	13,738	15,553	15,553	2,500	680	18,733	497,900	778,500	120,000 H17
6,285	4,141	5	10,430	12,512	12,512	0	935	13,447	508,900	789,500	109,000 H18
7,553	2,270	6	9,829	11,386	注3) 8,540	3,200	904	12,644	521,544	802,144	97,000 H19
6,463	3,886	4	10,353	12,142		7,892	0	804	8,696	530,240	810,840
6,300	3,676	5	9,981	11,145	注5) 8,359	0	612	8,971	539,211	819,811	78,029 H21
6,720	3,795	3	10,518	11,937		8,953	6,100	504	15,557	554,768	835,368
9,365	3,951	2	13,318	17,560	13,170	0	4,202	17,372	572,140	852,517	49,000 H23
7,176	3,549	5	10,370	12,356	9,267	7,220	5,000	21,487	593,628	874,228	28,094 H24
5,603	2,782	1	8,386	11,300	8,475	0	3,152	11,627	604,980	885,580	22,659 H25
7,795	1,876	7	9,678	10,757	8,067	0	0	8,067	613,047	893,647	14,592 H26
7,490	1,923	6	9,419	10,275	7,706	0	400	8,106	621,153	901,753	6,486 H27
ため、平成27年3月まで供用を休止していた。											
1,373	731	3	2,107	2,624	注6) 2,248	0	10,368	12,616	2,248	12,616	201,636 H25
0	0	0	0	0		0	703	703	2,248	13,319	200,933 H26
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,248	13,319	200,933 H27
6,570	3,244	7	9,821	10,571	9,056	0	947	10,003	11,304	23,322	190,930 H28
6,231	3,049	5	9,285	10,013	8,578	418	747	9,743	19,882	33,065	181,187 H29
6,065	3,037	6	9,108	9,680	8,293	629	1,524	10,446	28,175	43,511	170,741 H30
6,307	3,120	5	9,432	10,040	8,601	1,662	1,436	11,699	36,777	55,211	159,041 R元
5,833	3,222	5	9,060	9,552	8,183	323	703	9,209	44,961	64,421	149,831 R2
5,807	3,182	5	8,994	9,654	8,882	418	1,628	10,928	53,842	75,348	138,904 R3
6,593	3,144	6	9,743	10,286	9,360	458	2,094	11,912	63,202	87,260	126,992 R4
6,495	3,012	6	9,513	10,156	8,633	0	1,806	10,439	71,835	97,699	116,553 R5
4,994	1,732	6	6,732	7,255	6,215	266	6,016	12,497	78,050	110,196	104,056 R6

8) 平成15年度及び平成18~28年度、天狗沢最終処分場については各年度測量結果から算出

平成25年度以降、八戸市一般廃棄物最終処分場については実測値から算出

## 5 一般廃棄物処理業許可業者一覧表

### (1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者

令和7年7月1日現在

No.	許可業者名	所在地	電話番号(八戸)	取扱廃棄物				積替保管
				可燃	不燃	厨芥	汚泥	
1	青嶺グループ(同)	青森県八戸市大字長苗代字内前田14番地2	0178-38-0903	○	○		○	
2	赤帽社企業組合	青森県八戸市大字類家字繩手下7番地60	0178-44-4655	○	○		○	
3	赤帽タムラ運送	青森県八戸市城下三丁目2番16号	0178-32-1911	○	○		○	○
4	あさか建材工業(株)	青森県八戸市城下二丁目20番1号	0178-43-7430	○	○		○	
5	朝日技建サービス	青森県八戸市石堂四丁目4番9号	0178-21-3789	○	○			○
6	荒建材建設(株)	青森県八戸市大字櫛引字直渡13番地	0178-23-5505	○	○		○	
7	(株)アローズ・ストア	青森県八戸市江陽五丁目7番14号	0178-32-7120	○	○	○	○	○
8	(有)井河石油	青森県八戸市大字鮫町字骨沢35番地の4	0178-38-2027	○	○	○	○	
9	池田商店	青森県八戸市大字是川字坊ア坂4番地47	0178-96-1131	○	○			○
10	(株)石黒資源リサイクルセンター	青森県八戸市大字市川町字南大谷地6番地1	0178-20-5251	○	○	○		
11	(有)伊藤商事	青森県八戸市大字新井田字出口平3番地57	0178-25-0769	○	○	○	○	○
12	(株)インターインス	青森県八戸市大字市川町字南大谷地5番地1	0178-30-4722	○	○			
13	(同)WeedSoul	青森県八戸市大字妙字坂中42番地3	0178-38-3050	○	○			○
14	永肇興業(株)	青森県八戸市石堂一丁目31番7号	0178-51-6048	○	○			
15	(株)エコブリッジ	青森県八戸市大字市川町下揚45番地10	0178-38-6558	○	○		○	○
16	(有)江刺家商店	青森県八戸市根城三丁目3番16号	0178-22-0074	○	○	○	○	○
17	エス・アンド・エイチ	青森県八戸市大字田面木字上野道下夕29番地10	080-1854-9965	○	○			
18	奥羽クリーンテクノロジー(株)	青森県八戸市豊洲3番地19	0178-44-1061	○	○	○	○	○
19	オーシャンマテリアル(株)	青森県三戸郡階上町蒼前東二丁目9番28	0178-51-8290	○	○			
20	(有)小沢土木	青森県八戸市大字鮫町字大草離11番地1	0178-33-3087	○	○			○
21	(有)柏崎清掃社	青森県八戸市大字是川字田中山24番地23	0178-96-2795	○	○	○		○
22	(株)カワムラ	青森県八戸市大字湊町字下大久保道12番地12	0178-80-7072	○	○	○		
23	環境技術(株)	青森県八戸市八太郎六丁目12番4号	0178-20-2666	○	○	○	○	○
24	環境緑花工業(株)	青森県八戸市大字河原本字千刈田12番地5	0178-20-3400	○	○			
25	北日本産業(株)	青森県八戸市沼館一丁目7番35号	0178-22-4655	○	○			
26	協榮産業(株)	青森県八戸市大字根城字大久保9番地71	0178-43-1828	○	○	○		○
27	共光商事(有)	青森県八戸市大字上組町56番地1	0178-43-1929	○	○	○		○
28	(有)久保商店	青森県八戸市日計五丁目6番17号	0178-28-2981	○	○			
29	(株)クリーン中栄	青森県八戸市大字河原本字長円坊掘56番地1	0178-20-8861	○	○	○	○	○
30	(株)クリーンテック	青森県八戸市大字妙字西平50番地3	0178-38-6554	○	○	○	○	○
31	(有)グリーンワーク	青森県八戸市小中野二丁目5番2号	0178-73-5591	○				
32	(株)グロースピュー	青森県八戸市小中野四丁目3番42号	0178-38-7986	○	○			
33	(有)五葉商事	青森県八戸市青葉二丁目1番5号	0178-44-7183	○	○	○		○
34	(有)紺野商店	青森県八戸市城下二丁目14番8号	0178-43-9259	○	○			○
35	齊藤大介	青森県八戸市城下四丁目9番2号	090-7664-1408	○	○			
36	佐々木総業(株)	青森県八戸市大字河原本字北沼4番地	0178-28-2833	○	○	○		
37	(有)サンユー清掃	青森県三戸郡三戸町大字斗内字中堤13番地4	090-3642-3139	○	○	○		
38	山王開発(株)	青森県八戸市大字妙字分枝47番地1	0178-25-2678	○	○			
39	JR盛岡鉄道サービス(株)	岩手県盛岡市盛岡駅前通り1番41号	0178-27-5430	○	○			○
40	(株)庄司興業所	青森県八戸市大字櫛引字井ヶ月1番地44	0178-27-1328	○	○	○	○	○
41	新丸港運(株)	青森県八戸市大字河原本字海岸10番地3	0178-20-2321	○	○			
42	(株)スギモトデンキサービス	青森県八戸市下長八丁目7番19号	0178-21-1397	○	○			
43	スッキリライフ	青森県八戸市柏崎六丁目3番10号 グランドメンバーズ柏崎101号室	090-4316-7656	○	○			○
44	(株)昂造園建設	青森県八戸市大字大久保字大塚17番地74	0178-80-7688	○	○	○		
45	(有)住まいの便利や	青森県八戸市根城一丁目37番6号	0178-44-2303	○	○			○
46	(有)青春	青森県八戸市大字田面木字赤坂16番地5	0178-70-1212	○	○	○		
47	(株)清掃テクノサービス	青森県八戸市城下四丁目12番5号	0178-27-6688	○	○	○	○	○
48	(株)曾我産業	青森県八戸市南郷大字中野字丑木沢41番地7	0178-82-2347	○	○			
49	第一清掃(株)	青森県八戸市大字是川字金ヶ坂18番地	0178-44-2624	○	○	○	○	○
50	(株)大興	青森県八戸市西白山台五丁目13番13号	0178-27-8111	○	○			
51	(有)大信産業	青森県八戸市南郷大字泥障作字下坂1番地11	0178-60-8665	○	○			
52	太平ビルサービス(株)	青森県青森市勝田一丁目18番7号	0178-70-2020	○	○	○		
53	(有)タカラ建設工業	青森県八戸市大字鮫町字亦窪17番地45	0178-33-2626	○	○			
54	(有)ダスクリーン	青森県八戸市大字新井田字西平32番地3	0178-25-2300	○	○	○		
55	ダストリサイクルエコ	青森県八戸市旭ヶ丘二丁目2番地48	0178-25-4505	○	○	○		
56	タセイ(株)	青森県八戸市大字妙字西平7番地45	0178-25-2468	○	○			
57	(有)タック	青森県八戸市大字長苗代字前田84番地1	0178-20-1115	○	○			
58	(株)建物管理技研	青森県八戸市大字大久保字三社3番地3	0178-34-1190				○	
59	(株)タナカ工業	青森県八戸市根城七丁目1番1号	0178-20-7317	○	○		○	○
60	(株)田名部組	青森県八戸市石堂二丁目11番21号	0178-20-1414	○	○			

No.	許可業者名	所在地	電話番号(八戸)	取扱廃棄物				積替保管 家電4品目
				可燃	不燃	厨芥	汚泥	
61	(有)丹波漁具店	青森県八戸市大字白銀町字砂森14番地6	0178-33-1359	○	○			○
62	(有)中央ローカルステーション	青森県八戸市柏崎三丁目13番37号	0178-44-3110	○	○			○
63	ちようず堂	青森県八戸市大字白銀町字沢向11番地10 清水レジデンス3号	090-8784-2029	○	○			○
64	(株)つくも	埼玉県さいたま市桜区大字神田546-6-208	0178-38-6183	○	○			○
65	(株)デーリー東北新聞社	青森県八戸市城下二丁目4番4号	0178-73-8041	○	○			○
66	(株)撤匠舎	青森県八戸市大字田面木字中村20番地2	0178-32-6471	○	○			○
67	寺下建設(株)	青森県八戸市大字長苗代字上中坪36番地1	0178-70-1234	○	○			
68	(有)東司清掃管理	青森県八戸市小中野一丁目2番4号	0178-43-7777	○	○	○	○	○
69	(有)東北ビル総合管理	青森県青森市松原三丁目14番27号	0178-45-1101	○	○	○	○	○
70	(株)トータルプロデュースモコ	青森県青森市中央一丁目30番3号	0178-32-0661	○	○	○	○	○
71	(株)トップテクノ	青森県八戸市石堂三丁目11番6号	0178-29-4030	○	○			○
72	とみた(軽)運送	青森県八戸市江陽五丁目24番12号	0178-38-9302	○	○			○
73	(特非)ドリーム	青森県三戸郡階上町大字赤保内宇大上26番地40	0178-25-3566	○	○			○
74	(株)十和田ビルサービス	青森県十和田市大字赤沼字下平437番地9	090-3124-6337	○	○	○	○	○
75	中当建設(株)	青森県八戸市大字田向字向平12番地1	0178-96-4300	○	○			
76	(有)ナツサカ消毒	青森県八戸市大字河原木字小田上3番地の7	0178-28-8546	○	○			○
77	(有)七役建設	青森県八戸市桜ヶ丘一丁目8番5号	0178-33-5257	○	○	○	○	○
78	(株)七洋	青森県八戸市新湊三丁目7番6号	0120-72-7740	○	○			○
79	(株)成商クリーンサービス	青森県三戸郡階上町大字角柄折字外堀2番地23	0178-80-1051	○	○	○	○	○
80	ナルド(株)	青森県八戸市大字石手洗字上石手33番地27	0178-79-7534	○	○			○
81	南部解体	青森県八戸市大字十日市字下谷地23番地1	0178-79-6732	○	○			○
82	(株)日新管財	青森県八戸市江陽四丁目8番11号	0178-43-6032	○	○	○	○	○
83	(株)ネクスコ・メンテナンス東北	宮城県仙台市青葉区郷六字出戸7番地4	0178-70-7273	○	○			
84	(株)根城グリーン建設	青森県八戸市西白山台六丁目9番21号	0178-27-6733	○	○			
85	(株)ノザワ	青森県八戸市西白山台六丁目9番45号	0178-83-2135	○	○	○	○	○
86	梅重畠中造園(有)	青森県八戸市大字本鍛治町6番地	0178-22-5331	○				
87	(有)八戸環境保全	青森県八戸市大字新井田字外久保18番地の4	0178-25-1566	○	○	○		
88	八戸通運(株)	青森県八戸市城下一丁目1番9号	0178-44-0121	○	○			○
89	(有)華コーポレーション	青森県上北郡おいらせ町木崎158番地	0178-29-3401	○	○	○		○
90	(有)菱倉運輸	青森県八戸市大字十日市字下谷地22番1	0178-96-3412	○	○			○
91	(有)平鹿建材	青森県八戸市大字市川町字向谷地54番地2	0178-52-6972	○	○			
92	福興産業(株)	福島県伊達郡桑折町字田植12番地の1	0178-21-8817	○	○			
93	(特非)ふれ愛プラザあおば	青森県八戸市沼館一丁目3番34号	0178-20-9215	○	○	○	○	○
94	(有)豊和商事	青森県八戸市桜ヶ丘一丁目8番5号	0178-32-3007	○	○	○	○	○
95	(株)ホープ	宮城県名取市上余田字千刈田509番地1	070-1465-2410	○	○			○
96	(株)北栄企業	青森県上北郡おいらせ町西後谷地41番地2	090-2794-2047	○	○			○
97	(有)北拓ビル管理	青森県八戸市大字田面木字上田面木21番地	0178-27-5221	○	○	○	○	○
98	北友技建(株)	青森県八戸市大字鰯町字山四郎蔵17番地181	0178-33-6325	○	○			○
99	(有)マモル商運	青森県八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地5	0178-30-8510	○	○	○	○	○
100	(有)マルイ運送	青森県八戸市大字尻内町字矢沢26番地	0178-27-2141	○	○			○
101	(有)丸石興業	青森県八戸市大字櫛引字土橋9番地28	090-2369-3855	○	○			○
102	(有)マルコウ	青森県八戸市大字久保字大山24番地360	0178-32-1563	○				
103	光徳商店	青森県八戸市大字根城字大久保9番地19	080-3194-1588	○	○			○
104	社会福祉法人ユートピアの会	青森県八戸市大字白銀町字姥畠2番4	0178-38-0051	○	○			
105	(株)横町建材	青森県八戸市吹上四丁目4番96号	0178-22-3400	○	○			
106	(株)リントラ	青森県八戸市豊洲3番18	0178-71-2388	○				

○八戸市内での運搬(積降し)のみの許可業者

No.	許可業者名	所在地	電話番号
1	育栄管財(株)	青森県三沢市栄町一丁目31番地3808号	0176-53-6678
2	(有)加澤商店	青森県三沢市栄町一丁目31番地3734号	0176-53-9262
3	共同清掃(株)	青森県三戸郡南部大字剣吉字小澤田12番地の7	0178-75-0453
4	県南清掃(株)	青森県十和田市大字三本木字野崎40番地370	0176-23-4351
5	(有)三戸清掃社	青森県三戸郡三戸町大字同心町字金堀17番地4	0179-22-2868
6	寺下運輸倉庫(株)	青森県三沢市南町四丁目31番地3461	0176-53-5050
7	(有)十和田クリーンサービス	青森県十和田市大字赤沼字沼袋174番地9	0176-25-7451
8	(有)リサイクルセンター二戸	岩手県二戸市石切所字馬作8番地1	0195-25-5369
9	(有)ループ	青森県三沢市大字三沢字上屋敷163番地63	0176-50-7888

## (2)一般廃棄物処分業許可業者

No.	許可業者名	施設所在地	電話番号(八戸)	処理の対象・方法	処理能力
1	環境緑花工業(株)	青森県八戸市大字河原木字千刈田12番地5	0178-20-3400	木くずの破碎・切断	破碎 192t/日 切断(4台) 1.2t/日
2	(株)曾我産業	青森県八戸市南郷大字中野字丑木沢41番地7	0178-82-2347	木くずの破碎	278.0t/日 340.8t/日
3	第一清掃(株)	青森県八戸市大字是川字金ヶ坂18番地	0178-44-2624	廃プラスチック類の破碎・圧縮	破碎 3.912t/日 圧縮 28.64t/日

[ 参考 ] 一般廃棄物処分手数料の変遷

可燃物処分手数料

施行年月日	処分手数料		事業者	備 考
	家庭系	事業系		
昭和48年7月1日	100円/50kg毎		八戸市	
平成元年9月1日	103円/50kg毎		八戸市	消費税導入（3%）
平成4年9月1日	103円/50kg毎		八戸地域広域市町村圏事務組合	
平成7年6月1日	103円/50kg毎	250円/50kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	
平成9年4月1日	105円/50kg毎	255円/50kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	消費税率改正（3%→5%）
平成12年10月1日	105円/50kg毎	330円/50kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	
平成19年4月1日	130円/50kg毎	400円/50kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	
平成25年7月1日	150円/50kg毎	450円/50kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	
平成26年4月1日	150円/50kg毎	460円/50kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	消費税率改正（5%→8%）

- ※ 条例等で確認できるのは平成7年度からで、それ以前については家庭系、事業系の区別なく、詳細不明。
- ※ 広域化に伴い、八戸清掃工場は、平成4年9月1日より八戸市から八戸地域広域市町村圏事務組合へ移管。

不燃物処分手数料

施行年月日	処分手数料		事業者	備 考
	家庭系	事業系		
昭和48年7月1日	100円/100kg毎		八戸市	
平成元年9月1日	103円/100kg毎		八戸市	消費税導入（3%）
平成7年6月1日	103円/100kg毎	220円/100kg毎	八戸市	
平成9年4月1日	105円/100kg毎	224円/100kg毎	八戸市	消費税率改正（3%→5%）
平成12年4月1日	105円/100kg毎	224円/100kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	
平成12年10月1日	105円/100kg毎	290円/100kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	
平成19年4月1日	70円/50kg毎	200円/50kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	
平成25年7月1日	150円/50kg毎	450円/50kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	
平成26年4月1日	150円/50kg毎	460円/50kg毎	八戸地域広域市町村圏事務組合	消費税率改正（5%→8%）

- ※ 条例等で確認できるのは平成7年度からで、それ以前については家庭系、事業系の区別なく、詳細不明。
- ※ 平成12年3月31日までは、粗大ごみ処理施設（八戸市）にて処分。
- ※ 平成12年4月1日より、八戸リサイクルプラザ（広域）供用開始。

## 6 計画・関係例規等

(1) 計画	
・一般廃棄物処理計画	
八戸市一般廃棄物処理基本計画（概要版）	5 4
令和7年度八戸市一般廃棄物処理実施計画	5 8
・分別収集計画	
八戸市第11期分別収集計画	6 4
(2) 条例・規則	
・条例	
八戸市環境基本条例	6 8
八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7 0
・規則	
八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	7 4
(3) 要綱・要領	
・要綱	
八戸市一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱	7 9
八戸市外一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱	8 1
八戸市ごみ処理手数料徴収業務の委託に関する要綱	8 3
生活保護世帯及び中国残留邦人等に対する一般廃棄物処理手数料減免実施要綱	8 4
八戸市ボランティア用ごみ袋に関する要綱	8 5
はちのへクリーンパートナー実施要綱	8 6
八戸市ごみ減量推進員設置要綱	8 7
八戸市放置自動車処理要綱	8 8
八戸市3010運動推進店認定制度要綱	8 9
・要領	
八戸市有害ごみ取扱実施要領	9 0
ごみ集積所の設置基準等に関する要領	9 1
令和7年度八戸市リサイクルパートナー補助金交付要領	9 1
令和7年度八戸市資源物集団回収事業補助金交付要領	9 2
令和7年度カラス被害対策事業ごみ箱設置購入費用補助金交付要領	9 3

# 八戸市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

令和3年3月28日改定

## 第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定と八戸市の概況

### 第1節 一般廃棄物処理基本計画

#### 1. 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものです。各種法令や社会情勢を踏まえ、当市の区域内において発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）について、循環型社会の実現及び環境負荷の低減に努めるため、市・事業者・市民が担う基本方針・施策を明確にすることを目的に策定します。

#### 2. 位置づけ

本計画は、上位計画にあたる当市の総合計画「第7次八戸市総合計画」（以下、「総合計画」という。）、「第2次八戸市環境基本計画」、環境省が策定している「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）、青森県が策定している「第4次青森県循環型社会形成推進計画」などの関連計画と整合性を図るとともに、各種関係法令や共同処理をしている関係2町（階上町、南部町）におけるごみ処理基本計画等についても齟齬を来さないように配慮しています。

#### 3. 基本目標

前計画の「一般廃棄物処理基本計画」（平成29年3月策定）の基本方針を踏まえながら、将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理の確保を図るため「安定した廃棄物処理システムの構築」を基本目標に掲げます。

#### 4. 期間

計画期間は令和4年度を初年度として、令和13年度までの10年間とします。また、策定5年後の令和8年度を中間年度として、計画の評価・見直しを行います（下表）。

また、各実施計画は毎年の評価・見直しを行いながら策定します。

基準年度と計画区分

基準年度	令和8年度 (策定5年後)	令和13年度 (策定10年後)
計画区分	中間年度	目標年度

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1. 前計画期間におけるごみ処理の評価

##### （1）目標値と実績値の比較

前計画では令和3年度を中間年度として数値目標を定めていましたが、今回の計画改定にあたり、前計画の年度推計の令和2年度分と実績値を比較し、検証を行いました。

##### ア：排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量

	【実績値】	【推計目標値】	未達成
合計	974g/人・日	939g/人・日	
家庭系	654g/人・日	627g/人・日	
事業系	320g/人・日	312g/人・日	

##### イ：再資源化：リサイクル率

	【実績値】	【推計目標値】	未達成
	12.7%	16.4%	

##### ウ：最終処分：1人1日あたりの最終処分量

	【実績値】	【推計目標値】	未達成
	107g/人・日	100g/人・日	

## 第2節 課題の抽出

#### 1. 排出抑制

家庭系ごみについては、1人1日あたりのごみ排出量が目標を大きく下回り、近年は増加傾向にあり、生ごみの減量や資源ごみの分別徹底等が必要となります。

前計画では、事業系の生ごみについて民間の堆肥化施設への誘導を進めましたが、市内の堆肥化施設が事業を中止したため、これに代わる新たなごみ減量対策を求められています。

#### 2. 収集・運搬

全ての住民が円滑にごみを排出できるよう配慮しながら、確実な収集体制を築いていくことが求められます。

#### 3. 中間処理

安定したごみ処理を継続するため、新たな分別品目の追加や民間処理施設の活用等も視野に入れながら、処理工程やコスト面などを勘案し、設備更新等による安定した中間処理体制の構築を検討しなければなりません。

#### 4. 最終処分

財政負担平準化の観点から、最終処分場の埋立完了時期が中間処理施設の更新時期と重なることがないよう配慮しながら、処分場の埋立量の減量化、リサイクル率の向上及び延命化のため、焼却残渣などの資源化や民間処理施設の活用可能性を検討することが必要です。

## 5. ごみ処理経費

更なる収入増加策について検討しながら、経費削減に向けての収集体制の効率化や、ごみ処理施設の適正な管理・運営に努める必要があります。

## 6. 目標値とすべき指標の考え方

これまで目標としてきた指標の「1人1日あたりのごみ排出量」は、資源物が含まれており、市民の分別に係る努力が反映されていませんでした。また、事業系ごみについても「1人1日あたりのごみ排出量」として、事業系ごみ排出量を人口と日数で割った数値を用いてきましたが、事業系のごみは人口の増減とは相関関係がなく、当市のように産業が集積している都市においては、事業系ごみの総量が多くなるため、人口で割った1人あたりの数値は、当然大きくなります。この数値を目標とすることが適當と言えるかどうか疑問であると考えられます。

そこで、本計画においては、分別に係る努力の成果見える形にするとともに、適切に実態を把握するため、排出抑制及び再資源化に係る目標値の指標を見直します。

## 第3節 基本方針及び目標

### 1. 基本方針

ごみの減量化が進まず、ごみ処理施設の老朽化が進む現状を踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けて、基本方針を次のとおり定めます。

- ・ ごみの減量化及び3Rの推進（食品ロスの削減を含む。）
- ・ 安定したごみ処理システムの構築

### 2. 計画の数値目標

ごみ排出量とリサイクル率に係る指標を排出抑制・再資源化・最終処分の3項目に区分し、抽出された課題に対応するため、当市の現状に即した新たな指標を数値目標として定めます。

項目	令和2年度 (現状)	令和8年度 (中間年度)	令和13年度 (目標年度)
(1) 排出抑制			
①1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	562g/人・日	544g/人・日以下	537g/人・日以下
②年間事業系ごみ排出量	26,458t	22,126t (16.4%減)	18,311t (30.8%減)
(2) 再資源化			
③リサイクル率 (行政回収分+民間回収分)	30.8%	33.9%達成	37.7%達成
(3) 最終処分			
④1人1日あたりの最終処分量	107g/人・日	104g/人・日以下	101g/人・日以下

## 第4節 ごみ処理の実施に関する基本事項

### 1. 収集・運搬に関する事項

当市における一般廃棄物の収集運搬の実施主体と収集回数及び収集方法は下表のとおりです。

収集運搬の実施主体、収集回数及び収集方法

種類	実施主体	収集回数	収集方法
家庭系資源物	燃やせるごみ	市(直営・委託)	週2回
	燃やせないごみ	市(委託)	月1回
	粗大ごみ	市(委託)	随時
	缶・びん・ペットボトル	市(直営・委託)	毎週水曜日
	新聞紙	市(委託)	第1・3水曜日
	段ボール	市(委託)	第2・4水曜日
	雑誌・チラシ	市(委託)	ステーション方式 紐縛り
	その他紙	市(委託)	ステーション方式 (半)透明袋
	古布	市(委託)	ステーション方式 (半)透明袋
	使用済小型家電	市(直営)	月2回程度
事業系	廃食用油	市(委託)	週3回程度
	有害ごみ	市(委託)	月1回 又は随時
事業系	燃やせるごみ	排出者または 収集運搬業者	随時
	燃やせないごみ・ 粗大ごみ	排出者または 収集運搬業者	自己運搬または収集運搬業者に依頼
民間主導で処理される資源物等	排出者または 収集運搬業者	随時	自己運搬または収集運搬業者に依頼
犬・猫等の動物死体	市(委託)	随時	電話受付制随時収集または自己運搬

### 2. 中間処理に関する事項

#### (1) 燃やせるごみ

家庭系・事業系の燃やせるごみについては、広域組合八戸清掃工場において焼却し、磁性物を回収します。回収した磁性物は民間事業者に売却します。なお、焼却残渣の一部は民間事業者に再資源化を委託します。

#### (2) 燃やせないごみ・粗大ごみ（埋立ごみを除く。）

家庭系・事業系の燃やせないごみ及び粗大ごみ（埋立ごみを除く。）については、広域組合の八戸リサイクルプラザで選別・破碎し、金属を回収後、可燃残渣は八戸清掃工場で焼却します。また、家庭系の燃やせないごみから、事前に使用済小型家電を回収し、拠点回収したものと合わせ、認定事業者に引渡します。

#### (3) 家庭系資源物

缶・びん・ペットボトル、新聞紙、段ボール、雑誌・チラシ、古布、その他紙については、広域組合の八戸リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包を行います。

容器包装廃棄物は分別収集計画に基づき指定法人へ引渡します。

その他の回収された資源物は、民間事業者へ売却します。

使用済小型家電については、広域組合の八戸リサイクルプラザで保管後、認定事業者に引渡します。

廃食用油については、BDF（バイオディーゼル燃料）製造を目的として、民間事業者へ売却することにより、再資源化します。

有害ごみについては、広域組合の八戸リサイクルプラザで選別、破碎後、市外精錬事業者に再資源化を委託します。

#### (4) 処分業者により処理される資源物

事業系の厨芥類、木くず、プラスチック類の一部及び高含水率汚泥は、処分業者処理施設で、堆肥化、破碎、圧縮または焼却・焼成します。

#### 3. 最終処分に関する事項

最終処分については、八戸市一般廃棄物最終処分場において行います。

最終処分場において処分されるものは、燃やせるごみの焼却残渣、燃やせないごみ及び粗大ごみ（埋立ごみを除く。）の不燃残渣、市最終処分場に自らまたは収集運搬業者に依頼し運搬される埋立ごみなどが主なものです。

### 第5節 施策の展開

#### 1. 施策の体系

本計画では、施策の基本的な方向性として「安定したごみ処理システムの構築」を掲げ、これに対応する当市の施策を市民との連携、事業者との連携、処理システムの充実の3分野に整理し、目標達成に向け総合的に取り組むこととしております。

目標	安定したごみ処理システムの構築	
↓		

分野	(1) 市民との連携	(2) 事業者との連携	(3) 処理システムの充実
重 点 施 策	①広報活動の充実 ②環境教育の充実 ③家庭の生ごみ減量の推進 ④資源集団回収事業の充実 ⑤地域コミュニティとの連携 ⑥指定ごみ袋の見直し	①事業者へのごみ減量・分別の指導啓発 ②事業者の実態把握 ③店頭回収等の協力要請 ④民間再資源化施設への誘導 ⑤搬入規制の徹底 ⑥指定ごみ袋の見直し ⑦市施設のごみ減量、分別の徹底 ⑧処理手数料の改定	①収集運搬体制の効率化 ②新たな分別収集品目の検討 ③中間処理施設の適正管理 ④最終処分施設の適正管理 ⑤ごみ処理広域化に関する検討
数 値 目 標	①1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く） ②事業系ごみ排出量（年間） ③リサイクル率（行政回収分+民間回収分） ④1人1日あたりの最終処分量	⇒ 537g/人・日以下 ⇒ 18,311t(30.8%減) ⇒ 37.7%達成 ⇒ 101g/人・日以下	

#### 【本計画から新たに実施する施策】

- 食品ロスの削減
- 将来の施設整備方針の検討
- 将来の最終処分方法の検討
- 周辺自治体との協議

#### 【本計画で拡充して実施する施策】

- 産業廃棄物の適正排出及び分別指導
- アンケート調査や意見交換会等による実態把握
- 有害ごみ回収協力店の継続
- 廃プラスチックの搬入防止の徹底

### 第6節 食品ロス削減推進計画

#### 1. 現状及び基本的な方向

##### (1) 食品ロスの現状

食品ロス量の比較

	国 (H30 推計)	青森県 (家庭系 H30 事業系 R1 推計)	当市 (R1 推計)
年間の食品ロス量	6,000,000 t	85,565 t	10,649 t
1人1日あたり換算	約130 g	約182 g	約128 g
うち家庭系	約60 g	約62 g	約51 g
うち事業系	約70 g	約120 g	約77 g

##### (2) 基本的な方向

食品ロス削減のためには、全ての市民、事業者等がこの問題と自らの役割を正確に理解しうることから行動に移すことが必要です。具体的には、次のことが求められています。

- ① 食べ物を無駄にしない意識を持ち食品ロス削減の必要性を認識すること
  - ② 生産、製造及び販売の各段階並びに家庭での買物、保存及び調理の各場面における食品ロスの発生を理解すること
  - ③ 市民、事業者等が自主的、具体的に削減のための取組を行うこと
- 本計画では、このような理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、行政等の多様な主体が連携した市民運動として食品ロスの削減を推進していくこととします。

#### 2. 目標

目標 (令和12年度)	基準値 (令和元年度)
市内の一般廃棄物における可燃ごみの中に含まれる未使用食品と食べ残しの割合を令和元年度比の50%とする。	18.6%
食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合を80%とする。	—

#### 3. 各主体の取組

##### (1) 市の役割と取組

本市では、市民や事業者等がそれぞれの立場から食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするために、消費者教育や食育に関する取組及び関係団体等と連携しながら、食品ロス問題への理解や関心の増進等のための普及啓発を行います。

また、市内における食品ロスの排出状況や市民の意識の把握、分析に努めます。

この他、フードバンク活動は、食品ロスの削減のみならず、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であることから、市民のフードバンク活動への理解や参加を促進します。  
(取組例) 学習講座、実態調査等の実施 等

## (2) 市民の役割と取組

市民は、食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自分が排出している食品ロスについて適切に把握、理解します。

その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができるることを一人一人が考え、行動に移します。

また、自身の消費行動が、地球環境や他の国々・地域の人々にも影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援します。

(取組例) 買物の際のてまえどり、調理時は食材の食べられる部分を無駄にしない、外食の際は食べきれる量を注文、「3010運動」等の実践 等

## (3) 事業者の役割と取組

事業者は、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、従業員等への啓発を行います。また、災害時用備蓄食料を更新する際は、フードバンクへの提供等も含め有効活用に努めます。

中でも、農林漁業者や食品関連事業者（製造・卸売・小売、外食事業者など）は、サプライチェーン全体における食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるとともに、関係事業者や消費者とのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることで、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めます。また、食品廃棄物等の計量を継続的に実施するなど、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握します。

(取組例) サプライチェーン全体での適正受注、3分の1ルールの緩和 等

## (4) マスコミ、消費者団体、NPO等の役割と取組

食品ロス削減に向けた主体の一員として、これまで掲げてきた具体的な取組を自ら推進するとともに、それぞれの主体に求められる役割と行動を実践する市民や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行います。

# 第3章 生活排水処理基本計画

## 第1節 基本方針

### 1. 生活排水処理施設整備の基本方針

処理施設の整備に係る基本方針は次のとおりです。

ア. 下水道事業計画区域においては、計画的に事業の進捗を図ります。

イ. 下水道が供用開始された地域では、水洗化の普及促進を図ります。

ウ. 農業集落排水処理施設が整備された地域についても、水洗化の普及促進を図ります。

エ. 下水道事業計画区域外及び農業集落排水処理施設整備区域外の地域では、単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

## 第2節 前計画の評価

### 1. 目標値と実績値との比較

令和2年度実績値と前計画の目標値

	実績値 (令和2年度)	推計目標値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生活排水処理率 (%)	70.6	71.8	78.0

生活排水の処理形態別比較 (単位：人)

	実績値 令和2年度	推計目標値 令和2年度	達成率(%) 実績/目標
行政区域内人口	224,617	219,873	
計画処理区域内人口	224,617	219,873	
水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率：%)	158,629 (70.6)	157,854 (71.8)	98.3%
下水道 (下水道処理率：%)	123,350 (54.9)	128,489 (58.4)	94.0%
農業集落排水処理施設 (農業集落排水処理率：%)	3,499 (1.6)	3,309 (1.5)	106.7%
合併処理浄化槽 (合併処理浄化槽処理率：%)	31,780 (14.1)	26,056 (11.9)	118.5%
生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽・汲み取り人口) (生活雑排水未処理率：%)	65,988 (29.4)	62,019 (28.2)	104.3%
計画処理区域外人口	0	0	

### 2. 前計画の評価

農業集落排水処理率の達成率は 106.7%、合併処理浄化槽処理率の達成率は 118.5%と目標を上回り、下水道処理率の達成率は 94.0%と目標を下回りました。これらを併せた生活排水処理率の達成率は、98.3%と目標値をやや下回りました。

下水道については、厳しい財政状況の下で、喫緊の課題である浸水被害軽減のための雨水ポンプ場、雨水管整備等を優先的に行い、污水管整備を計画的に進めることができなかったためと考

えられます。

今後は、雨水ポンプ場等の整備によって浸水被害の軽減が概ね図られていることから、下水道（汚水）の整備を優先的に行うとともに水洗化の促進に取り組む必要があります。また、農業集落排水施設については、水洗化の普及促進を、合併処理浄化槽については、単独処理浄化槽及び汲取り便槽からの転換を引き続き図る必要があります。

### 第3節 生活排水処理基本計画

#### 1. 生活排水の処理計画

「第1節 生活排水処理施設整備の基本方針」に基づき、現在の下水道整備進捗状況及び伸び率を勘案し、人口の87.2%の生活雑排水を処理することを目標とします。

また、市内各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとしました。

##### 生活排水の処理の目標

	現在 (令和2年度)	中間年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
生活排水処理率 (%)	70.6	80.3	87.2

##### 生活排水の処理形態別内訳 (単位:人)

	現在 (令和2年度)	中間年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
行政区域内人口	224,617	206,755	194,981
計画処理区域内人口	224,617	206,755	194,981
水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率:%)	158,629 (70.6)	165,975 (80.3)	170,068 (87.2)
下水道 (下水道処理率:%)	123,350 (54.9)	131,304 (63.5)	135,737 (69.6)
農業集落排水処理施設 (農業集落排水処理率:%)	3,499 (1.6)	3,152 (1.5)	2,858 (1.5)
合併処理浄化槽 (合併処理浄化槽処理率:%)	31,780 (14.1)	31,519 (15.3)	31,473 (16.1)
生活雑排水未処理人口 (生活雑排水未処理率:%)	65,988 (29.4)	40,780 (19.7)	24,913 (12.8)
水洗化・ 生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽処理率:%)	35,543 (15.8)	21,965 (10.6)	13,419 (6.9)
非水洗化人口 (非水洗化率:%)	30,445 (13.6)	18,815 (9.1)	11,494 (5.9)
計画処理区域外人口	0	0	0

#### 令和7年度 八戸市一般廃棄物処理実施計画

#### 第1編 総 則

##### 1. 目 的

八戸市一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）は、八戸市の一般廃棄物処理の基本方針となる八戸市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等、施策の実施内容について定めるものである。

実施計画は、ごみに関する部分（ごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理実施計画）とから構成している。

##### 2. 計画期間

実施計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

##### 3. 計画対象区域

実施計画の区域は、市の区域全体とする。

##### 4. 用 語

実施計画において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広域組合 八戸地域広域市町村圏事務組合
- (2) 収集運搬業者 法第7条第1項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を得た者
- (3) 処分業者 法第7条第6項の規定に基づき一般廃棄物処分業の許可を得た者
- (4) 民間主導で処理される資源物等 収集運搬業者または処分業者の関与する民間契約に基づき直接資源化または中間処理後再生利用等がなされる一般廃棄物
- (5) 認定事業者 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた者、その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者

## 第2編 ごみ処理実施計画

### 1. 計画目標

令和4年3月策定の基本計画では、令和4年度から13年度までの10年間を計画期間とし、目標となるごみ排出量を定めており、策定から5年後の令和8年度を中間年度として、計画の評価・見直しを図ることとしている。

実施計画は、年度ごとの状況を踏まえ、評価・見直しを行いながら策定するものである。

項目	令和5年度 (現状)	令和8年度 (中間年度)	令和13年度 (目標年度)
<b>(1) 排出抑制</b>			
①1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源物を除く)	527g/人・日	544g/人・日以下	537g/人・日以下
②年間事業系ごみ排出量	25,684t	22,126t (13.9%減)	18,311t (28.7%減)
<b>(2) 再資源化</b>			
③リサイクル率 (行政回収分+民間回収分)	29.5%	33.9%達成	37.7%達成
<b>(3) 最終処分</b>			
④1人1日あたりの最終処分量	117g/人・日	104g/人・日以下	101g/人・日以下

### 2. 一般廃棄物の排出見込み量(令和7年度)

当市の将来の家庭系一般廃棄物の量は、基本計画において、「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口推計を基に算出した人口予測(人)と、令和13年度までの各年度における目標値(g/人・日)を乗じることで算出する。令和7年度の排出見込み量は、以下の通り。

種別	家庭系	事業系	合計
燃やせるごみ	38,930t	23,180t	62,110t
燃やせないごみ、粗大ごみ*	3,370t (130t)	1,960t (290t)	5,330t (420t)
缶・びん・ペットボトル	3,070t		
新聞紙、段ボール	1,640t		
雑誌・チラシ、その他紙(厚紙・紙袋類)、古布	1,370t		
使用済小型家電	20t		
廃食用油	30t		
有害ごみ(乾電池・蛍光管・水銀体温計)	60t		
集団回収	250t	—	250t
行政処理分計	48,740t	25,140t	73,880t
民間主導で処理される資源物等	35t	17,600t	17,635t
合計	48,775t	42,740t	91,515t

\*下段( )内の値は直接最終処分する埋立ごみの再掲

### 3. ごみの排出抑制・再資源化計画

#### (1) 家庭系一般廃棄物

方法	内容
家庭ごみの有料収集	資源物以外の家庭ごみについて、指定ごみ袋等の原価に収集運搬経費の一部を附加した手数料を徴収することにより、排出抑制及び資源物の分別促進を図る。 ・指定ごみ袋 450袋30円、300袋20円、200袋15円 ・粗大ごみ処理券 1枚当たり520円 ※令和7年4月1日現在
生ごみ等減量の推奨	含水率の高い生ごみについて水きりを奨励するとともに、食材を使いきる等食品ロス削減を促し、ごみ量の減量を図る。
資源物集団回収の促進	市に登録した町内会、子ども会等、資源物回収を実施した団体に対し、奨励補助金を交付する。
分別収集による再資源化	分別収集した資源物は、中間処理等により再資源化する。 ・市が拠点回収した使用済小型家電は、広域組合において燃やせないごみから回収したものとともに、認定事業者に引渡し(50t) ・廃食用油は、バイオディーゼル燃料の原料として民間事業者へ売却(30t) ・その他の資源物は、広域組合において中間処理後、売却または再資源化事業者に委託し再生利用(5,260t)
ごみ減量推進員の設置	八戸市ごみ減量推進員を各町内会に設置する。推進員は自ら3R活動の実践に加え、地域のごみ問題を把握し、適正排出を促す看板の設置等、ごみ減量に関する施策の普及啓発等を行う。
広報・啓発活動	3R推進や食品ロスの削減に関する市民への広報、啓発活動を行い、環境意識の高揚を図る。 ・広報誌への特集記事掲載 ・分別チラシ等の配布 ・各種イベントへの出展 ・処理施設見学会実施 ・家庭ごみ減量講座の開催 ・転入者及び転居者への分別チラシ等の配布 ・10月をごみ減量キャンペーン期間とする集中的な啓発活動の実施

#### (2) 事業系一般廃棄物

方法	内容
分別・適正排出の啓発	事業系ごみ処理マニュアルの配布や各種団体を通じた周知、八戸清掃工場の実施する搬入検査に基づいた排出事業者への個別指導、案内などにより、事業活動に伴って生じる廃棄物の区分や適正処理について啓発を行う。

資源となる紙の再資源化の促進	事業活動に伴って排出される資源となる紙については、八戸清掃工場への搬入を規制し、古紙リサイクル事業者への持込みを促すことにより、焼却量の削減と再資源化の促進を図る。
方法	内容
多量排出事業者の減量・リサイクル対策の実施	事業活動に伴って多量に一般廃棄物を生ずる者として、大規模小売店舗立地法における大規模小売店舗及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物の所有者（または管理者）の一般廃棄物の減量や再資源化に関する実態の把握に努める。
処分業者による再資源化の促進	再資源化可能な木くず、廃プラスチック類等（産業廃棄物に該当するものを除く。）については、事業所への周知を行うことで処分業者での処理を促進する（2,690t）。
食品ロス削減の促進	市内事業者と連携して3010運動を推進・展開し、食品ロスの削減の促進を図る。

### (3) その他

方法	内容
焼却残渣の再資源化	広域組合において、焼却残渣から回収した磁性物は売却（80t）、焼却残渣の一部については、再資源化事業者に委託し再生利用（640t）を行う。

## 4. 収集・運搬計画

### (1) 基本事項

#### ア. 市による分別収集

市が収集する一般廃棄物は、一般家庭において分別し排出されるごみ（4. (3)において掲げるものを除く。）及び資源物並びに動物死体とする。

一般家庭において分別し排出されるごみ（4. (3)において掲げるものを除く。）のうち、指定ごみ袋に全体が入らない大きさのものを粗大ごみとし、戸別収集を行う。

#### イ. 収集を行わない日

市が収集を行わない日は次のとおりとする。

①土曜日、日曜日、祝日及び振替休日のうち、次に掲げるものを除く日

・燃やせるごみについては、月曜日または火曜日が祝日または振替休日にあたる場合

②12月29日、12月30日（粗大ごみに限る。）

③12月31日から1月3日までの間（動物死体収集運搬を除く。）

#### ウ. 事業系一般廃棄物

家庭以外から排出される一般廃棄物である事業系一般廃棄物については、当該事業者が自らまたは収集運搬業者に依頼し、処理施設に搬入するものとする。また、リサイクルできる資源ごみ・古紙類については、当該事業者が自らまたは収集運搬業者に依頼し、再生資源化業者（古紙取扱事業者等）に搬入するものとする。

### エ. 排出限度量

一般家庭が一度に排出できるごみの量は、原則として、燃やせるごみ及び燃やせないごみは指定ごみ袋で2袋まで、粗大ごみは5点までとする。なお、この量を超える場合は、事業系一般廃棄物の例に準じ、排出者が自らまたは収集運搬業者に依頼し、処理施設に搬入するものとする。

### オ. 分別収集の実施方針

分別収集の実施に当たっては、八戸市第10期分別収集計画に基づき、現行の収集、処理体制及び処理施設を使用して行うものとする。

### (2) 収集運搬の実施主体、収集回数及び収集方法

種類	実施主体	収集回数	収集方法	
燃やせるごみ	市(委託)	週2回	ステーション方式 指定ごみ袋	
燃やせないごみ	市(委託)	月1回		
粗大ごみ	市(委託)	随時		
缶・びん・ペットボトル	市(委託)	毎週水曜日		
新聞紙	市(委託)	第1・3水曜日		
段ボール	市(委託)	ステーション方式 紐縛り		
雑誌・チラシ	市(委託)		第2・4水曜日	
その他紙	市(委託)			
古布	市(委託)			
廃食用油	市(委託)	週3回程度	拠点回収	
使用済小型家電	市(委託)	週1回程度	拠点回収	
小型充電式電池 ボタン電池 乾電池	市(委託)	月1回程度	拠点回収	
有害ごみ(乾電池・蛍光管・水銀体温計)	市(委託)	月1回 又は随時	拠点回収(回収協力店)	
燃やせるごみ	排出者または 収集運搬業者	随時	自己運搬または収集運搬業者に依頼	
燃やせないごみ・ 粗大ごみ				
民間主導で処理される資源物等	排出者または 収集運搬業者	随時	自己運搬または収集運搬業者に依頼	

犬・猫等の動物死体	市(委託)	随 時	電話受付制 随時収集または自己運搬
-----------	-------	-----	----------------------

※燃やせないごみの収集日が祝日または振替休日にあたる場合は、翌週の同じ曜日に収集する  
※一般家庭から排出される在宅医療廃棄物は、その性質により専用容器やペットボトル等に入れる、袋を二重にするなど適切に梱包した上で、燃やせるごみとして取り扱う

(3) 市が収集しない家庭系一般廃棄物

区分	品目例	処理方法等
1 有毒性物質を含むもの、危険性を有するもの	劇物・毒物に分類される農薬、薬品、その他の毒性物質が混入しているもの、プロパンガスボンベ、家庭用ボイラー、バッテリー、太陽光パネル等	購入店、販売店、専門業者等に相談すること
2 火気のあるもの、引火性のあるもの	火薬、塗料、溶剤、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、発炎筒、燃えがら、残焼物で火氣があるもの等	購入店、販売店、専門業者等に相談すること
3 処理業務を困難にし、または廃棄物処理施設を損なうおそれがあるもの	ピアノ、タイヤ、ホイール、自動車部品、ホームタンク、農機具、エンジン付芝刈り機、ドラム缶、耐火金庫、発電機、ボイラー、除雪機、規定サイズに裁断されていない畳等	製造事業者、販売店等に相談すること
4 家電リサイクル法に基づく家電4品目	テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式、有機EL式)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	自らまたは収集運搬業者に依頼し、指定引取場所へ搬入、もしくは小売業者へ引取りを依頼すること
5 パソコン(使用済小型家電回収ボックスに投入できないものに限る。)	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコン、ディスプレイ(液晶、CRT)	製造事業者、一般社団法人パソコン3R推進協会又は小型家電リサイクル法認定事業者に回収を申込むこと
6 リサイクルルートが確立しているもの	①消火器 ②自動車 ③二輪車	①販売店などの特定窓口に処分を依頼すること ②登録販売店・整備業者に処分を依頼すること ③廃棄二輪車取扱店・指定引取窓口に処分を依頼すること
7 埋立ごみ	石、砂利、土、土壤改良材、汚泥、側溝の土砂(含水率が低いものに限る。)、レンガ、陶器製タイル、瓦、ボウリングの球、物干し台、コンクリート、ケイカル板、石膏ボード・耐火ボード、グラスウール、ロックウール(新築・増改築に伴うものは不可)、焼却灰等	自らまたは収集運搬業者に依頼し、市最終処分場へ搬入すること(事前に搬入する数量等の連絡が必要な場合あり)

※1から7で示した処理方法等で処理困難な場合は八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会に相談

5. 中間処理・最終処分計画

(1) 処理施設の概要

ア. 焼却施設

名 称	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸清掃工場 第一工場	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸清掃工場 第二工場
所 在 地	八戸市大字櫛引字取揚石1-1	八戸市大字櫛引字取揚石1-1
処理能力	150 t / 24時間 × 2炉	150 t / 24時間 × 1炉
形 式	全連続旋回流型流動床焼却炉	全連続燃焼式ストーカー炉

イ. 破碎・選別施設

名 称	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸リサイクルプラザ
所 在 地	八戸市大字櫛引字山田山1-1
処理能力	171.09 t / 5時間 [内訳] 資源化ライン 49 t / 5時間、破碎ライン 61 t / 5時間、紙・布ライン 61 t / 5時間、有害ごみライン 0.09 t / 5時間

ウ. 動物死体焼却場

名 称	八戸市動物死体焼却場(八戸市ワンニヤン斎苑)
所 在 地	八戸市大字鮫町字大草離3-14

エ. 最終処分場

名 称	八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場	八戸市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	八戸市大字是川字上田中沢及び田中山地内	八戸市大字櫛引字湯ノ沢2-6
埋立面積	69,500 平方メートル	15,400 平方メートル
埋立容量	690,000 立方メートル	214,000 立方メートル
残余容量	18 立方メートル	90,673 立方メートル
形 式	埋立 準好気性サンドイッチ 浸出液 凝集沈殿+回転円板	埋立 準好気性サンドイッチ 浸出液 凝集沈殿+下水道放流
備 考	埋立終了	

オ. 一般廃棄物処分業者による処理(事業系一般廃棄物)

事業者名	施設所在地	処理対象	処理方法	処理能力	備考
株曾我産業	八戸市南郷大字中	可燃ごみ(木く)	破碎	278.0 t / 日	破碎機2機

	野字丑木沢 41-7	ずに限る。)		340.8 t / 日	(移動式)
環境緑花工業㈱	八戸市大字櫛引字取揚石 11-101	可燃ごみ（木くずに限る。）	破碎	192 t / 日	破碎機 1 機（移動式）
			切断	1.2 t / 日	切断機 4 機
第一清掃(㈱)	八戸市大字長苗代字内舟渡 42-7	可燃ごみ（廃プラスチック類に限る。）	破碎	3.912 t / 日	破碎機 1 機
			圧縮	28.64 t / 日	圧縮機 1 機

(2) 中間処理に関する搬入者別の内訳量、実施主体及び処理方法

種類	搬入量	実施主体	中間処理方法	残渣量	残渣処分	
燃やせるごみ	家庭系	市収集 37,750t	・八戸清掃工場で焼却、磁性物を回収。回収した磁性物は民間事業者に売却（80t）  ・焼却残渣は一部を民間事業者に再資源化委託（640t）し、残りを市最終処分場で埋立（6,120t）	6,760t		
		自己運搬 1,180t				
	事業系	収集運搬業者 20,400t				
		自己運搬 2,780t				
	燃やせないごみ、粗大ごみ（埋立ごみを除く）	家庭系	市収集 1,910t	・八戸リサイクルプラザで選別・破碎し、金属を回収（1,340t） なお、令和7年6月より材質の半分以上が木製の粗大ごみと、その他粗大ごみ・燃やせないごみの破碎を別日に実施 ・家庭系のものについては、事前にヤード内で使用済小型家電の回収を実施。回収した使用済小型家電は、市が拠点回収したものとともに認定事業者に引渡し（30t）	4,780t	
		自己運搬 1,460t				
		収集運搬業者 1,620t				
		自己運搬 340t				
資源物	缶・びん・ペットボトル	市収集 3,070t	・八戸リサイクルプラザで選別、圧縮、梱包 ・容器包装廃棄物の一部は分別収集計画に基づき指定法人へ引渡（990t） ・その他の回収資源物は民間事業者へ売却（4,270t）	—	—	
	新聞紙、段ボール	市収集 1,640t				
	雑誌・チラシ、古布、その他紙	市収集 1,370t				
	使用済小型家電	市収集 20t				

有害ごみ(乾電池・蛍光管・水銀体温計)	市収集 60t	広域組合	・八戸リサイクルプラザで選別、破碎（蛍光管のみ）後、市外精錬事業者に再資源化委託（60t）	—	—
廃食用油	市収集 30t	民間再生業者	・再生業者に売却し、直接資源化（BDF燃料化）	—	—
処分業者により処理される資源物等	収集運搬業者 452t	処分業者	・処分業者処理施設で、厨芥類、木くず、廃プラスチック類を、破碎、切断、圧縮	—	—
	自己運搬 2,240t				

(3) 最終処分される廃棄物の内訳及び年間埋立量

区分	埋立量	
	うち市一般廃棄物	
家庭系搬入	130 t	130 t
直接埋立ごみ	290 t <sup>※1</sup>	290 t <sup>※1</sup>
事業系搬入		
小計	420 t	420 t
広域組合 中間処理残渣	10,530 t	8,930 t <sup>※2</sup>
合計	10,950 t	9,350 t

※1 火災残材やボランティア清掃等の手数料減免搬入分、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物を含む

※2 広域組合のごみ中間処理残渣の八戸市相当分

6. その他一般廃棄物の処理に関する事項

(1) 減量・リサイクル施策の展開

ア. 事業系一般廃棄物多量排出事業者対策の実施

法第6条の2第5項の規定により、事業活動に伴う一般廃棄物を多量に排出する事業者の減量計画作成、提出について検討を行うとともに、ごみ減量・再資源化に関する対策の実施を求め、指導・助言するなど自主的な取組を促進する。

イ. ごみ減量・再資源化施策の検討

ごみ減量、リサイクル率の向上、最終処分量の削減等に向けて、市及び広域組合の廃棄物関連部署の長をメンバーとするごみ処理方針検討委員会を開催し、課題の共有を行い、有効な対策を検討実施する。

ウ. 国、県及び他自治体と連携したごみ減量・再資源化施策の実施・検討

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」など、全国の他自治体と連携した減量・リサイクル施策を実施する。また、国や県が進める事業について情報共有するなど連携して事業や施策を周知・実施する。

エ. 八戸市環境美化協議会と連携したごみ減量・再資源化施策の実施

町内会、自治会等を会員とする同協議会と連携し、家庭ごみの減量講座、処理施設見学会等の減量・リサイクル施策を実施する。

#### オ. 使用済小型家電リサイクルの実施

リサイクル率の向上及び最終処分量の削減を目的として、市内に設置している小型家電回収ボックスの利用を促進し、使用済小型家電の回収量の増加に努める。

#### カ. 学校等と連携したごみ減量・リサイクルの啓発活動の実施・検討

小学校等を対象とした環境学習会を通じてごみ減量・リサイクルに関する意識の高揚を図る。他の教育機関でのごみ減量・リサイクルに関する啓発活動や施策の研究を行う。

#### (2) その他

##### ア. 環境審議会の開催

八戸市環境基本条例第24条に基づき以下の事項を行うため環境審議会を開催する。

環境審議会は、市長の求めに応じ、廃棄物の減量や適正処理に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。また、廃棄物の減量や適正処理に関する事項に関し必要と認めるときは市長に対し意見を述べる。

##### イ. 一般廃棄物の広域処理（市内搬入・市外搬出）

一般廃棄物の市内搬入及び市外搬出については、法第6条第3項に基づき、関係を有する自治体等との調和を図りながら、適切に処理を行う。

##### ウ. 非常時における一般廃棄物の処理

非常時においても一般廃棄物の処理は市の責務であり、関係を有する自治体や民間事業者等と連携を図り、適切に処理を行う。

なお、災害により市内で発生した廃棄物については、八戸市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に廃棄物の処理を行い、再生利用を含む適正な処理を行うものとする。また、被災状況に応じて、臨時収集の実施や一般廃棄物処理手数料の減免等、関連業務を適切に実施し、生活環境の保全に万全を図るものとする。

##### エ. カラス被害対策事業による集積所の整備

集積所の管理及びごみ集積箱、網等の設置は、原則として当該集積所を利用する地域住民により実施されているが、近年の市内におけるカラス被害増加への対策として、集積所へのごみ集積箱の設置費用の一部を市が補助する。

#### 第3編 生活排水処理実施計画

##### 1. 基本事項

###### (1) 生活排水処理形態別推計人口

令和7年度における実施計画は、近年の状況を踏まえ、評価・見直しを行い、下水道の整備計画や各汚水処理施設の処理人口の動態を考慮して設定した。

項目	R5実績	計画人口	備考
行政区域内人口	216,595人	213,700人	
下水道	124,446人	130,250人	下水道整備に伴い増加
農業集落排水	3,302人	3,200人	地区内の人口減少に伴い減少
浄化槽	合併処理	31,232人	主に新設や汲取り便槽からの転換に伴う増加と下水道接続に伴う減少で概ね横ばい
	単独処理	31,112人	下水道接続や合併浄化槽への転換等に伴い減少
し尿汲み取り	26,503人	22,400人	下水道接続や合併浄化槽への転換等に伴い減少

###### (2) し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量

区分	計画処理量
し尿	22,315 kL
浄化槽汚泥	51,553 kL

##### 2. 収集・運搬計画

種類	実施主体	収集回数	収集方法
し尿	収集運搬業者*	随時	戸別収集
浄化槽汚泥			

\* 広域組合が許可した収集運搬業者

##### 3. 中間処理・最終処分計画

###### (1) 処理施設の概要

###### ア. し尿・浄化槽汚泥処理施設

名称	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸環境クリーンセンター 第1処理場	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸環境クリーンセンター 第2処理場
所在地	八戸市八太郎六丁目9-44	八戸市八太郎六丁目9-44
処理能力	180kL/日 (浄化槽汚泥: 180kL/日)	130kL/日 (し尿: 130kL/日)
処理方式	前処理機(細目スクリーン、スクリュープレス)、脱水機 前処理後ろ液は第2処理場へ移送	前処理機(細目スクリーン、スクリュープレス)、脱水機 標準脱窒素処理方式、高度処理(凝集沈殿+オゾン酸化+砂ろ過+活性炭吸着)

イ. 一般廃棄物処分業者による処理

業者名	所在地	処理廃棄物	処理方法	処理能力
奥羽クリーンテクノロジー㈱	八戸市豊洲3-19	行政処理できないし尿及び 浄化槽汚泥	焼却 焼成	183t／日 121t／日

(2) 実施主体及び処理方法

種類	実施主体	中間処理方法	残渣量	残渣処分
し尿	広域組合 八戸環境 クリーン センター	標準脱窒素 処理方式 ・ 高度処理	3,110t <sup>※1</sup>	・脱水汚泥は民間処理施設で堆肥化 ・し渣は八戸清掃工場で焼却処分 ・沈砂は市の最終処分場で埋立処分 ・槽残渣は民間処理施設で焼却・焼成し、残渣は市外民間処理施設で埋立処分
浄化槽汚泥				
行政処理でき ないし尿及び 浄化槽汚泥	処分業者 <sup>※2</sup>	焼却・焼成	5t	焼却・焼成残渣は市外民間処理施設 で埋立処分

※1 値は共同処理における八戸市相当分

※2 広域組合が許可した処分業者（3.(1)イに掲げる業者）

4. 普及啓発等

公共下水道及び農業集落排水の接続率向上のため、無利子の融資のあつ旋、未水洗化世帯を対象とした水洗化依頼文の送付及び戸別訪問並びに水洗化相談会を実施する。

合併処理浄化槽普及促進のため、令和7年度も継続して単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事費について補助対象とする。

生活雑排水対策の必要性や重要性について市民への周知を図るため、「広報はちのへ」や市ホームページにより広報・啓発活動を実施する。

また、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じての周知徹底や不適正な管理状況の改善指導に努める。

# 八戸市分別収集計画

## ( 第11期 )

令和7年7月策定

八 戸 市

## 目 次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	1
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	2
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	3
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	3
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	4
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	4
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	4

### 1 計画策定の意義

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「法」という。)第8条に基づき策定するもので、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進することにより、一般廃棄物の減量化や資源の有効活用を図り、循環型社会の実現を目指すものである。

### 2 基本的方向

分別収集の実施に当たっては、現行の収集、処理体制及び処理施設を使用して行うものとし、市の収集及び処理能力の範囲を超えるものに関しては、事業者の協力を得ながら行うものとする。

### 3 計画期間

本計画は、令和8年4月を始期とする5年間(令和8年度から令和12年度まで)を計画期間とし、3年ごと(令和10年度)に見直しを行うものとする。

### 4 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、下表の10品目を対象とする。

【表1】対象品目と本計画において読み替える用語

<分別基準適合物>

対象品目			読み替える用語
①	主としてガラス製の容器(主としてほうけい酸	無色	無色びん
②	ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。)に係る物	茶色	茶色びん
③		上記以外	その他色びん
④	主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)を除く。)に係る物		
⑤	主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料又はしょうゆその他の環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物		
⑥	主としてプラスチック製の容器包装(飲料又はしょうゆその他の環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。)に係る物		

<法第2条第6項指定物>

対象品目		読み替える用語
⑦	主として鋼製の容器包装に係る物	スチール缶
⑧	主としてアルミニウム製の容器包装に係る物	アルミ缶
⑨	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)に係る物	紙パック
⑩	主として段ボール製の容器包装に係る物	段ボール

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

本計画期間内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みは、下表のとおりである。

【表2】容器包装廃棄物の排出量見込み

(単位:t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	11,366	11,303	11,180	11,085	10,991

(参考) 製品プラスチックの排出量見込み

製品プラスチック	1,332	1,324	1,309	1,299	1,288

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、行政・事業者・市民がそれぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、以下の方策を実施する。

<役割> 行政：循環型社会構築に向けた体制づくり

事業者：環境に配慮した事業活動の推進

市民：環境に配慮したライフスタイルの推進

<具体策> 行政：①市民及び事業者への廃棄物減量意識の啓発活動（広報活動、環境教育）

②市庁舎等における率先的な排出抑制

③家庭ごみの有料収集

④ごみ情報の「見える化」の推進

⑤資源回収の推進

事業者：①過剰包装の自粛

②詰め替え商品・リターナブル容器等の積極的利用、販売促進

③再生資源の利用促進

④廃棄物の減量及び再利用に関する計画の作成

市民：①過剰包装を断る、マイバッグ等の利用促進

②詰め替え製品・リターナブル容器等の積極的利用

③環境学習の場への積極的な参加

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び収集体制等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のとおりとする。

【表3】分別収集をするものとした容器包装廃棄物及び収集に係る分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
無色びん	
茶色びん	
その他色びん	
ペットボトル	缶・びん・ペットボトル
スチール缶	
アルミ缶	
紙製容器包装	その他紙
段ボール	段ボール

## 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

本計画期間内の各年度において得られる特定分別基準適合物の見込み量及び指定法人への引渡量と市が独自に処理する量の内訳は、品目種別ごとに下表のとおりである。

【表4】特定分別基準適合物ごとの見込み量及び引渡量と独自処理量の内訳 (単位:t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
無色びん	91		90		89		89		88	
	91	0	90	0	89	0	89	0	88	0
茶色びん	201		199		198		196		194	
	201	0	199	0	198	0	196	0	194	0
その他色びん	596		591		586		581		576	
	0	596	0	591	0	586	0	581	0	576
紙製容器包装	324		322		319		316		314	
	0	324	0	322	0	319	0	316	0	314
ペットボトル	742		736		730		724		718	
	742	0	736	0	730	0	724	0	718	0

また、本計画期間内の各年度において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量は、品目種別ごとに下表のとおりである。

【表5】主務省令で定める物の見込み量

(単位:t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール缶	189	187	186	184	182
アルミ缶	467	463	459	456	452
段ボール	979	971	963	955	947

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについて、令和6年度における各種品目の中間処理施設（八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ）における搬出量に人口変動率を乗じて算出する。

なお、人口変動率については、令和6年度を基準年度とし、はちのへ創生総合戦略（令和7年3月策定）における将来人口の推計の傾向を基に算出した。

【表6】令和6年度 分別基準適合物搬出量

(単位:t)

	スチール缶	アルミ缶	無色びん	茶色びん	その他色びん	ペットボトル	段ボール	紙製容器包装
排出量	191.78	474.82	92.33	204.19	605.35	754.61	995.38	329.75

【表7】推計人口及び人口変動率

	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
推計人口	215,747人 (対基準年度比)	212,252人 (対基準年度比)	210,504人 (対基準年度比)	208,757人 (対基準年度比)	207,009人 (対基準年度比)	205,262人 (対基準年度比)

人口変動率	100%	98.38%	97.57%	96.76%	95.95%	95.14%
-------	------	--------	--------	--------	--------	--------

※推計人口は、住民基本台帳における令和6年10月1日現在の行政区域内人口に人口変動率を乗じたもの。

-3-

- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)  
 分別収集は、現行の収集体制を活用して実施する。  
 なお、現在、団体による集団回収が進んでいる紙パック及びプラスチック製容器包装のペットボトルキャップについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)  
 市が分別収集する品目の収集運搬体制については下表のとおりとする。  
 収集容器については排出者が準備し、集積所については従来の集積所を利用するものとする。  
 また、選別・圧縮・梱包・保管については、八戸地域広域市町村圏事務組合が所管する中間処理施設（八戸リサイクルプラザ）で行うものとする。

【表8】収集運搬に供する施設の整備に関する事項

	収集分別区分	収集容器	収集車	備考
無色びん	缶・びん・ペットボトル	中身がわかる透明又は半透明な袋	パッカー車	収集は週1回の集積所収集
茶色びん				1つの収集容器に、6品目を混合して収集する
その他色びん				
ペットボトル				
スチール缶				
アルミ缶				
紙製容器包装	その他紙	ひもで縛る	平ボディ車	収集は月2回の集積所収集
段ボール	段ボール	ひもで縛る	平ボディ車	収集は月2回の集積所収集

【表9】八戸リサイクルプラザの処理能力等

	選別・圧縮・梱包・保管に係る区分	処理能力	備考
無色びん 茶色びん その他色びん ペットボトル スチール缶 アルミ缶	資源化ライン	49t / 5時間	
紙製容器包装 段ボール	紙・布ライン	61t / 5時間	対象品目の他、新聞紙、雑誌チラシ、古布を処理する

※紙・布ラインについては、令和9年度より八戸リサイクルプラザでの処理を中止し民間に委託する予定。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ①家庭ごみの適正排出の周知  
 容器包装廃棄物を含む、家庭ごみや資源物の適正排出と処理などを周知するため、全戸に「家庭ごみの分け方・出し方チラシ」を配布するほか、広報紙、ホームページなどで周知啓発を行う。
- ②ごみ減量推進員の配置  
 行政と地域住民のパイプ役として各町内にごみ減量推進員を配置し、地域ごとの現状を把握するとともに、分別排出の徹底と分別マナーの向上を図る。
- ③資源物集団回収活動の推進  
 町内会、子ども会、PTAなどの団体が行う資源物集団回収活動について助成することにより、

再資源化の推進を図る。

### ④八戸市環境審議会の活用

容器包装廃棄物を含む、一般廃棄物の減量及び分別収集に関し、必要に応じて意見を求める。

### ⑤プラスチックの資源循環に関する検討 -4-

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施について、国内外の動向を注視しながら検討を行う。

# 八戸市環境基本条例

平成16年12月27日条例第40号  
改正  
平成26年6月17日条例第27号

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第6条）

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

##### 第1節 施策の基本方針（第7条）

##### 第2節 環境基本計画（第8条）

##### 第3節 環境の保全及び創造のための施策等（第9条—第20条）

##### 第4節 地球環境の保全の推進（第21条）

#### 第3章 環境の保全及び創造のための施策の推進（第22条・第23条）

#### 第4章 環境審議会（第24条）

### 附則

八戸市は、身近に海、山、川などの豊かな自然を擁し、そこからさまざまな恵みを受けながら、縄文のいにしえより人々の生活が営まれてきたまちである。今もなお、天然の芝生と貴重な海浜植物が自生する種差海岸やウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている蕪島など多くの自然環境が保たれ、それらは、私たち八戸市民に心の安らぎと故郷への誇りを与えてくれるかけがえのない財産である。

しかしながら、近年の効率性と利便性を優先する社会経済活動や生活様式は、人と自然との調和を損ない、資源及びエネルギーの大量消費や廃棄物の大量発生といった問題を生じさせたほか、さらには、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球環境にまで影響を与え、その問題は人類の存続基盤そのものを脅かすほど深刻になってきた。

このような状況においては、これまでの公害の防止をはじめとする地域の環境保全に関する取組のほかに、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人々が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる良好な環境をつくり出し、これを将来の世代に引き継いでいくという環境の保全及び創造に向けた取組が不可欠である。

このような認識の下に、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を分担しながら、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる環境先進都市八戸を共につくりあげていくため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保し、及びこれを将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本市の地域特性を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うとともに、それが公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを旨として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

#### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に向けて率先して取り組まなければならない。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる環境への影響を認識し、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### （市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるものほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が実現されるよう総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が市民との触れ合いを確保しながら適正に保全されること。

(3) 市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことのできる環境が確保されるよう、緑化の推進、良好な景観の形成等快適できれいなまちづくりが推進されること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が図られること。

(5) 地域における環境への負荷の低減に向けた取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

### 第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する長期的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、八戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3節 環境の保全及び創造のための施策等

#### （年次報告書）

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

#### （施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

#### （規制の措置）

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に關し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に關し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるものほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （誘導的措置）

第12条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （環境の保全及び創造に関する施設の整備）

第13条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全及び創造に関する施設の整備を推進するよう努めるものとする。

#### （自然環境の保全等）

第14条 市は、生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び市民と自然との触れ合いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （快適な環境の確保）

第15条 市は、市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保するため、緑化の推進、良好な景観の形成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興）

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に学校教育における環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （市民等の自発的な活動の促進）

第17条 市は、前条に定めるものほか、事業者又は市民が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （情報の収集及び提供）

第18条 市は、第16条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の事業者又は市民が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の適切な収集及び提供に努めるものとする。

#### （調査の実施及び監視等の体制の整備）

第19条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡回、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

#### （資源の有効利用等の促進）

第20条 市は、環境への負荷の低減が図られるよう、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理が促進されるために必

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4節 地球環境の保全の推進

第21条 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

#### 第3章 環境の保全及び創造のための施策の推進

##### (推進体制の整備)

第22条 市は、事業者及び市民と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な体制を整備するものとする。

##### (国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、八戸市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する施策並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公益代表者
- (3) 関係企業体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

5 前項の委員の定数は、20人以内とする。

6 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 八戸市環境審議会条例（昭和43年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「環境の保全」を「八戸市環境基本条例（平成16年八戸市条例第40号）第8条第1項に規定する環境基本計画その他環境の保全及び創造」に改め、同条第2項中「保全」の次に「及び創造」を加える。

##### 附 則（平成26年6月17日条例第27号）

##### （施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（八戸市環境審議会条例の廃止）

2 八戸市環境審議会条例（昭和43年八戸市条例第10号）は、廃止する。

## ○八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和48年3月28日条例第10号

改正

昭和57年3月30日条例第13号

平成元年6月20日条例第52号

平成4年8月25日条例第24号

平成5年3月31日条例第17号

平成6年12月26日条例第70号

平成9年3月27日条例第37号

平成12年3月29日条例第5号

平成12年12月27日条例第39号

平成13年9月27日条例第40号

平成13年12月26日条例第46号

平成15年3月25日条例第16号

平成17年2月18日条例第78号

平成18年9月25日条例第59号

平成18年12月25日条例第72号

平成24年12月28日条例第27号

平成24年12月28日条例第32号

平成25年12月27日条例第55号

平成26年6月17日条例第27号

平成28年6月21日条例第47号

平成28年9月28日条例第91号

平成30年3月29日条例第38号

令和元年6月28日条例第12号

令和元年9月27日条例第24号

##### （この条例の趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、廃棄物の処理及び清掃について必要な事項を定めるものとする。

##### （一般廃棄物の処理計画）

第2条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物の処理計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

##### （生活環境影響調査結果の縦覧等の対象となる施設）

第2条の2 法第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第9条の3第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「対象施設」という。）とする。

##### （調査書等の縦覧）

第2条の3 市長は、調査書の縦覧を行おうとするときは、縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

##### (1) 対象施設の名称

##### (2) 対象施設の設置の場所

##### (3) 対象施設の種類

##### (4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 対象施設の処理能力（対象施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

##### (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(7) 対象施設の設置又は変更に關し利害關係人（次条第1項において「利害關係人」という。）が意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

##### (8) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、縦覧に際しては、調査書のほか、対象施設に関する法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類の縦覧を行うものとする。

3 縦覧は、規則で定める場所において、第1項の規定による告示の日から起算して30日間（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、30日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該告示で指定する期間）行うものとする。

##### （意見書の提出先及び提出期限）

第2条の4 前条第1項の規定による告示があったときは、利害關係人は、同条第3項の縦覧期間の満了日の翌日から起算して14日（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設にあっては、14日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として前条第1項の告示で

指定する期間)を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

## 2 意見書の提出先は、規則で定める。

### (受託者の生活環境影響調査結果の縦覧等の対象となる施設)

第2条の5 法第9条の3の3第2項(同条第3項の規定により読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査(以下「受託者の生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「受託者の調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

### (受託者の調査書等の縦覧)

第2条の6 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、前条に規定する焼却施設に係る受託者の生活環境影響調査を行ったときは、規則で定めるところにより、受託者の調査書を公衆の縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、受託者が受託者の調査書を公衆の縦覧に供する旨並びに縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 受託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 受託者の連絡先

(3) 受託者が設置する一般廃棄物処理施設(以下「受託者の施設」という。)の名称

(4) 受託者の施設の設置の場所

(5) 受託者の施設の種類

(6) 受託者の施設において処理する一般廃棄物の種類

(7) 受託者の施設の処理能力

(8) 実施した生活環境影響調査の項目

(9) 受託者の施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者(次条第1項において「利害関係人」という。)が意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(10) その他市長が必要と認める事項

3 受託者は、縦覧に際しては、受託者の調査書のほか、受託者の施設に関する法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類の縦覧を行うものとする。

4 縦覧は、規則で定める場所において、第2項の規定による告示の日から起算して30日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間行うものとする。

### (受託者の施設に係る意見書の提出先及び提出期限)

第2条の7 前条第2項の規定による告示があったときは、利害関係人は、同条第4項に規定する縦覧期間の満了日の翌日から起算して14日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までに、受託者に意見書を提出することができる。

2 受託者に対する意見書の提出先は、規則で定める。

### (環境影響評価との関係)

第2条の8 対象施設又は受託者の施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び青森県環境影響評価条例(平成11年青森県条例第56号)の規定による環境影響評価に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、対象施設にあっては第2条の2から第2条の4までの手続を、受託者の施設にあっては前3条の手続を経たものとみなす。

### (他の市町村との協議)

第2条の9 市長は、対象施設又は受託者の施設の設置又は変更に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、対象施設にあっては調査書、第2条の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項の書類の写しを、受託者の施設にあっては受託者の調査書、第2条の6第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第3項の書類の写しを、当該区域を管轄する市町村の長に送付し、当該区域における調査書等に係る縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 対象施設又は受託者の施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 対象施設又は受託者の施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象施設又は受託者の施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域に、市の区域に属しない地域が含まれているとき。

### (占有者の協力義務)

第3条 土地又は建物の占有者(占有者がいる場合は、管理者とする。)は、その土地又は建物を清潔

に保持し、容易に処分できる一般廃棄物は、生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できないものについては、可燃物と不燃物とに分別して、第2条の規定による一般廃棄物の処理計画に基づく収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して過剰包装の自粛、容器の回収等を行うことにより、廃棄物となる量が少なくなるように努めなければならない。

### (一般廃棄物の処理手数料)

第5条 一般廃棄物の処理について徴収する手数料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減免することができる。

### (当市が処分する産業廃棄物)

第6条 法第11条第2項の規定に基づく当市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の範囲は、市長が定める。

### (産業廃棄物の処分費用)

第7条 法第13条第2項の規定に基づく産業廃棄物の処分について徴収する費用の額は、10キログラムまでごとに100円とする。

### (廃棄物の搬入方法)

第8条 一般廃棄物又は産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)を市の廃棄物処理施設へ搬入しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けた者については、この限りでない。

2 前項の規定により市長の許可を受けた者は、廃棄物を焼却、圧縮、破碎等により処理しやすいよう努めなければならない。

### (許可等に係る手数料)

第9条 別表第2の左欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、申請の際、同表の中欄に掲げる手数料として、同表の右欄に掲げる金額を納入しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

### (許可証等の再交付)

第10条 別表第2の左欄に掲げる事務に係る許可、認定又は認可を受けた者は、交付を受けた許可証、認定証若しくは認可証を紛失し、又は毀損したときは、速やかに市長に申請して、再交付を受けなければならない。

2 前項の再交付に係る手数料の額は、750円とする。

### (技術管理者の資格)

第11条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

### (委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第7条の規定は、規則で定める日から施行する。

(南郷村の編入に伴う経過措置)

2 南郷村の編入の日(以下「編入日」という。)前に南郷村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成24年12月28日条例第32号）
1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
2 改正後の第7条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入される産業廃棄物の処理に係る産業廃棄物処分費用並びに施行日以後に搬入される家庭系不燃物、事業系不燃物及び動物の死体の処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用する。
3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に申請のなされたる許可及び変更許可並びに施行日以後に届出のなされる許可証の再交付に係る手数料について適用する。
附 則（平成18年12月25日条例第72号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成24年12月28日条例第27号抄）
1 この条例は、昭和57年6月1日から施行する。
附 則（平成元年6月20日条例第52号）
この条例は、平成元年9月1日から施行する。
附 則（平成4年8月25日条例第24号）
この条例は、平成4年9月1日から施行する。
附 則（平成5年3月31日条例第17号）
1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
2 この条例の施行の際に一般廃棄物処理業の許可を受けている者は、改正後の第9条の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者とみなす。
3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2中「職業訓練センター運営協議会の委員」を 「職業訓練センター運営協議会の委員 廃棄物減量等推進審議会の委員」 に改める。
附 則（平成6年12月26日条例第70号）
1 この条例は、平成7年6月1日から施行する。
2 改正後の第7条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入される産業廃棄物、事業系不燃物及び動物の死体並びに施行日以後に搬入申請がなされる家庭系不燃物の処理に係る産業廃棄物処分費用及び一般廃棄物処理手数料について適用する。
附 則（平成9年3月27日条例第37号）
1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
2 改正後の第7条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入される産業廃棄物、事業系不燃物及び動物の死体並びに施行日以後に搬入申請がなされる家庭系不燃物の処理に係る産業廃棄物処分費用及び一般廃棄物処理手数料について適用する。
附 則（平成12年3月29日条例第5号抄）
1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附 則（平成12年12月27日条例第39号）
1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。
2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集し、又は搬入される一般廃棄物の処理手数料について適用する。
附 則（平成13年9月27日条例第40号）
1 この条例は、平成13年11月1日から施行する。
2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集し、又は搬入される一般廃棄物の処理手数料について適用する。
附 則（平成13年12月26日条例第46号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成15年3月25日条例第16号）
1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。
2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集し、又は搬入される一般廃棄物の処理手数料について適用する。
附 則（平成17年2月18日条例第78号）
この条例は、平成17年3月31日から施行する。
附 則（平成18年9月25日条例第59号）
1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
2 改正後の第7条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入される産業廃棄物の処理に係る産業廃棄物処分費用並びに施行日以後に搬入される家庭系不燃物、事業系不燃物及び動物の死体の処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用する。
3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に申請のなされたる許可及び変更許可並びに施行日以後に届出のなされる許可証の再交付に係る手数料について適用する。
附 則（平成18年12月25日条例第72号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成24年12月28日条例第27号抄）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成24年12月28日条例第32号）
1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
2 改正後の第7条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入される産業廃棄物の処理に係る産業廃棄物処分費用並びに施行日以後に搬入される家庭系不燃物及び事業系不燃物の処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用する。
附 則（平成25年12月27日条例第55号抄） (施行期日)
第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略） (八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
第9条 第47条の規定による改正後の八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に納付すべき一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に納付すべき一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
附 則（平成26年6月17日条例第27号抄） (施行期日)
1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
附 則（平成28年6月21日条例第47号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成28年9月28日条例第91号）
この条例は、平成29年1月1日から施行する。
附 則（平成30年3月29日条例第38号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（令和元年6月28日条例第12号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（令和元年9月27日条例第24号抄） (施行期日)
第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略） (八戸ブックセンター条例等の一部改正に伴う経過措置)
第4条 第8条の規定による改正後の八戸ブックセンター条例別表及び第30条の規定による改正後の八戸市種差海岸休憩施設条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。 (八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
第15条 第54条の規定による改正後の八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に納付すべき一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に納付すべき一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

#### 一般廃棄物処理手数料

区分	処理内容	金額
家庭系可燃物	指定ごみ袋（容量45リットル）	
	1枚につき	30円
	指定ごみ袋（容量30リットル）	
家庭系不燃物	1枚につき	20円
	指定ごみ袋（容量20リットル）	
	1枚につき	15円
家庭系粗大ごみ	指定ごみ袋（容量45リットル）	
	1枚につき	30円
	指定ごみ袋（容量30リットル）	
粗大ごみ処理券	1枚につき	20円
	指定ごみ袋（容量20リットル）	
	1枚につき	15円
処分	10キログラムまでごとに	50円

事業系不燃物	処分	10キログラムまでごとに	100円
動物の死体	収集、運搬及び処分	1体につき	3,660円
	処分	1体につき	2,080円

別表第2（第9条、第10条関係）

手数料を徴収する事務	名称	金額
1 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可手数料	1件につき5,000円
2 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新手数料	1件につき5,000円
3 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき5,000円
4 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき5,000円
5 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき5,000円
6 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき5,000円
7 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき13万円 (2) その他的一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき11万円
8 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき12万円 (2) その他的一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき10万円
9 法第9条の2の4第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき33,000円
10 法第9条の2の4第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき2万円

11 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき73,000円
12 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設合併等認可申請手数料	1件につき73,000円
13 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上事業者産業廃棄物処理特例認定申請手数料	1件につき147,000円
14 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上事業者産業廃棄物処理特例変更認定申請手数料	1件につき134,000円
15 法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき81,000円
16 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき73,000円
17 法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき10万円
18 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき94,000円
19 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき71,000円
20 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき92,000円
21 法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき81,000円
22 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき74,000円
23 法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき10万円

24 法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物 処分業許可更新申請手数料	1件につき95,000円
25 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物 収集運搬業事業範囲 変更許可申請手数料	1件につき72,000円
26 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物 処分業事業範囲変更 許可申請手数料	1件につき95,000円
27 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設 設置許可申請手数料	(1)法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき14万円  (2)その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき12万円
28 法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設 変更許可申請手数料	(1)法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき13万円  (2)その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき11万円
29 法第15条の3の3第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設 に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき33,000円
30 法第15条の3の3第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設 に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき2万円
31 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設 譲受け等許可申請手数料	1件につき73,000円
32 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設 設置者合併等認可申請手数料	1件につき73,000円

## ○八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

昭和48年5月22日規則第22号改正	平成16年4月7日規則第28号
昭和54年12月26日規則第26号	平成17年3月30日規則第13号
昭和55年7月22日規則第27号	平成18年10月25日規則第68号
昭和58年4月13日規則第22号	平成25年2月28日規則第5号
平成元年8月23日規則第48号	平成25年12月27日規則第108号
平成4年8月31日規則第30号	平成28年12月1日規則第99号
平成5年3月31日規則第46号	平成29年1月17日規則第2号
平成7年5月31日規則第31号	平成29年12月13日規則第43号
平成8年3月29日規則第19号	令和元年6月28日規則第10号
平成9年3月27日規則第20号	令和元年9月27日規則第25号
平成12年3月29日規則第12号	令和2年2月13日規則第1号
平成13年1月30日規則第1号	令和3年3月30日規則第23号
平成13年9月27日規則第43号	令和3年10月19日規則第93号
平成14年7月11日規則第36号	令和5年3月30日規則第13号
平成15年3月25日規則第10号	

八戸市一般廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年八戸市規則第4号）の全部を改正する。  
(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年八戸市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。  
(多量の一般廃棄物)

第2条 法第6条の2第5項の規定により市長が運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量的一般廃棄物の範囲は、1日につき平均排出量10キログラム以上のものとする。  
(縦覧の手続)

第3条 条例第2条の2に規定する調査書及び条例第2条の3第2項に規定する書類（以下これらを「縦覧書類」という。）を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、生活環境影響調査結果等縦覧者受付簿（別記第1号様式）に必要な事項を記入しなければならない。  
(縦覧の場所)

第4条 条例第2条の3第3項の規則で定める場所は、次のとおりとする。

- (1) 市民環境部環境政策課
- (2) その他市長が必要と認める場所  
(縦覧の期間)

第5条 条例第2条の3第3項に規定する縦覧の期間のうち、八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項各号に掲げる日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。  
(縦覧者の遵守事項)

第6条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦覧書類を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 縦覧書類を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、これに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。  
(意見書の記載事項)

第7条 条例第2条の4第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見  
(意見書の提出先)

第8条 条例第2条の4第2項の意見書の提出先は、次のとおりとする。

- (1) 市民環境部環境政策課
- (2) その他市長が必要と認める市の機関  
(受託者による縦覧の届出)

第8条の2 条例第2条の6第1項の規定による届出は、生活環境影響調査結果縦覧実施届出書（別記第1号様式の2）により、条例第2条の5に規定する受託者の生活環境影響調査を終了した日から7日以内に行わなければならない。  
(受託者による縦覧の場所)

第8条の3 条例第2条の6第1項の規則で定める場所は、次のとおりとする。

- (1) 受託者（条例第2条の6第1項に規定する受託者をいう。以下同じ。）の市内の事務所（市内に事務所を有しない受託者にあっては、受託者の主たる事務所）
- (2) その他市長が必要と認める場所  
(受託者による縦覧に係る縦覧者の遵守事項)

第8条の4 第6条の規定は、法第9条の3の3第2項の規定による受託者による縦覧について準用する。  
この場合において、第6条第2項中「市長」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。  
(受託者による縦覧に係る意見書の記載事項)

第8条の5 第7条の規定は、条例第2条の7第1項に規定する意見書について準用する。この場合において、第7条第2号中「対象施設」とあるのは、「受託者の施設」と読み替えるものとする。  
(受託者による縦覧に係る意見書の提出先)

第8条の6 条例第2条の7第2項の意見書の提出先は、第8条の3各号に掲げる場所とする。

(搬入許可証の交付等)

第9条 条例第8条第1項の規定により一般廃棄物又は産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を市の廃棄物処理施設に搬入しようとする者は、八戸市廃棄物搬入許可申請書（別記第1号様式の3）を市長に提出しなければならない。ただし、動物の死体を搬入しようとする者については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、廃棄物の搬入を許可したときは、当該申請者に八戸市廃棄物搬入許可証（別記第2号様式。以下「搬入許可証」という。）を交付する。

3 廃棄物の搬入の許可の期間は、3年とし、市長が必要と認めたときは、これを更新することができる。

4 第2項の規定により廃棄物の搬入の許可を受けた者は、市の廃棄物処理施設に廃棄物を搬入する際は搬入許可証を携帯しなければならない。

(処理手数料等の徴収方法)

第10条 条例第5条第1項に規定する処理手数料及び条例第7条に規定する処分費用（以下「処理手数料等」という。）の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 家庭系可燃物、家庭系不燃物及び家庭系粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る処理手数料 市長が指定するごみ袋（別記第2号様式の2。以下「指定ごみ袋」という。）又は粗大ごみ処理券（別記第2号様式の3。以下「粗大ごみ処理券」という。）の交付時に徴収する。

(2) 動物の死体の収集、運搬及び処分に係る処理手数料 動物の死体の収集時に徴収する。

- (3) 前2号に掲げる処理手数料以外の家庭系不燃物及び動物の死体の処分に係る処理手数料、事業系不燃物の処分に係る処理手数料並びに条例第7条に規定する処分費用 廃棄物の搬入を終えたときに徴収する。ただし、市の廃棄物処理施設に継続的に廃棄物を搬入する者のうち、市長の承認を受けたもの及び法第7条第1項の規定による許可を受けた者に係る処理手数料等については、月ごとに納入通知書により徴収することができる。

第11条 削除

(手数料の減免)

第12条 条例第5条第2項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、八戸市一般廃棄物処理手数料減免申請書（別記第3号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請によりこれを決定したときは、当該申請者にその旨を通知する。  
(算定の特例)

第13条 市長は、処理手数料等の徴収に係る廃棄物の重量を計量器により計量することができないときは、廃棄物の比重を0.3とみなし、その容積により重量を算出する。  
(排出方法)

第14条 当市が収集する一般廃棄物の排出方法は、条例第2条に規定する処理計画において定める。  
(搬出等ができない一般廃棄物)

第15条 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を搬出し、又は市の廃棄物処理施設に搬入しないようにしなければならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性を有するもの
- (3) 火気のあるもの
- (4) 液体又は甚だしい悪臭を出すもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、処理業務を困難にし、又は市の廃棄物処理施設を損なうおそれがあるもの

(当市が処分する産業廃棄物)

第16条 条例第6条の規定により市長が定める当市が処分する産業廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却によって生じた燃え殻
- (2) 道路の清掃作業によって生じた汚泥（含水率85パーセント以下の中のものに限る。）
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

2 市長は、当市が処分する産業廃棄物の処分にあたり不都合が生じたときは、その産業廃棄物の処分を拒否することができる。

(一般廃棄物処理業の許可申請手続等)

第17条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は八戸市一般廃棄物収集運搬業許可申請書（別記第4号様式）を、同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は八戸市一般廃棄物処分業許可申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (4) 当該事業を行って足りる技術的能力を説明する書類
- (5) 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (6) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (7) 申請者が設立後3年を経過していない法人である場合には、今後5年の事業収支計画を記載した書類
- (8) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (9) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書類
- (12) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の

写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

- (13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- (15) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (16) 従事者名簿
- (17) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、申請者が法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定による許可（省令第9条の2第8項（省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）及び第10条の4第7項（第10条の9第3項、第10条の16第2項及び第10条の22第3項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第10号から第15号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

4 法第7条第2項又は第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、第2項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第1号から第3号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

5 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

6 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第2項第1号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第2号、第4号及び第5号中「事業」とあるのは「変更後の事業」と読み替えるものとする。

7 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは八戸市一般廃棄物収集運搬業許可証（別記第7号様式）を、法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは八戸市一般廃棄物処分業許可証（別記第8号様式）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第18条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業変更届出書（別記第9号様式）又は一般廃棄物処理業廃止届出書（別記第10号様式）を提出して行うものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第19条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設許可申請書（別記第11号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可証等）

第20条 市長は、法第8条第1項の規定により許可したとき又は法第9条第1項の規定により変更を許可したときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（別記第12号様式）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請）

第21条 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（別記第13号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等）

第22条 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（別記第14号様式）によるものとする。

2 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（別記第15号様式）によるものとする。

（一般廃棄物最終処分場に係る報告）

第23条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（別記第16号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第24条 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（別記第17号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出）

第25条 省令第5条の4の2第1項又は第5条の9の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（別記第18号様式）によるものとする。

（一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第26条 省令第5条の5第1項又は第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立終了届出書（別記第19号様式）によるものとする。

（一般廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請）

第27条 省令第5条の5の2第1項（省令第5条の5の4において準用する場合を含む。）又は第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（別記第20号様式）によるものとする。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請）

第28条 省令第5条の5の5第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書（別記第21号様式）によるものとする。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定証の交付）

第29条 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証（別記第22号様式）を交付するものとする。

（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

第30条 省令第5条の5の10第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書（別記第23号様式）によるものとする。

（熱回収に関する報告）

第31条 省令第5条の5の11第1項の報告書は、一般廃棄物処理施設熱回収報告書（別記第24号様式）によるものとする。

（市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第32条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（別記第25号様式）を提出して行うものとする。

（市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

第33条 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書（別記第26号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

第34条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（別記第27号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請）

第35条 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書（別記第28号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置者の相続の届出）

第36条 省令第6条第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書（別記第29号様式）によるものとする。

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第37条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（別記第30号様式）によるものとする。

2 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書（別記第31号様式）によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係

る変更・廃止届出書（別記第32号様式）を提出して行うものとする。

（廃棄物再生利用業の個別指定の申請等）

第38条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の指定（以下「再生利用業個別指定」という。）を受けようとする者は、廃棄物再生利用業指定申請書（別記第33号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、再生利用業個別指定に、5年を超えない範囲内において期限を付するものとする。

3 市長は、再生利用業個別指定に、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 市長は、再生利用業個別指定をしたときは、再生利用業個別指定証（別記第34号様式）を交付するものとする。

5 再生利用業個別指定を受けた者（以下「再生利用業個別指定業者」という。）は、その業に使用する車両及び施設に指定を受けたことを示す表示をしなければならない。

6 再生利用業個別指定業者は、毎事業年度開始前に廃棄物再生利用業事業計画書（別記第35号様式）を、毎事業年度終了後3か月以内に廃棄物再生利用業事業報告書（別記第36号様式）を市長に提出しなければならない。

7 再生利用業個別指定業者は、再生利用業個別指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、再生利用業個別指定変更指定申請書（別記第37号様式）により、市長に申請し、変更の指定を受けなければならぬ。ただし、当該変更が当該事業の範囲の一部を廃止するものであるときは、この限りでない。

8 第3項及び第4項の規定は、前項本文の事業の範囲の変更の指定について準用する。

9 再生利用業個別指定業者は、再生利用業個別指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、再生利用業個別指定変更届（別記第38号様式）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（1）住所

（2）氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）

（3）事務所又は事業場の所在地

（4）再生利用の目的

（5）再生利用の方法

（6）取引関係

10 再生利用業個別指定業者は、再生利用業個別指定に係る事業の範囲の全部若しくは一部を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業を再開したときは、再生利用業事業廃止（休止・再開）届出書（別記第39号様式）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。この場合において、再生利用業個別指定に係る事業の範囲の全部を廃止したときは、当該届出書に再生利用業個別指定証を添えなければならない。

11 市長は、再生利用業個別指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は再生利用業個別指定を取り消すことができる。

（1）法第7条の3第1号若しくは第2号又は第14条の3第1号若しくは第2号に該当するとき。

（2）法第7条の4第1項第1号から第4号まで又は第14条の3の2第1項第1号から第4号までに該当するとき。

（3）不正の手段により再生利用業個別指定を受けたとき、又は法に基づく処分に違反したとき。

（4）第3項（第8項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

（許可の取消し等）

第39条 法第7条の3若しくは第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）又は前条第11項の規定による事業の全部又は一部の停止の命令は、事業停止命令書（別記第40号様式）を交付して行うものとする。

2 法第7条の4若しくは第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し又は前条第11項の規定による再生利用業個別指定の取消しは、許可・指定取消書（別記第41号様式）を交付して行うものとする。

3 法第9条の2第1項又は第15条の2の7の規定による期間を定めての改善の命令は改善命令書（別記第42号様式）を交付して、期間を定めての使用の停止の命令は使用停止命令書（別記第43号様式）を交付して行うものとする。

4 法第9条の2の2第1項若しくは第2項若しくは第15条の3の規定による許可の取消し、又は法第9条

の2の4第5項若しくは第15条の3の3第5項の規定による認定の取消しは、許可・認定取消書（別記第44号様式）を交付して行うものとする。

（改善措置の完了の届出）

第40条 法第9条の2第1項又は第15条の2の7の規定により必要な改善を命じられた者は、その命令に基づく必要な改善措置が完了したときは、遅滞なく、廃棄物処理施設改善措置完了届出書（別記第45号様式）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（欠格要件に係る届出）

第41条 省令第2条の7、第2条の8第2項、第5条の5の3、第5条の5の3の2第2項、第10条の10の3、第10条の10の3の2第1項、第10条の24、第10条の24の2第1項、第12条の11の3及び第12条の11の3の2第1項の届出書は、欠格要件に係る届出書（別記第46号様式）によるものとする。

（許可証の書換え）

第42条 法第7条の2第3項の規定による届出により、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証又は一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証の記載事項に変更が生じたときは、市長は、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

2 法第9条第3項若しくは第9条の7第2項の規定による届出、法第9条の5第1項の許可又は法第9条の6第1項の認可により、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証の記載事項に変更が生じたときは、市長は、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

3 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出により、省令第10条の2又は第10条の6に規定する許可証の記載事項に変更が生じたときは、市長は、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

4 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出により、省令第10条の14又は第10条の18に規定する許可証の記載事項に変更が生じたときは、市長は、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

5 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項若しくは法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定による届出、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可又は法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可により、省令第12条の5に規定する許可証の記載事項に変更が生じたときは、市長は、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

（許可証等の再交付申請等）

第43条 再生利用業個別指定業者は、交付を受けた再生利用業個別指定証を紛失し、又は毀損したときは、その再交付を申請することができる。

2 条例第10条第1項の規定による許可証、認定証若しくは認可証の再交付又は前項の規定による再生利用業個別指定証の再交付の申請は、許可証等再交付申請書（別記第47号様式）により行うものとする。

3 前項の申請が許可証、認定証、認可証又は再生利用業個別指定証の汚損又は破損による場合は、当該許可証、認定証、認可証又は再生利用業個別指定証を添えて行うものとする。

（許可証等の返還）

第44条 条例別表第2の手数料を徴収する事務の欄に掲げる事務に係る許可、認定若しくは認可を受けた者又は再生利用業個別指定業者（以下「処理業者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証、認定証、認可証又は再生利用業個別指定証（以下「許可証等」という。）を市長に返還しなければならない。

（1）許可、認定、認可又は再生利用業個別指定（以下「許可等」という。）の有効期間が経過したとき。

（2）事業の全部を休止し、又は事業の全部の停止を命じられたとき。

（3）変更の許可等の有効期間が経過したとき。

（4）許可証等の記載事項の変更等により書き換えて交付を受けるとき。

（5）許可等を取り消されたとき。

2 処理業者等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、速やかに許可証等を市長に返還しなければならない。

（1）死亡した場合 その相続人

（2）法人が合併により消滅した場合（法第9条の6（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規

定による認可を受けた場合を除く。) その役員

(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人

(5) 事業の全部を廃止した場合 処理業者等であった個人又は処理業者等であった法人の役員

3 処理業者等は、許可証等の再交付を受けた後、紛失した許可証等を発見したときは、速やかに当該許可証等を市長に返還しなければならない。

(最終処分場に係る届出台帳の閲覧請求)

第45条 法第19条の12第3項の請求は、最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書（別記第48号様式）を提出して行うものとする。

(事故時の措置等の届出)

第46条 法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設における事故時の措置等届出書（別記第49号様式）を提出して行うものとする。

(その他)

第47条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年12月26日規則第26号）

この規則は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月22日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月13日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年8月23日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年8月31日規則第30号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第46号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月31日規則第31号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第19号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日規則第20号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第12号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月30日規則第1号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成13年9月27日規則第43号）

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成14年7月11日規則第36号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日規則第10号）

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成16年4月7日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第13号）

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成18年10月25日規則第68号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第5号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第108号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月1日規則第99号）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいてされている許可の申請その他の手続又は旧規則の規定に基づいてされた許可その他の処分は、改正後の八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の相当規定に基づいてされた手續又は処分とみなす。

附 則（平成29年1月17日規則第2号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年八戸市条例第10号）第8条第1項の許可を受けている者が排出する産業廃棄物の処分については、改正後の第16条第1項の規定にかかわらず、当該許可の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月13日規則第43号）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第11条第1項の規定により交付されている廃棄物処分券の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日規則第25号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月13日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第23号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年10月19日規則第93号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和5年3月30日規則第13号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 八戸市一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年八戸市条例第10号。以下「条例」という。)及び八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和48年八戸市規則第22号。以下「規則」という。)に定める一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (廃棄物の範囲及び区分)

第2条 一般廃棄物収集運搬業の許可に係る廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 引越し等に伴い家庭から排出される臨時ごみ
- (2) 事業活動により排出される事業系一般廃棄物

2 一般廃棄物処分業の許可に係る廃棄物の範囲は、市による処分が困難な一般廃棄物とする。

3 一般廃棄物処理業の許可に係る一般廃棄物の種類の区分は別表に定めるとおりとする。

## (一般廃棄物収集運搬業の事業区分)

第3条 一般廃棄物収集運搬業の許可に係る事業の区分は次のとおりとする。

- (1) 収集運搬(積替え保管を除く。)
- (2) 収集運搬(積替え保管を含む。)
- (3) 運搬(積降ろしに限る。)

## (事業範囲の変更許可)

第4条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を要するものは、次のとおりとする。

- (1) 取扱う一般廃棄物の種類の追加(品目の限定が付されている場合には、品目の追加及び限定の解除を含む。)
- (2) 一般廃棄物収集運搬業においては、事業区分の変更(前条第1号から第2号への変更及び前条第3号から第1号又は第2号への変更に限る。)及び積替え保管する一般廃棄物の種類の追加(品目の限定が付されている場合には、品目の追加及び限定の解除を含む。)
- (3) 一般廃棄物処分業においては、処分方法の追加

## (一般廃棄物収集運搬業の許可基準)

第5条 一般廃棄物の収集運搬業に係る許可の基準は次のとおりとする。

- (1) 八戸市内に住所(法人にあっては、申請に係る業務を継続的に行うことができる事業所)を有すること。ただし、八戸市外に住所を有する者であって、第3条第3号に掲げる事業区分で申請する者はこの限りではない。
- (2) 廉介類及び汚泥を収集運搬する場合は、パッカー車又は防水密閉型の車両若しくは密閉容器を有すること。
- (3) 一般廃棄物の積替え保管を行う場合は、積替え保管を行う施設が次に掲げる事項に適合していること。  
ア 部外者が立入りできない構造であること。

イ 一般廃棄物を保管する場所が明確に区分されていること。

ウ 屋外で一般廃棄物を保管する場合は、保管する一般廃棄物に雨水がかからないよう必要な措置が講じられた容器を用いること。

エ 悪臭が生じるおそれのある一般廃棄物を保管する場合は、原則として、屋内であること。屋外で保管する場合、密閉容器に保管するなど悪臭の発散防止のための必要な措置が講じられていること。

オ 汚水が生じるおそれのある一般廃棄物を保管する場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備が設けられるとともに、床面が不浸透性の材料で覆われていること。

カ 家電4品目を保管する場合は、ウによらず、雨水がかからないよう必要な措置が講じられていること。

## (一般廃棄物処分業の許可基準)

第6条 一般廃棄物の処分業に係る許可の基準は次のとおりとする。

- (1) 事業の用に供する施設が、次に掲げる事項に適合していること。  
ア 部外者が立入りできない構造であること。  
イ 処理施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条第1項に掲げる一般廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。  
ウ 一般廃棄物の保管場所が前条第3号イ、エ及びオに掲げる事項に適合していること。  
エ 搬入量を計量する機器が備えられていること。
- (2) 処理した一般廃棄物の処分先又は売却先が確保されていること。

## (添付書類)

第7条 規則第17条第2項第1号の事業計画の概要を記載した書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式1)
  - (2) 収集運搬計画書(様式2)
  - (3) 処分計画書(様式3)
- 2 規則第17条第2項第3号の書類は、次のとおりとする。
- (1) 自動車については、自動車検査証の写し
  - (2) 重機については、売買契約書又は自主検査記録票の写し
  - (3) 駐車場、積替え保管場所については、当該場所の不動産登記法による登記事項証明書(又は土地登記簿謄本)及び公団(又は地積測量図)
  - (4) 中間処理施設については、売買契約書の写し
  - (5) 中間処理施設の設置場所(移動式の中間処理施設である場合はその駐機場)及び一般廃棄物の保管場所については、当該場所の不動産登記法による登記事項証明書(又は土地登記簿謄本)及び公団(又は地積測量図)
  - (6) 第1号から第5号について借用である場合は、賃貸借契約書の写し
- 3 規則第17条第2項第4号の当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類は、一般財團法人日本環境衛生センターが実施する一般廃棄物実務管理者講習の修了証の写し、又は公益財團法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写し(申請する事業に係る課程を修了したものに限る。)であって、次の要件を満たすものとする。

(1) 次に掲げる期間内に受講したものであること。

ア 一般廃棄物実務管理者講習にあっては、2年以内

イ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する新規講習会にあっては、5年以内

ウ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する更新講習会にあっては、2年以内

(2) 受講者が次に掲げる者であること。

ア 申請者が法人である場合には、申請に関する業務を行う申請者の役員又は八戸市内の事業所の代表者であって申請に関する業務に係る契約を締結する権限を有する者

イ 申請者が個人である場合には、申請者又は八戸市内の事業所の代表者であって申請に関する業務に係る契約を締結する権限を有する者

4 規則第17条第2項第5号の当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類は、様式4のとおりとする。

5 規則第17条第2項第8号の資産に関する調書は、様式5のとおりとする。

6 規則第17条第2項第11号の書類は、様式6のとおりとする。

7 規則第17条第2項第16号の従業員名簿は、様式7のとおりとする。

8 一般廃棄物の収集運搬業に係る許可の申請にあっては、規則第17条第2項第17号のその他市長が必要と認める書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 既存許可一覧（様式8）

(2) 契約事業所一覧表（様式9）

(3) 料金表

(4) 申請に係る業務に関する組織図

(5) 申請者が法人である場合には、法人県民税、法人市民税及び固定資産税の納税証明書

(6) 申請者が個人である場合には、市県民税、固定資産税及び国民健康保険税の納税証明書並びに銀行等の預貯金残高証明書

(7) 運搬車両のカラー写真（様式10）、運搬容器等のカラー写真（様式11）及び積替え保管場所のカラー写真

9 一般廃棄物の処分業に係る許可の申請にあっては、規則第17条第2項第17号のその他市長が必要と認める書類は、前項第1号から第6号に掲げる書類のほか、次の各号に定めるものとする。

(1) 重機、中間処理施設及び廃棄物保管場所のカラー写真

(2) 処理フローシート

#### （実地検査）

第8条 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の設備の状況その他必要な事項が適正であるか確認するため、必要に応じて実地にて検査を行うこととする。

#### （処理業者の責務）

第9条 一般廃棄物処理業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する市の施策に協力しなければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の分別収集を徹底し、資源物の回収を積極的に実施しなければならない。

3 一般廃棄物処理業者は、従業員への教育を徹底し、一般廃棄物の適正処理に関する知識及び資質の

向上に努めなければならない。

#### （遵守事項）

第10条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収集した一般廃棄物は、市長が認める処理施設に搬入すること。

(2) 許可に係る運搬車に許可証の写しを備え付けておくこと。

(3) 許可に係る運搬車の両側面に許可を受けた者の氏名又は名称及び許可を受けている旨を表示すること。

(4) 許可に係る運搬車及び運搬容器を常に整備し、良好で清潔な状態を保つこと。

(5) 収集運搬時に道路を汚したときは、速やかに清掃すること。

(6) 処理施設への搬入に当たっては、処理施設ごとの受入基準及び係員の指示に従うとともに、搬入する一般廃棄物の検査に協力すること。

(7) 汚水及び悪臭を生じるおそれのある一般廃棄物を収集運搬する場合は、汚水が流出し又は悪臭が発散しないよう必要な措置を講じること。

(8) 収集した一般廃棄物を運搬車内に積置きしないこと。ただし、処理施設が受入れを行っていない日に限り、運搬車内の積置きを認めることとする。この場合においては、生活環境保全上の支障が生じないよう必要な措置を講じるとともに、処理施設で受入れが可能になり次第、速やかに処理施設に搬入すること。

(9) 積替え保管する廃棄物は、原則として、資源化を目的とする廃棄物及び家電4品目に限ること。

(10) 積替え保管場所には、積替え保管することを許可された一般廃棄物以外の廃棄物及び資機材を置かないこと。

(11) 収集運搬業務に携わる従業員に次に掲げる事項についての教育を年1回以上実施し、実施した教育の内容を様式12にて市長に報告すること。

ア 一般廃棄物と産業廃棄物の区分

イ 収集運搬する一般廃棄物の区分及び運搬先

ウ 一般廃棄物処理基準

エ 許可申請書に記載した環境保全措置の内容

オ その他一般廃棄物の適正処理に当たって必要な事項

(12) 各月における収集運搬の状況を翌月の10日までに様式13にて市長に報告すること。

2 一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 定期的に施設を清掃し、良好で清潔な状態を保つこと。

(2) 施設の機能を正常に維持するため、適切な保守点検を行うこと。

(3) 汚水及び悪臭を生じるおそれのある一般廃棄物を処分する場合は、汚水が流出し又は悪臭が発散しないよう必要な措置を講じること。

(4) 施設に異常があった場合は、補修等の必要な措置を講じること。

(5) 一般廃棄物を保管する場合は、保管する一般廃棄物（当該一般廃棄物に係る処理施設が産業廃棄物の処理施設を兼ねる場合にあっては、当該産業廃棄物を含む。）の数量が当該一般廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないようにすること。

(6) 処分業務に携わる従業員に次に掲げる事項についての教育を年1回以上実施し、実施した教育の内容を様式12にて市長に報告すること。

ア 一般廃棄物と産業廃棄物の区分

イ 一般廃棄物処理基準

ウ 施設の運転手順

エ 許可申請書に記載した環境保全措置の内容

オ その他一般廃棄物の適正処理に当たって必要な事項

(7) 各月における処分の状況を翌月の 10 日までに様式 14 にて市長に報告すること。

(事故時の措置)

第 11 条 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の処理において、一般廃棄物又は一般廃棄物から生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境保全上の支障が生じ又は生ずるおそれがある事故が発生したときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に報告しなければならない。

(標準処理期間)

第 12 条 一般廃棄物収集運搬業の許可申請に対する標準処理期間は、30 日間とする。

2 一般廃棄物処分業の許可申請に対する標準処理期間は、40 日間とする。

別表（第 2 条関係）

許可に係る 一般廃棄物の種類の区分	定義
(1) 可燃ごみ	別表の(3)から(5)に掲げるものを除く可燃性の一般廃棄物
(2) 不燃ごみ	別表の(3)から(5)に掲げるものを除く不燃性の一般廃棄物
(3) 廉芥類	事業活動に伴って排出される厨芥類（従業員が個人的に消費した食品残渣を除く。）
(4) 汚泥	し尿及び浄化槽汚泥を除く汚泥
(5) 家電 4 品目	特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物

#### 附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。

2 第 7 条第 3 項のうち修了証の要件に係る同項第 1 号及び第 2 号の規定は、平成 32 年 1 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 25 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 八戸市外一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱

#### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、市外において発生した一般廃棄物の市内への搬入及び市内における処分について必要な事項を定めることにより、市の一般廃棄物処理計画との調和及び一般廃棄物の適正処理を確保し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）において使用する用語の例による。

#### （適用除外）

第 3 条 この要綱の規定は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）の規定による処理については適用しない。

#### （特定都県からの廃棄物の受け入れ）

第 4 条 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県及び新潟県（島しょ部を除く。）（以下「特定都県」という。）で発生した一般廃棄物については、原則として、放射性セシウム濃度が 100Bq/kg 以下である一般廃棄物（放射性セシウム濃度を測定することが困難である場合には、一般廃棄物から 1 m 離れた位置での空間放射線量の測定結果がバックグラウンドの測定値と概ね同程度であるもの）を受け入れるものとする。

#### （事前協議）

第 5 条 排出自治体は、一般廃棄物の八戸市への搬入に係る事前協議書（第 1 号様式。以下「事前協議書」という。）を市長に提出し、事前に協議を行わなければならない。

2 事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 一般廃棄物を適正に処分することができることの確認書（第 2 号様式）

(2) 一般廃棄物の性状を確認することができる資料（写真、成分分析結果等）

(3) 一般廃棄物が中間処理残さの場合にあっては、中間処理施設の種類、能力及び中間処理残さの発生工程を確認することができる資料（パンフレット等）

(4) 特定都県で発生した一般廃棄物にあっては、概ね 6 箇月以内に測定した放射性セシウム濃度の測定結果（放射性セシウム濃度を測定することが困難である場合には、一般廃棄物から 1 m 離れた位置及びバックグラウンドの空間放射線量の測定結果）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事前協議の審査基準)

第6条 市長は、前条の規定による事前協議（以下「事前協議」という。）があったときは、次に掲げる基準により、審査を行うものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号及び第2号に規定する委託基準を満たすと客観的に認められる根拠があること。
- (2) 市の一般廃棄物処理計画と整合がとれ、市内の一般廃棄物の処理に支障を生じないと判断できること。
- (3) 生活環境の保全上、支障を生じないと判断できること。
- (4) 特定都県で発生した一般廃棄物については、第4条の規定に適合していること。

(事前協議的回答)

第7条 市長は前条の規定による審査を行い適當と認めるときは、一般廃棄物の搬入を承諾することとし、排出自治体に一般廃棄物搬入承諾通知書（第3号様式）により回答するものとする。

(再協議)

第8条 事前協議済みの排出自治体は、事前協議書の記載事項に変更が生じた場合は、再度協議を行うものとする。ただし、軽微な変更として市長が認めるものについては、この限りでない。

(実績報告)

第9条 排出自治体は、搬入終了後30日以内に、一般廃棄物搬入に係る実績（第4号様式）を市長に報告しなければならない。

(事前協議の省略)

第10条 事前協議済みの排出自治体は、一般廃棄物の搬入を翌年度以降も継続して行う場合であって、内容に大幅な変更がないものと市長が認めるときは、事前協議を省略することができる。

2 前項の規定により事前協議を省略したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定による通知に、第5条第2項第2号及び第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(特定都県以外の道府県からの廃棄物の受入れ)

第11条 特定都県以外の道府県で発生した一般廃棄物であっても、放射性セシウム濃度が100Bq/kgを超えるものであるとき又はそのおそれがあるものであるときは、第4条、第5条第2項第4号及び第6条第4号の規定を準用する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際すでに令和4年度の一般廃棄物の搬入について改正前の要綱第6条の規定による承諾を受けている排出自治体については、改正後の要綱の規定は、令和5年度の一般廃棄物の搬入に係る手続から適用する。この要綱の施行の際すでに改正前の要綱第9条の規定により事前協議を省略している排出自治体についても同様とする。

※様式は省略

# 八戸市ごみ処理手数料徴収業務の委託に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年八戸市条例第10号）に定める家庭系可燃物、家庭系不燃物及び家庭系粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る処理手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）の徴収並びに、八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年八戸市規則第22号）に定める指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券（以下「指定ごみ袋等」という。）の交付等の業務（以下「ごみ処理手数料徴収業務」という。）の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (ごみ処理手数料徴収業務の委託)

第2条 市長は、ごみ処理手数料の収入の確保及び住民の便益の増進を図るために、次に掲げる要件を満たす者に、ごみ処理手数料徴収業務を委託する。

- (1) スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストアその他の小売店であって、八戸市及び同市に隣接する地域（市長が認める範囲に限る。）に店舗等を有し、指定ごみ袋等を市民に直接交付すること。
- (2) 指定ごみ袋等について相当の交付数量が見込めること。
- (3) 市税の滞納その他市に対する債務の履行を怠る事実のこと。ただし、市への納税義務及び債務がないときは、本社所在地の市町村税の滞納その他市町村に対する債務の履行を怠る事実のこと。
- (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けないこと。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 当該役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者を指す。以下において同じ。）が次のいずれかに該当しないこと。
  - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 2 ごみ処理手数料徴収業務を行おうとする者は、八戸市ごみ処理手数料徴収業務取扱申出書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申出があったときは、その内容を審査し、当該申出者が第1項に掲げる要件を満たしていないと認めたときは、ごみ処理手数料徴収業務について委託契約を締結する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、第1項に掲げる要件を満たしていないときであっても、ごみ処理手数料徴収業務について委託契約を締結することができる。

4 前項の規定により締結した委託契約（以下「契約」という。）の期間は、契約締結の日から当該契約締結日の属する年度の3月31日までとし、契約期間満了日の前日までに当該契約当事者のいずれからも契約を終了する旨の申出がないときは、契約期間はさらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

## (ごみ処理手数料徴収業務の委託の制限)

第3条 市長は、前条第2項の申出があった場合において、当該申出者の店舗等の所在する地域に既に住民の便益の増進を図るために十分な程度に指定ごみ袋等取扱者が在すると認めたときは、同条第3項本文の規定にかかわらず、業務を委託しないことができる。

## (ごみ処理手数料徴収業務)

第4条 第2条第1項の規定による業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、市民へ交付するための指定ごみ袋等の引渡しを受け、常に一定量を保管し、破損又は変質することができないように管理しなければならない。

2 受託者は、指定ごみ袋等を取り扱う店舗等（以下「取扱店」という。）において、市民より指定ごみ袋等の交付の依頼があったときは、ごみ処理手数料を徴収した上で指定ごみ袋等を交付しなければならない。なお、交付単位及びごみ処理手数料額は次のとおりとする。

種類	取扱単位	ごみ処理手数料
燃やせるごみ 45 ツ	1組(10枚入り)	300円／組
燃やせるごみ 30 ツ	1組(10枚入り)	200円／組
燃やせるごみ 20 ツ	1組(10枚入り)	150円／組
燃やせないごみ 45 ツ	1組(10枚入り)	300円／組
燃やせないごみ 30 ツ	1組(10枚入り)	200円／組
燃やせないごみ 20 ツ	1組(10枚入り)	150円／組
粗大ごみ処理券	1枚	520円／枚

3 受託者は、取扱店での指定ごみ袋等の交付状況を把握するとともに、契約に定めるところにより、当該月に取り扱った指定ごみ袋等の組枚数（市より引渡しを受けた組枚数。以下同じ。）等について報告し、当該組枚数に相当するごみ処理手数料相当額を納付しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、ごみ処理手数料徴収業務の詳細については、契約の定めるところによる。

## (手数料の納付及び委託料の支払)

第5条 市長は、受託者に対しごみ処理手数料徴収業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、前条第3項の規定に基づき報告した、当該月に受託者が取り扱った指定ごみ袋等の組枚数に、それぞれ次に定める額を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を、月ごとに支払う。なお、委託料については地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条第4号の規定に基づき、受託者が収納した手数料から繰り替えて支払うものとする。

- (1) 指定ごみ袋（45ツ、30ツ、20ツ） 1組（10枚）当たり 30円
- (2) 粗大ごみ処理券 1枚 当たり 40円

## (契約内容の変更)

第6条 受託者は、代表者等の変更があったときは、八戸市ごみ処理手数料徴収業務受託者変更届（別記第2号様式）を市長へ届出する。

2 受託者は、取扱店の追加、除外又は取扱店所在地の変更等があるときは、事前に八戸市指定ごみ袋取扱店変更届（別記第3号様式）を市長へ届出する。

#### （契約の解除）

第7条 受託者は、委託契約を更新しない場合や廃業等の事由により契約を解除しようとするときは、契約解除届出書（別記第4号様式）を市長へ届出する。

2 契約を解除しようとする受託者は、指定ごみ袋等の在庫を返納することができる。

3 市長は、前項の指定ごみ袋等に係る払込み済みの手数料があるときは、受託者にこれを還付し、受託者は、返納した指定ごみ袋等に係る委託料を市長に返納することとする。この場合、市長が手数料額から委託料額を差し引いた額を受託者に払い込むことにより清算することとする。

#### 附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年8月24日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 生活保護世帯及び中国残留邦人等に対する一般廃棄物処理手数料減免実施要綱

#### （要綱の趣旨）

第1 この要綱は、八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年八戸市条例第10号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免を生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯（以下、「生活保護世帯等」という。）に対して実施することについて必要な事項を定めるものとする。

#### （減免対象者）

第2 生活保護世帯等（当該世帯の構成員全員が長期入院している世帯、または介護施設等に長期入所している世帯を除く。）の世帯主を条例第5条第2項の規定による減免の対象者とする。ただし、年度途中に世帯主の変更があった場合において、当該世帯につき既に一般廃棄物処理手数料の減免がなされているときは、この限りでない。

#### （減免の対象となる一般廃棄物処理手数料及び減免額）

第3 減免の対象となる一般廃棄物処理手数料は、家庭系可燃物及び家庭系不燃物の収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料とする。

2 減免する手数料の額は、年度ごとに、家庭系可燃物用指定ごみ袋（30リットル用）及び家庭系不燃物用指定ごみ袋（30リットル用）（以下「指定ごみ袋」という。）に係る手数料に、その者が減免対象者となった日の属する月の区分に応じ別表1の枚数を乗じて得た額とする。

3 前項に関わらず、減免の決定の前に保護の停止又は廃止の決定を受けた者に係る減免の額は、指定ごみ袋に係る手数料にその者が4月1日又は保護開始日のいずれか遅い日から停止又は廃止の決定日までの期間の区分に応じ別表2に定める枚数を乗じて得た額とする。

#### （減免の方法）

第4 減免を受けようとする生活保護世帯等は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（生活保護世帯専用）（別記第1号様式）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の申請により減免額を決定したときは、当該生活保護世帯等に対し、減免額に相当する枚数の指定ごみ袋を年度ごとに交付するものとする。

#### （台帳の整備）

第5 清掃事務担当課は、減免対象世帯に対する減免の状況を把握するため、八戸市一般廃棄物処理手数料減免台帳（別記第2号様式）を整備するものとする。

#### 附則

この要綱は、平成13年6月1日から実施する。ただし、この要綱の実施の日前においても、一般廃棄物処理手数料の実施に必要な準備行為をすることができる。

#### 附則（平成14年4月1日改正）

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

#### 附則（平成19年4月2日改正）

この要綱は、平成19年4月2日から実施する。

#### 附則（平成20年5月1日改正）

この要綱は、平成20年5月1日から実施する。

## 八戸市ボランティア用ごみ袋に関する要綱

附則（平成 26 年 9 月 10 日改正）

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

附則（令和 2 年 4 月 10 日改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 10 日から実施する。

附則（令和 2 年 6 月 24 日改正）

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 24 日から実施する。

2 この要綱の施行前に申請があったときの取扱いは、なお従前の例による。

附則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 6 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1

生活保護開始月	家庭系可燃物用指定ごみ袋	家庭系不燃物用指定ごみ袋
前年度以前	50 枚	10 枚
4 月	50 枚	10 枚
5 月	50 枚	10 枚
6 月	40 枚	10 枚
7 月	40 枚	10 枚
8 月	30 枚	10 枚
9 月	30 枚	10 枚
10 月	30 枚	10 枚
11 月	20 枚	0 枚
12 月	20 枚	0 枚
1 月	10 枚	0 枚
2 月	10 枚	0 枚
3 月	0 枚	0 枚

別表 2

期間	家庭系可燃物用 指定ごみ袋	家庭系不燃物用 指定ごみ袋
1 月に達するまでの期間	0 枚	0 枚
1 月を超えて 3 月に達するまでの期間	10 枚	0 枚
3 月を超えて 5 月に達するまでの期間	20 枚	0 枚
5 月を超えて 8 月に達するまでの期間	30 枚	10 枚
8 月を超えて 10 月に達するまでの期間	40 枚	10 枚
10 月を超えて 12 月に達するまでの期間	50 枚	10 枚

(趣旨)

第1 この要綱は、清潔な生活環境を保持するために行われるボランティアでの清掃活動に使用するごみ袋（以下「ボランティア用ごみ袋」という。）の使用及び交付について必要な事項を定めるものとする。

(ボランティア用ごみ袋の使用)

第2 ボランティア用ごみ袋は、公共の場所におけるボランティアでの清掃活動により回収した紙くず、空き缶及び落ち葉等（以下「散乱ごみ」という。）の排出並びに草刈りした草の排出に使用することができる。

2 散乱ごみのうち紙くずなどの可燃物及び草刈りした草については、燃やせるごみ用ボランティア用ごみ袋（以下「可燃ごみ袋」という。）を使用し、空き缶などの不燃物については、燃やせないごみ用ボランティア用ごみ袋（以下「不燃ごみ袋」という。）を使用するものとする。

3 ボランティア用ごみ袋に入れた散乱ごみは、家庭ごみの収集に支障のない範囲において、清掃を行った場所若しくは清掃を行った者が使用するごみ集積所に、収集日に従って排出することができる。ただし、排出者名を記入する欄が印刷されたボランティア用ごみ袋を使用して地域の集積所に排出する場合は、必要事項を記入して排出するものとする。

4 草刈りした草は各施設の管理者と協議の上、指定された集積場所に排出しなければならない。

(交付方法)

第3 ボランティア用ごみ袋の交付を受けようとする者は、別表の各部署の長に対し、ボランティア用ごみ袋交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 各部署の長は、前項の申込み内容を審査し、適当と認めたときは、ボランティア用ごみ袋を交付するものとする。

3 各部署の長は、ボランティア用ごみ袋の在庫状況を確認し、交付に際し不足の生じないよう、市が指定する事業者に配送を要請するものとする。

(交付枚数)

第4 前条の規定により交付するボランティア用ごみ袋の枚数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 町内会長、自治会長及びごみ減量推進員（以下「町内会長等」という。）並びにこれらの者から依頼された代理人 1 回の申込みにつき可燃ごみ袋 300 枚、不燃ごみ袋 300 枚を限度とする枚数

(2) クリーンパートナー 1 回の申込みにつき可燃ごみ袋 200 枚、不燃ごみ袋 200 枚を限度とする枚数

(3) (1) 及び (2) 以外の者 1 回の申込みにつき可燃ごみ袋 100 枚、不燃ごみ袋 100 枚を限度とする枚数

2 前項の規定にかかわらず、各部署の長が特に必要と認めたときは、同項の限度を超えてボランティア用ごみ袋を交付することができる。

(交付状況の確認)

第5 市は、各部署のボランティア用ごみ袋交付申請書を定期的に回収し、その交付状況等について確認するものとする。

附 則 この要綱は、平成 13 年 6 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 15 年 4 月 21 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 16 年 1 月 12 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 25 年 8 月 19 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。  
附 則 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。  
附 則 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。  
附 則 この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

別表

要綱第3に規定する各部署とは、以下のとおりとする。

環境政策課	福祉公民館	三八城公民館
公園緑地課	小中野公民館	江陽公民館
南郷事務所	白銀公民館	長者公民館
島守市民サービスセンター	鮫公民館	田面木公民館
八戸駅市民サービスセンター	上長公民館	市川公民館
館市民サービスセンター	柏崎公民館	南浜公民館
豊崎市民サービスセンター	大館公民館	根岸公民館
南浜市民サービスセンター	下長公民館	白銀南公民館
	吹上公民館	東公民館
	湊公民館	白山台公民館
	是川公民館	瑞豊館
	館公民館	南郷公民館
	根城公民館	

## はちのへクリーンパートナー実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民等がボランティアで公共施設の環境美化活動をするに当たり必要な事項を定めることにより、市民等の地域への愛着心と美化意識の高揚を図るとともに、市民等との協働により継続的な環境美化活動を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に事業所等を有する法人その他の団体
- (2) 公共施設 市内の公園、道路、河川その他市又は国や他の地方公共団体が管理する施設等
- (3) はちのへクリーンパートナー 第4条の登録証の交付を受け、ボランティアで公共施設の環境美化活動をする市民等

### (届出)

第3条 はちのへクリーンパートナーになろうとする市民等は、活動計画を示した「はちのへクリーンパートナー申込書（様式第1）」を市長に提出しなければならない。  
2 はちのへクリーンパートナーを辞退するときは、「はちのへクリーンパートナー辞退届出書（様式第2）」を市長に提出するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭による辞退の旨の申し出をもって、八戸クリーンパートナー辞退届出書の提出に代えることができる。

### (登録証の交付)

第4条 市長は、前条第1項の規定により申込書の提出があった場合において、その内容を適當と認めたときは、当該市民等に「はちのへクリーンパートナー登録証（様式第3）」を交付する。

### (はちのへクリーンパートナーの役割)

第5条 はちのへクリーンパートナーが行う公共施設の環境美化活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共空間の散乱ごみ等の収集
- (2) 不法投棄されたごみ等に関する情報の提供
- (3) その他必要な活動

2 前項第1号の環境美化活動において収集した散乱ごみは、当該地域のごみ収集場所に排出するものとする。ただし、これにより難い場合は、市長の指示する方法によるものとする。

### (市の役割)

第6条 市長は、はちのへクリーンパートナーが行う活動に対し、必要に応じて次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要なごみ袋の提供

(2) 収集したごみの回収

(3) その他活動に必要な事項

(庶務)

第7条 はちのへクリーンパートナーに関する事務は、環境政策課において処理し、  
関係課は、環境政策課の求めに応じ協力する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成15年4月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年3月22日から施行する。

※様式は省略

## 八戸市ごみ減量推進員設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化、再利用及び再資源化の推進などを図り、もって住みよいまちづくりをすすめるため、八戸市ごみ減量推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

(職 務)

第2条 推進員は、次の各号に掲げる事務に従事するものとする。

(1) ごみの減量化、再利用及び再資源化の推進に関すること。

(2) ごみの適正排出及び不法投棄防止に関すること。

(3) その他ごみの適正な処理に関すること。

(配置及び活動区域)

第3条 推進員は、原則として町内会の区域ごとに当該区域内の世帯数の区分に応じ、次の表に掲げる人数を置くものとする。

世 帯 数	人 数
200世帯未満	1人
200世帯以上400世帯未満	2人
400世帯以上600世帯未満	3人
600世帯以上800世帯未満	4人
800世帯以上1,000世帯未満	5人
1,000世帯以上	6人

2 推進員の活動区域は、当該推進員の所属する町内会の区域内とする。

(委 嘴)

第4条 推進員は、社会的信望があり、かつ、その職務を行うのに必要な見識を有する者で、当該町内会長が推薦するもののうちから、市長が委嘱する。

(身分及び任期)

第5条 推進員は、非常勤とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

# 八戸市放置自動車処理要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の美観を保持するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図るために、市の管理する施設等に放置されている自動車（以下「放置自動車」という。）の処分等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用権を現に有し、又は最後に有した者及び自動車を放置し、又は放置させた者をいう。
- (4) 廃物 放置自動車で、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不用物と認められるものをいう。
- (5) 処分等 廃物の撤去若しくは処分又はこれらのために必要な措置をいう。

## (調査等)

第3条 市長は、市の管理する施設等に、放置されている疑いのある自動車を発見したときは、当該職員に当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により調査を行ったときは、放置自動車調査記録書（別記第1号様式）を作成するものとする。

## (警告書の貼付)

第4条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書（別記第2号様式）を貼り付けるものとする。

## (通報等)

第5条 市長は、放置自動車について、犯罪、事件に関連するものでないか等を確認するため、当該区域を管轄する警察署にその内容を通報する等必要な措置を講ずるものとする。

## (撤去勧告)

第6条 市長は、第3条第1項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

2 前項の規定による撤去の勧告は、撤去勧告書（別記第3号様式）により行うものとする。

## (放置自動車の移動等)

第7条 市長は、放置自動車により市の管理する施設等の機能の保全及び良好な環境の維持に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車を移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定による移動をしようとするときは、あらかじめ、その旨を別記第4号様式に

より告示するものとする。

3 前項の規定による告示期間は、1箇月とする。

## (廃物認定)

第8条 市長は、第3条第1項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が不明の場合において、当該放置自動車が別表に定める廃物認定基準に該当すると認めるとときは、これを廃物として認定することができる。

2 市長は、当該放置自動車が前項の廃物認定基準に該当すると認めることが困難な場合においても、自動車の登録が永久抹消され、かつ、再び車両として用いるための修理に著しい費用を要するとき、又は自動車の所有者及び使用者の家族等から廃棄処分に係る承諾を得る等により明らかに所有権を放棄したものと認められるときは、これを廃物と認定することができる。

3 市長は、前2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を別記第5号様式により告示するものとする。

4 前項の規定による告示期間は、1箇月とする。

## (処分等)

第9条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により放置自動車を廃物として認定したときは、その処分等をすることができる。

## (費用の請求)

第10条 市長は、第7条第1項の規定により放置自動車の移動及び保管をしたときは、当該放置自動車の所有者等に対し、それらに要した費用を請求することができる。

2 市長は、前条の規定による処分等をした後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、その移動、保管及び処分等に要した費用を請求することができる。

## (記録簿の調整)

第11条 市長は、放置自動車の処分等を完了したときは、放置自動車処分記録簿（別記第6号様式）を調製し、保管するものとする。

## (事務処理)

第12条 この要綱による事務処理は、各施設等を所管する課（課に相当する組織を含む。）において行うものとする

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

※様式は省略

# 八戸市 3010 運動推進店認定制度要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロス（以下「食品ロス」という。）を「もったいない」の気持ちで事業者と行政が協力して減らすことにより、本市における一般廃棄物の減少を図るため、3010 運動を推進する飲食店、宿泊施設等を 3010 運動推進店（以下「推進店」という。）として認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店、宿泊施設等 市内で営業を行う飲食店、宿泊施設その他食事を提供する施設
- (2) 3010 運動 宴会や会合等において食事開始後の 30 分から 20 分の間は席を立たずに料理を楽しみ、食事終了前の 10 分から 15 分の間は自席に戻って料理を楽しむ運動

## (申請)

第3条 推進店の認定を受けようとする飲食店、宿泊施設等は、3010 運動推進店認定申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

## (認定基準)

第4条 推進店の認定基準は、別表に掲げる取組項目に取り組み、八戸市による食品廃棄物に関する調査に応じることとする。

## (認定)

第5条 市長は、第3条の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、推進店に認定し、3010 運動推進店認定証（別記第2号様式）、食品ロス削減に資する啓発品等（以下「認定証等」という。）を交付するものとする。

## (啓発品等の掲示及び広報)

第6条 前条の規定により推進店として認定を受けた飲食店、宿泊施設等（以下「認定店」という。）は、店内又は店頭等人目にふれる場所に啓発品等を掲示する等し、3010 運動の取組みの実践、周知又は啓発に努めるものとする。

2 市長は、認定店に関する情報を市のホームページ等を利用して、広く市民等に周知するものとする。

## (認定の取下げ)

第7条 認定店等は、廃業等によりその営業を終了したとき、又は認定の継続を希望しないときは、3010 運動推進店辞退届（別記第3号様式）により市長に届出をし、併せて認定証等を返還するものとする。

## (変更の届出)

第8条 認定店は、第3条の申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、3010 運動推進店変更届（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

## (認定の取消し)

第9条 市長は、認定店が次の各号のいずれかに該当するときは、3010 運動推進店取消通知書（別記第5号様式）により、認定を取消すことができる。

- (1) 第7条に規定する届出があつたとき。
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に不適当と認めたとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた認定店は、認定証等を市長に返還しなければならない。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進店の認定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

※様式は省略

## 別表（第4条関係）

	取組み内容
推進店	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 3010 運動の周知又は啓発</li><li>(2) 食品ロス削減に資する啓発品の掲示等による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施</li><li>(3) 上記以外の食品ロスを削減するための工夫</li></ul>

# 八戸市有害ごみ取扱実施要領

## (この要領の趣旨)

最近の技術革新、国民生活の多様化により、新製品、新素材が次々と生み出され、これらを使用した結果生ずる廃棄物の処理に新たな対応が要請されているが、なかでも、水銀を含む使用済み乾電池等の対策が、環境保全上大きな問題としてとりあげられている。

そこで八戸市では、市民、事業者、市の責務を明確にしながら、良好な環境を確保するため、この要領を定めるものである。

## (有害ごみの定義)

廃棄物を処理する過程において発生する排ガスが人体及び環境に重大な影響を及ぼすものとされる適正処理が困難な廃棄物。

## (有害ごみの種類)

乾電池、蛍光管、体温計

## (市民の責務)

1 乾電池等を購入する場合は、不用となった有害ごみを次の電気機器販売店等（以下「電器店等」という。）に持参のうえ交換するように努めること。

- (1) 電器店（電気相談所の表示をしてある電器店）
- (2) デパート、スーパー

2 1によりがたい場合は、日常のごみに混入しないで、もよりの電器店等に設置してある有害ごみ回収ボックスに投入すること。（電器店等の営業時間内）

## (事業者の責務)

### 1 電器店等の責務

(1) 有害ごみ回収ボックスを設置し、市民が有害ごみを持参したときは、当該ボックスに投入させ処理すること。

(2) 事業活動によって生じた有害ごみ（下取り等により回収した有害ごみを含む）はメーカー等に返送し処理するように努めること。

(3) (2)によりがたい場合は、自ら市の施設に搬入するか、もしくは、一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に処理を依頼すること。この場合、「有害ごみ」のステッカーを貼付すること。

### 2 その他の事業者の責務

会社、商店、飲食店、学校、病院等の事業活動によって、有害ごみが生じた場合は、次により処理すること。

(1) 購入する場合は、不用となった有害ごみを電器店等に持参する等で交換するように努めること。  
(2) (1)によりがたい場合は、自ら市の施設に搬入するか、もしくは、許可業者に処理を依頼すること。この場合、「有害ごみ」のステッカーを貼付すること。

### 3 許可業者の責務

事業者から廃棄物の処理を依頼された場合は、事業者に対し、有害ごみの分別と表示を徹底するよう指導し、有害ごみは、市の施設に搬入すること。

## (市の責務)

- 1 市民、事業者及び許可業者に対する周知と指導
- 2 電器店等に市民が持参した有害ごみの収集
  - ・適正な処理方法が確立されるまでの間、市において収集する。
- 3 有害ごみの保管等
  - ・有害ごみ保管場所に保管する。

(実施時期) 昭和 59 年 4 月

## ごみ集積所の設置基準等に関する要領

令和7年度 八戸市リサイクルパートナー補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地域住民が設置するごみ集積所（以下「集積所」という。）の設置基準及び維持管理等について必要な事項を定めるものとする。

### (設置基準)

第2条 集積所は、概ね20世帯から30世帯につき1ヶ所を基準として設置するものとする。

2 集積所は、次の各号に掲げる要件を満たす場所に設置するものとする。

- (1)別表に掲げる収集車の通り抜けが可能な幅員4メートル以上の道路に面していること。ただし、幅員が4メートル未満の道路で収集作業上支障がないと認められる場合、または現在の収集コースから相当の距離があり、かつ、収集対象戸数が概ね10世帯以上ある袋路で収集車を方向転換させる場所を確保できる場合は、この限りでない。
- (2)安全に効率的な収集作業を行うことができ、かつ、通行人や通行車両等の妨げとならない場所であること。
- (3)土地所有者の了解を得ていること。

### (集積所設置等の申請)

第3条 集積所の設置は、当該町内会等を通じて、ごみ集積所設置等申請書（別記第1号様式）又はホームページ上の電子申請フォームにより市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、現地調査により設置基準に適合するか審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、集積所の変更及び廃止についても準用する。

### (ごみ等の収集)

第4条 第3条第2項の規定により設置した集積所に排出されたごみ等は、市が収集するものとする。ただし、一時大量ごみ、事業系ごみ、処理困難物等にあっては、この限りでない。

### (集積所の管理)

第5条 集積所の管理は、当該町内会等で行うものとする。

2 当該町内会等は、集積所及びその周辺の環境美化に努めなければならない。

### (資源物等の持ち出し禁止)

第6条 集積所に排出された資源物等は、市の収集作業に携わる者以外、何人もみだりに持ち出してはならない。

### 別表（第2条関係）

(単位: cm)				
区分	車幅	ミラー幅	ローリング幅	合計
中型車（4トン）	220	60	60	340
小型車（2トン）	188	50	60	298

※様式は省略

附 則 この要領は、平成6年1月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成21年1月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成21年8月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和3年3月19日から適用する。

### (目的)

第1条 この要領は、再生利用の可能なごみ（以下「資源物」という。）の回収を行うため、市に登録された資源物回収団体（以下「リサイクルパートナー」という。）に予算の範囲内で補助金を交付することにより、資源物回収運動の推進を図ることを目的とする。

### (資源物の種類)

第2条 資源物の種類は、次のとおりとする。（ただし、家庭から排出されるものに限る。）

- (1)紙類 新聞、雑誌（チラシ含む）、段ボール、牛乳パック、その他紙等
- (2)金属類 スチール缶、アルミ缶、金物等
- (3)びん類 繰り返し利用できるリターナブルびん等
- (4)古着類 衣類全般、タオル類、シーツ類、布切れ、カーテン類等
- (5)プラスチック類 ペットボトルキャップ

### (補助金の交付)

第3条 補助金は、リサイクルパートナーが、八戸市資源物集団回収事業補助金交付要領に基づいて市に登録された資源物回収事業者（以下「回収事業者」という。）に資源物を売却した場合に交付する。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、リサイクルパートナーが回収した回収事業者に売却した資源物の重量に応じて積算することとし、その単価については、1kg当たり3円とする。

### (登録)

第5条 登録を受けようとする資源物回収団体は、八戸市リサイクルパートナー登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、当該団体が町内会、子供会、PTA、婦人会等の団体で、おおむね20人以上の構成員を有するときは、リサイクルパートナーとしてその登録を決定し、通知するものとする。

3 前年度末日においてリサイクルパートナーとして市に登録されている者は、この要領の実施の日において、前項の規定によりリサイクルパートナーとして登録を決定されたものとみなす。

4 登録を受けたリサイクルパートナーが、登録した事項に変更が生じた場合又は登録を廃止する場合は、速やかに、八戸市リサイクルパートナー登録変更（廃止）届出書（別記第2号様式）により市長に届出なければならない。

5 前項の規定に関わらず、登録を受けたリサイクルパートナーに5年以上の活動実績がないとき、市は当該登録を廃止したものとみなす。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとするリサイクルパートナーは、八戸市リサイクルパートナー補助金交付申請書（別記第3号様式）に回収事業者の計量伝票又はその写しを添えて、次の区分により申請するものとする。

- (1) 令和7年3月から令和7年8月までの売却分（上半期）
- (2) 令和7年9月から令和8年2月までの売却分（下半期）

2 申請書の提出期限は、上半期は令和7年9月30日、下半期は令和8年3月19日とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7 市長は、第6の申請書を受理したときは、当該申請書の審査等により、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、その旨を八戸市リサイクルパートナー補助金交付決定及び額の確定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

令和7年度 八戸市資源物集団回収事業補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、市に登録された資源物回収事業者（以下「回収事業者」という。）が行う資源物集団回収事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、資源物回収運動の推進を図ることを目的とする。

(資源物の種類)

第2 資源物の種類は、次のとおりとする。（ただし、家庭から排出されるものに限る。）

- (1) 紙類 新聞、雑誌（チラシ含む）、段ボール、牛乳パック、その他紙等
- (2) 金属類 スチール缶、アルミ缶、金物等
- (3) びん類 繰り返し利用できるリターナブルびん等
- (4) 古着類 衣類全般、タオル類、シーツ類、布切れ、カーテン類等
- (5) プラスチック類 ペットボトルキャップ

(補助の対象事業及び所要見込額)

第3 補助対象事業は、八戸市リサイクルパートナー補助金交付要領に基づいて登録された資源物回収団体（以下、「リサイクルパートナー」という。）が集めた資源物の回収に係る事業とし、所要見込額は収集運搬費及びその事務等に係る費用とする。

(補助金の交付)

第4 補助金は、回収事業者が、リサイクルパートナーから資源物を回収した場合に交付する。

(補助金額)

第5 補助金の額は、回収事業者がリサイクルパートナーから回収した資源物の重量に応じて積算することとし、その単価については、1kg当たり5円とする。ただし、所要見込額を限度とする。

(登録)

第6 登録を受けようとする回収事業者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 八戸市資源物回収事業者登録申請書（別記第1号様式）
- (2) 定款又は営業証明書
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、適正と認められるときは、回収

事業者としてその登録を決定し、通知するものとする。

- 3 前年度末日において回収事業者として市に登録されている者は、この要領の実施の日において、前項の規定により回収事業者として登録を決定されたものとみなす。
- 4 登録を受けた回収事業者が、登録した事項に変更が生じた場合又は登録を廃止する場合は、速やかに八戸市資源物回収事業者登録変更（廃止）届出書（別記第2号様式）により市長に届出なければならない。

#### （補助金の交付申請）

第7 補助金の交付を受けようとする回収事業者は、八戸市資源物集団回収事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第3号様式）に、回収した資源物の計量伝票又はその写しを添えて、次の区分により実績を報告し、申請するものとする。

- (1) 令和7年3月から令和7年8月までの回収分（上半期）
  - (2) 令和7年9月から令和8年2月までの回収分（下半期）
- 2 申請書の提出期限は、上半期は令和7年9月30日、下半期は令和8年3月19日とする。

#### （補助金の交付決定及び額の確定）

第8 市長は、第7の申請書兼報告書を受理したときは、当該書類の審査等により、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、その旨を八戸市資源物集団回収事業補助金交付決定及び額の確定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

#### 付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 令和7年度カラス被害対策事業ごみ箱設置購入費用補助金交付要領

#### （趣旨）

第1条 この要領は、カラス被害等を軽減し、ごみの飛散による新型コロナウイルス感染拡大の防止及び環境美化の推進を図るため、ごみ集積所の設置基準等に関する要領（平成6年1月1日適用。以下「設置要領」という。）に基づき、ごみ集積所（以下「集積所」という。）を設置し、及び管理する町内会等に対し、ごみ箱の購入及び設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要領の定めるところによる。

#### （用語の定義）

第2条 この要領において、「ごみ箱」とは、設置要領に基づき市長が設置を認めた集積所に使用するもので、カラス被害等によるごみの散乱を防ぐことのできる構造であることを市長が認めたボックス型のごみ箱をいう。

2 この要領において、「町内会」とは、市長に届出を行なっている町内会、自治会とする。

#### （補助の対象者）

第3条 補助金は、設置要領に基づき市長が設置を認めた集積所を新設し、又は形態を変更するためにごみ箱を購入し、及び設置する場合において、当該集積所の維持管理を行なう町内会に対し交付するものとする。ただし、町内会が組織されていない区域においては、設置要領に基づき設置が認められた集積所で、当該集積所の維持管理に関する代表者が定められている場合に限り、当該代表者に補助金を交付することができる。

#### （補助対象経費及び金額）

第4条 補助金の対象となる経費は、ごみ箱の購入及び設置に要する経費とする。

2 補助金の額は、ごみ箱1基につき、その購入及び設置に係る経費の2分の1又は5万円のいずれか低い額とし、1円に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 1町内会あたりごみ箱2基分までの経費を補助金の対象となる経費とする。

#### （交付申請）

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) ごみ箱設置箇所位置図

- (2) 設置しようとするごみ箱の構造図又はそれに替わるもの
- (3) ごみ箱の購入及び設置に係る経費の見積書の写し
- (4) ごみ集積所設置等申請書（新設・移設の場合のみ）

（交付決定）

第6条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行なうものとする。

（補助事業等の変更の届出）

第7条 規則第7条に規定する補助事業の変更等の承認を受けようとする者は、変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により市長が行う承認については、第6条の規定を準用する。

（実績報告）

第8条 規則第12条の実績報告書は、別記第4号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) ごみ箱の購入及び設置経費の領収書の写し又は振込伝票の写し
- (2) 設置が適正にされたことを証する写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の書類は、補助事業完了後1か月以内又は2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（確定）

第9条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第5号様式）により行なうものとする。

（交付時期）

第10条 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、補助金請求書（別記第6号様式）による補助事業者からの請求に基づき、交付する。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。



**清掃事業概要（令和7年度版）**  
令和8年2月発行

編集発行 八戸市 市民環境部 環境政策課  
〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1  
電話 0178-43-9362（直通）  
FAX 0178-47-0722

E-mail [kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp)